

2025年4月30日

（宛先） 京都市会議長

京 都 市 会 議 員

やまね智史

収 支 報 告 書 の 提 出 に つ い て

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条（☒ 第1項 ☐ 第2項）の規定
により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

別記様式(第3条関係)

議員用

収支報告書

1 議員の氏名 やまね智史

2 収支の内容

項目		金額	主な実績・内容
	交付済額(①)	4,800,000	
支出 済 総 額	調査研究費	94,958	国土交通省への聞き取り。他都市調査(相模原市、宇都宮市、川崎市、杉並区等)。公文書公開請求費用等
	研修費	145,461	第66回自治体学校。第17回地方自治研究全国集会。公的扶助セミナー等
	広報広聴費	2,305,744	市会報告ビラ・はがき作成、配布費。ホームページ関係費、「市政を動かす。」作成印刷費など
	要請・陳情活動費	0	
	会議費	0	
	資料作成費	0	
	資料購入費	16,000	図書購入費
	通信運搬費	32,780	駐車料
	備品消耗品費	0	
	人件費	2,204,420	議員共同事務所として政務調査員の給与、社会保険料「職員従事状況記録簿」に基づく按分をしている。
	事務所費	0	
	合計(②)	4,799,363	
差し引き残額(①－②)		637	

支出先との親族関係について

口座への振り込み以外の方法により経費を支出した相手方は、特別の理由を記載したものを除き、親族等（親族、生計を一にするもの並びにこれらのもの又は議員が役員等の地位を占める法人）ではありません。

やまね 智史

支出調書、成果物および按分について

2025年4月30日

市会議員 やまね智史

議員及び議員団は、不可分一体のものであり、政務活動費の厳正な活用のため一括して管理をしている。

ホームページの管理費等については、選挙活動、後援会活動等にも及ぶため1／2に按分している。

政務調査員の人件費については、「日本共産党京都市会議員共同事務所」として西野さち子議員ほか13名で雇用している。給与等については、職員従事状況記録簿（日報）に基づく按分をしている。職員従事状況説明書、従事内容および給与明細等については「共通部分」に掲載している。

第9号様式（第5条関係）

支出調書一覧表

やまね智史

調査研究費

整理番号	支出日	使途内容	支出金額（円）
1	5/15	国交省調査（北陸新幹線延伸、乗合旅客自動車運送事業）、／やまね	28,696
2	7/31	7／29～7／31他都市調査、／やまね	61,502
3	10/17	公文書（京都市美術館・決算資料）公開請求のため、／やまね	4,260
4	2/14	世界文化遺産「鹿苑寺」調査の為の入場料、／やまね	500
			94,958

支出調書兼出張記録書

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 5 月 15 日		整理No.	1
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費			
調査期間	2024年 5月15日			
①調査目的 市政との関連性	北陸新幹線延伸計画、乗合旅客自動車運送事業について			
②調査先 その選定理由	国土交通省			
③調査項目	別紙			
④調査手法	座学			
⑤調査結果	調査によって得た知見・成果 収集した資料			
費用	行 程	内 容、費用の積算内訳等		費 用 (円)
	京都～東京	往復乗車券・のぞみ指定席		28,340
	東京～国会議事堂前	東京メトロ (ICカード) 領収書なし		178
	国会議事堂前～東京	東京メトロ (ICカード) 領収書なし		178
		按分割合	10 / 10	政務活動費支出額
備考				

注 支出年月日は、調査に要したすべての支出が完了した日を記入。

領 収 書

やまね 智史 様

Receipt

領収年月日
金額

2024-5-12

登録番号: T1120001059675

¥28,340 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)

購入商品

JR乗車券類

(_____ 枚)

西日本旅客鉄道株式会社

成陽駅F1発行

20044-01

印紙税申告納
付につき大定
税務署承認済

2024年6月10日のご利用代金明細表

2024年5月25日 星期三

お名前	
お支払い日	2024年6月10日（月）
お支払い合計額	299,184円
カスタマー番号 （サービス名称/ 加入・切替日）	dカード GOLD
	2018年8月13日

金融機関	
支店	
韓国	
口頭審理	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下2桁を表示していません。

各議院總會、お申込みには金額等が必須となりますので、お手元に力一下きご用務の上、お問い合わせください。

費用一括払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容及び適合しない場合や、後発の技術等により理由なく中止をせざるを得ない場合がある場合があります。

[illegible]

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	円換算	換算レート	換算日	
△お支払い金額総合計△						299,184				

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町2丁目 11番1号

登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。

dカードゴールドデスク 0570-070-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります

クレジット紛失追跡 0120-159-360 (24時間年中無休)

携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)

ホームページ <http://dcmx.jp/>

お客様控

クレジットカードご利用票/CREDIT CARD SALES SLIP

R178

会社名・会員番号

取引内容:お買上

支払区分:一括

承認番号:405453ATC006C C03

商品名:一括発券)乗車券類 28枚(冊)

5月15日 のぞみ 82号 京都→東京 他

乗車変更や払戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。

払戻しの際は購入時のカードをお持ちください。

VISACREDIT

A0000000031010

2024-5.12

00042-30

この控は大切に保存してください。

成陽堂F1発行

06-06-10 B W

299,184 Dカード/DCMX

【国土交通省】

北陸新幹線京都地下延伸計画(小浜～京都ルート)について

- ① 「近くアセスの結果が示され、詳細なルートが公表されるところに来ている」(西田昌司参議院議員発言要旨「県民福井2024年4月26日」)とされているが、環境アセスの準備書に関わる状況をお聞きする。
 - ・そもそも、これまでの調査結果はまとまっているのか
 - ・いつ公表されるかは大雑把に決まっているか
 - ・現在、ボーリング調査が予定されているが、これは環境アセスには反映されないのか
 - ・「ルートが画定していないもとで、複数のパターンで提示し、環境アセスを行う」(「ストップ！北陸新幹線延伸計画私たちの街やましな申し入れ(2023年9月22日)」への鉄道運輸機構の回答)との話は事実か。
- ② この延伸計画には「認可の5つの基準」があるが、B/Cが1を大きく1を切った場合は、当然「認可はされない」と考えるが、間違いないか。
- ③ 2022年12月29日の京都新聞で「京都駅通らず地上駅案」が紹介されたが、現在進められている環境アセスではこうした提案は対象外であるとの認識だが、間違いないか。
- ④ そもそも今回の京都市の地下に巨大トンネルで新幹線を通す計画は問題が多すぎて、その可能性もありません。京都を破壊するような計画はいち早く断念すべきだと考えるが、いかがか。
- ⑤ 鉄道・運輸機構が令和5年12月5日に示した「北陸新幹線事業推進調査の進捗状況」について、以下の点を明らかにされたし。

・地質関係調査について

25本のボーリング調査と物理探査についての実施個所と結果

・受入地事前協議について

発生土の受け入れ候補地選定依頼自治体名と、候補地及び受入土量についての協議内容

・地下水関係調査について

12エリアの地下水調査の個所と河川水の採水実施箇所

・鉄道施設概略設計について

活用した既往の調査結果とは何か、影響を解析した近接構造物とは何か

・道路・河川等管理者との事前協議について

161件の交差物件の個所付け

一般乗合旅客自動車運送事業について

- ① 乗合バスの運賃について以下の点をお示しいただきたい
 - ・運賃値上げに当たっての考慮点
 - ・公営バス民間事業者バス運賃の同調について
- ② 全国の乗合バス事業における路線廃止・減便・廃業の現状と、対策についてお示しいただきたい

支出調書兼出張記録書

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 31 日	整理No.	2	
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費			
調査期間	2024年 7月29日 ～ 7月31日			
①調査目的 性	市政との関連	別紙		
②調査先	その選定理由	別紙		
③調査項目	別紙			
④調査手法	座学・実地見学			
⑤調査結果	調査によって得た知見・成果	別紙		
	収集した資料	別紙		
費用	行 程	内容、費用の積算内訳等	費 用 (円)	
	7/29 京都～橋本	★ JR乗車券	8,360	
	7/29 京都～新横浜	★ JR新幹線特急券	5,470	
	7/29 橋本駅北口～城山総合事務所入口往復	☆ 神奈川中央交通	540	
	7/29 橋本～宇都宮	★ JR乗車券	3,080	
	7/29 東京～宇都宮	★ JR新幹線特急券	3,040	
	7/29 宇都宮駅西口～ホテル	タクシー	340	
	7/29 宿泊	★ 宇都宮東急ホテルグランデ	8,500	
	7/30 宇都宮市役所～宇都宮駅西口	タクシー	480	
	7/30 宇都宮駅東口～清原地区市民センター前往復	☆ 宇都宮ライトレール	600	
	7/30 宇都宮～川崎	★ JR乗車券	2,310	
	7/30 宇都宮～東京	★ JR新幹線特急券	3,040	
	7/30 川崎～東京	☆ JR東海道本線	318	
	7/30 東京～南阿佐ヶ谷	☆ 東京メトロ丸ノ内線	252	
	7/30 宿泊	★ ルートイン東京阿佐ヶ谷	10,750	
	7/31 南阿佐ヶ谷～東京	☆ 東京メトロ丸ノ内線	252	
	7/31 東京～京都	★ JR乗車券・新幹線特急券	14,170	
	按分割合	10/10	政務活動費支出額	61,502
	備考	★(株)ライオンズ旅行企画 ☆は、ICカードで利用のため領収書を徴し得なかった。 タクシー代は29日分・30日分それぞれ3台の合計額を9人で按分(10円単位。端数は会派分を含む)		

注 支出年月日は、調査に要したすべての支出が完了した日を記入。

領収書

№ 006114

やまね 智史 様

2024 年 7 月 11 日

¥ 58,220 *

但し 7/1-31 調査費用にて

上記の金額正に領収いたしました

内訳

☐ 現	金
☐ 小	切 手
☐ そ	の 他



株式会社

ライオンズ旅行企画

T612-8427 京都市伏見区竹田真輪木町55
TEL.075(621)8117 FAX.075(621)8127

係 員



領収書

現.チ.ク

2024年07月29日 -014

メーター運賃 ¥1,000円

合計 ¥1,000円

(税率10%)

登録番号 T6060001003156

現金支払 ¥1,000円

車輛番号 1993

東野タクシー(株)

宇都宮市桜4-14-19

宇都宮営業所 028-622-6500

宇都宮(営) ☎ 0120-622-650

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、ご要望は、

上記に連絡ください。

領収書

現.チ.ク

2024年07月29日 -015

メーター運賃 ¥1,000円

合計 ¥1,000円

(税率10%)

登録番号 T4060001001104

現金支払 ¥1,000円

車輛番号 2036

毎度ご乗車ありがとうございます。

FIRST TAXI GROUP

関東交通㈱宇都宮営業所

栃木県宇都宮市若草2-1-19

お忘れ物等のお問い合わせは

☎ 028-625-7111

タクシーのご用命は

☎ 0120-150-840

領収書

現.チ.ク

2024年07月29日 -015

メーター運賃 ¥1,100円

合計 ¥1,100円

(税率10%)

登録番号 T6060001003156

現金支払 ¥1,100円

車輛番号 1916

東野タクシー(株)

宇都宮市桜4-14-19

宇都宮営業所 028-622-6500

宇都宮(営) ☎ 0120-622-650

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、ご要望は、

上記に連絡ください。

7/29 宇都宮駅西口 → ホテル

領収書

現.チ.ク

2024年07月30日 -026

メーター運賃 ¥1,400円

合計 ¥1,400円

(税率10%)

登録番号 T4060001001104

現金支払 ¥1,400円

車輛番号 2107

毎度ご乗車ありがとうございます。

FIRST TAXI GROUP

関東交通㈱宇都宮営業所

栃木県宇都宮市若草2-1-19

お忘れ物等のお問い合わせは

☎ 028-625-7111

タクシーのご用命は

☎ 0120-150-840

領収書

No. 3095

日付 2024年07月30日 09:52

車番 002065 000

メーター運賃 ¥1,500-

合計 ¥1,500-

内消費税等 ¥136-

消費税率 10%

上記の通り領収致しました



矢野自動車㈱

宇都宮市西川田町1004-13

TEL: 028-658-7711

登録番号: T9060001004507

消費税率 10%

領収書

No. 6153

日付 2024年07月30日 09:54

車番 002056 000

メーター運賃 ¥1,500-

合計 ¥1,500-

内消費税等 ¥136-

消費税率 10%

上記の通り領収致しました



矢野自動車㈱

宇都宮市西川田町1004-13

TEL: 028-658-7711

登録番号: T9060001004507

消費税率 10%

7/30 宇都宮市役所 → 宇都宮駅西口

2024年 他都市調査A班 7月29日（月）～31日（水）

参加議員 とがし豊、加藤あい、河合ようこ、北山ただお、玉本なるみ、とがし豊、
やまね智史
随行 政務調査員 XXXXXXXXXX (30 日午後以降)

- ①研修目的 市政との関連性
- ②研修先 その選定理由
- ③研修内容
- ④研修手法

■7月29日（月）13:00～15:00（神奈川県相模原市）

- ①公文書管理条例及び公文書館について調査する
- ②神奈川県相模原市
他の政令市に先行して公文書管理条例を制定し、公文書館を開館している。
- ③公文書管理条例及び公文書館について
 - ・条例を制定することとした当時の背景
 - ・条例の概要や特長
 - ・公文書の対象範囲、条例の運用方法
 - ・条例の運用体制、これまでの主な取組
 - ・公文書管理の課題と今後の展望
 - ・公文書館の現地視察
- ④城山総合事務所別館 2 階にて担当課から話を聞いたのち、公文書館（城山総合事務所別館 3 階）を見学

■7月30日（火）9:00～11:30（栃木県宇都宮市 日本共産党宇都宮市議団との懇談及びLRT 試乗）

- ①芳賀・宇都宮 LRT 事業について調査する
- ②栃木県宇都宮市
新規軌道敷設による LRT 事業は日本初であり、京都市でも LRT に関する議論がある。
- ③A. 担当課の対応が困難とのことだったため、以下の内容について、事前に市会事務局を通して宇都宮市から回答を得た
 - ・ルート選定の考え方及び急勾配区間への対応について
 - ・道路との併用区間における安全対策（ソフト面・ハード面）について
 - ・事業に関して市民から寄せられてきた意見の概要について
 - ・整備費の内訳の詳細について
 - ・他の公共交通機関の導入・拡充（モノレール等の鉄軌道、BRT の新設、路線バスの拡充等）との①メリット・デメリット、②新たな整備に伴うイニシャルコスト・ランニングコストの比較の検討内容・結果について
- B. A などの資料を基に、事業の経過や宇都宮市議団の論戦などについて話を聞く
- ④宇都宮市役所にて、共産党宇都宮議員団と懇談後、ライトレール（宇都宮駅東口～清原地区市民センター前間を往復）に乗車。

■7月30日（火） 14：00～15：00（神奈川県川崎市）

①川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について調査する

②神奈川県川崎市

「ヘイトスピーチ解消法」の制定を受け、全国的にも先行して条例を制定している

③川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について

- ・条例制定に至る背景、経過
- ・罰則規定を盛り込んだ契機と理由
- ・条例制定による効果
- ・今後の課題

④川崎市役所にて、担当課から話を聞く

■7月30日（火） 15:15～16：40（日本共産党川崎市議団との懇談）

1. 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」制定までの経過や党議員団が果たした役割
2. 川崎市における「高齢者外出支援乗車事業」の検討状況について

■7月31日（水） 10：00～11：00（東京都杉並区）

①気候区民会議について調査する

②東京都杉並区

区民から無作為抽出で募集して気候変動問題に関する会議を実施し区政に反映するとしている。

③気候区民会議について

- ・気候区民会議の設置及び同会議の参加者を無作為抽出により募集することとなった背景・経過
- ・参加者の無作為抽出の方法と応募状況（年齢別）
- ・会議を開催する際の工夫点など
- ・同会議の設置による気候危機対策などへの影響や変化

④杉並区役所にて、担当課から話を聞く

■7月31日（水） 11：00～12：00（東京都杉並区）

①まちづくり基本方針の改定について調査する

②東京都杉並区

昨年度のまちづくり基本方針改定において、「住民参加のまちづくり」を重点に置いている

③まちづくり基本方針の改定について

- ・まちづくり基本方針（令和5年度以降）の改定のポイント（見直し作業の観点など）
- ・都市計画道路などにおいて、「住民との合意形成を図る」ことに重点を置くこととされた経過
- ・阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりにおいて住民合意の方針によって改定された内容
- ・都市計画道路などの変更における東京都との調整状況
- ・基本方針に基づく住民参加のまちづくりの取組に係る実践と更なる改善点

④杉並区役所にて、担当課から話を聞く

■7月31日（水）13：00～14：00（東京都杉並区）

①指定管理者制度の検証について調査する

②東京都杉並区

「指定管理者制度の検証報告書」を作成し、それに基づいた施策を実施しようとしている

③指定管理者制度の検証について

- ・指定管理者制度を検証することとなった背景・経過
- ・検証を行うに当たっての具体的な観点
- ・検証結果において「一定程度の施設を直営の運営とする」と判断された際の具体的な課題（例えば、非正規職員の割合が高いことによる住民等への影響など）
- ・一部の施設の直営化に向けた検討内容

④杉並区役所にて、担当課から話を聞く

■7月31日（水）日本共産党杉並区議団との懇談（14：00～15：40）

1. 岸本聡子区長就任後の区政・区議会の変化について
2. 各分野における指定管理者制度の状況について

2024年 他都市調査A班 7月29日(月)～31日(水)

参加議員 とがし豊、加藤あい、河合ようこ、北山ただお、玉本なるみ、とがし豊、
やまね智史
随行 政務調査員 (30 日午後以降)

入手した資料

■ 7月29日(月) (神奈川県相模原市)

- ・相模原市における公文書管理(説明資料)
- ・相模原市公文書管理条例、相模原市公文書管理規則ほか、条例関係資料
- ・相模原市立公文書館利用案内
- ・相模原市立公文書館年報(令和4年度の運用状況報告)
- ・過去の「相模原市立公文書館だより」「相模原市立公文書館企画展」公報物など

■ 7月30日(火) (栃木県宇都宮市・日本共産党宇都宮市議団との懇談)

- ・芳賀・宇都宮 LRT 事業に関する宇都宮市からの回答(ルート選定の考え方、安全対策、市民意見、整備費、他の公共交通機関との比較)
- ・LRT 事業に関わる内容が掲載された「日本共産党宇都宮市議団ニュース」
- ・LRT 事業に関わる市民からの陳情・意見書など

■ 7月30日(火) (神奈川県川崎市)

- ・川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について(説明資料)

■ 7月31日(水) (東京都杉並区)

○気候区民会議について

- ・杉並区気候区民会議について(説明資料)
- ・杉並区地球温暖化対策実行計画(概要版)

○まちづくり基本方針の改定について

- ・杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)冊子
- ・杉並区まちづくり基本方針(案)に対する区民等の意見提出手続きの実施結果について
- ・杉並区まちづくり基本方針(案)に対する区民等の意見の概要と区の考え方
- ・杉並区まちづくり基本方針(案)に対する説明会での意見の概要と区の考え方
- ・杉並区まちづくり基本方針(案)に対する東京都からの意見と対応方針
- ・(仮称)デザイン会議はじまりの会(会議資料)
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(概要版)
- ・東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(概要版)

○指定管理者制度の検証について

- ・指定管理者制度の検証報告書

2024年7月29日 他都市調査1日目【相模原市・市立公文書館】

* 相模原市総務局/情報公開・文書管理課からの説明・・・「相模原市における公文書管理」について

◆公文書管理条例の概要

（１）条例制定の経緯・・・H22 公文書管理規則を改正し、永年保存を廃止し「30 年保存」に、重要なものを「歴史的公文書」と定義 ➡H23 審議会立ち上げ ➡H24 審議会諮問 ➡H25 審議会答申「地方自治体の公文書及び歴史的公文書は、共有の知的資源として、適正に管理・保存・利用していくためには、条例においてその仕組みや基準を定める必要がある」「条例の実効性を担保するため公文書館を早期に検討すること」。相模原市公文書管理条例を制定（政令市では大阪市、札幌市に次ぐ３番目） ➡H26 相模原市立公文書館条例を制定

（２）条例構築のコンセプト・・・「公文書管理体制の継承」「公文書管理法が求める適正な公文書管理の実現」「実効性の高い、相模原市独自の条例（行政の側で勝手には捨てられない）」

条例の特徴、①第三者機関のチェック「歴史的公文書選別基準の制定、改廃」「公文書保存期間の延長」「公文書の廃棄、歴史的公文書の廃棄」は審議会に諮問しなければいけない。実際に市が廃棄として出してきたものを「廃棄してはならない」「保存期間を延ばした」事例が毎年何件かある。②歴史的公文書を残す仕組みとして、誤廃棄を防ぐ４つのハードル。「作成時に歴史的公文書の要否マーク」「保存期間満了時に社会情勢の変化等を考慮し判断」「審議会への諮問」「廃棄予定リストの公表」、③公文書の作成に関する指針、④歴史的公文書選別基準、⑤公文書目録の公表（市のHPでも検索 H24～R3 の文書タイトルが見れるようになっている）

（３）公文書館設置の経緯及び特徴・・・H24 の審議会答申で「実効性を担保するため公文書館設置を」とされたことを受けたもの。早期にできた理由は、①既存施設の有効活用（議会の議場を一部活用し内装を改装し経費も抑えた）、②再任用職員や会計年度任用職員の活用、③民間倉庫の活用、委託契約で外部倉庫を確保（1900 箱以上は外部で保管）など。公文書以外に市民に配布する行政資料もしっかり残す必要があると位置づけ保存に取り組んでいる。

◆条例制定の効果と課題

【効果】「市の統一的な公文書管理の仕組み・ルールにより、市長部局だけでなく教育委員会も選挙管理委員会の文書も同様に扱われる」「歴史的文書の保存と利用の環境整備」

【課題】R 元年に発覚した「大規模区画整理事業に係る事業で作成すべき文書が作成・提出されていなかった事案」→条例は制定したが「公文書は市民共有の知的資源」という重要性の認識や、文書作成・保存等を適切に行うことについての職員の認識不足があった。組織としての管理体制にも課題があった ➡対応方針として「職員研修の充実」「公文書の範囲の見直し」「政令市では相模原市だけの公文書監理官の配置」

◆条例の実効性を高める取組

R3 に公文書監理官（市の公文書を総点検し、適正な公文書管理に向け始動及び助言する役割）を配置。また、公文書監理計画（R3 年度から毎年策定）に基づき、①適切な公文書の作成、②適切な保管・保存、選別、③第三者によるチェック、点検・調査・助言、④不適切な管理の改善・検討・実施を行うようにした。公文書監理官を置くことで③④ができるようになり、チェックだけでなく改善に結びつく体制に。適正な公文書の作成・管理に向けては、チェックする仕組みが必要。ま

た、職員一人ひとりが業務に追われると市民の知的資源であることを忘れてしまうので、くり返し研修し意識を植え付けたい。

＊質疑応答

◆徹底した管理体制を追求していると感じたが、重要な文書が誤って廃棄された事例があるのか？

→H26の条例制定後はないが、制定以前には誤廃棄があった。

◆公文書館の利用者はどれくらい？市民からの問い合わせはどれほどあるか？

→資料の公文書館年報で「歴史的公文書の利用請求件数」などを紹介している。

◆元資料は公文書になるのか？

→基本は職員が職務上作成したものは公文書。ファイルナンバーで管理し保存年限を当てはめる。歴史的公文書は、事案の全てを保存するわけではない。重要なのは意思決定や市民意見が分かるようにすること。相模原市で課題なのは学校文書。管理の仕方が通常の事務とは違う。分類は整理が必要。他自治体でも学校文書は整理が必要と聞いている。

◆廃棄予定リストを市民が見て「廃棄すべきでない」となった時、声を反映できる仕組みは？

→制度上、もしご意見あれば説明を尽くすのが基本だが、ご意見を聞いたうえで、実施機関で判断すべきものとする。

◆「10年保存すべき」が「1年」になっていた事例について。

→1課で年1000件～2000件×40～50課。件名だけで見ていくが数件ある。市民の方からのご意見を「5年」で設定しているのに「1年」になっている事例が多い。調査は3人でやっている。マンパワー的に見られているか不安もありながら。

◆「職員は再任用で正規はゼロ」とのことだが研修のサイクルは？

→正規職員は配置していない。主に公文書管理や図書館などの仕事をしていて、ある程度知識のある職員を配置。研修は主に国立公文書館で実施している研修で修得。資格を取得できる段階まで来ている職員もいる。

◆民間倉庫の管理の仕方は。

→公文書館には書庫は多くないので外部の民間倉庫（温度湿度等を適正に管理できるところ）に預けている。7割ぐらいは外部書庫にある。利用請求があればそこから取り寄せる。短期間でできたのは職員や施設にお金をかけなかったところにあると思う。

◆文書点検について4年目で全部見たとのことだが、今後はどうされるのか？

→公文書の保管状況は改善されているが完全ではないので、いかに効果的な調査をするか今年度考えたい。特に教育委員会の学校現場については、現場の負担がある中でどう公文書作るかなど。

◆デジタル化で残していく考え方は？

→請求書等は基本は電子化し、紙の原本は1年。共有フォルダもR4に統一マニュアル作って運用。8割は電子化。どうしてもシステムにのらない容量が大きいものは紙で残している。

【感想】「市が廃棄提案したものを審議会が覆す事例もある」とのお話が大変興味深かった。条例制定、市立公文書館の設置、公文書監理官の配置など、仕組みや体制をきちんと整備していることが、実際の公文書の適切な保存につながっていると感じた。「公文書は市民共有の知的資源」との位置付けを何度も強調された点も、公共の果たすべき役割を公務労働者が自覚し働く姿として印象的だった。

2024年7月30日 他都市調査2日目・前半【宇都宮市・LRT】

* 共産党宇都宮市議団との懇談（以下にまとめ）、実際にLRTに乗車

◆LRT全線新設は国内初で昨年も500件以上の視察。ただ住民感情は違っている。経緯については「住民と自治」6月号に書いた。

◆宇都宮は東北本線があり南北の鉄道はあるが、東西が分断されている状況。西側が中心市街地。東側の工業団地は北関東で一番大きい、そこへの道がずっと渋滞。「渋滞解消」が課題だった。その解決のため、路面電車なのか地下鉄なのかモノレールなのかBRTなのかという議論があった。一番安いのは路面電車ではないかとの意見もあり共産党議員団も考えていた。BRTの実証実験もされたが、バスはいつの間にか議論されなくなり計画の中で路面電車に。

◆「需要予測」が問題。市はパーソントリップをもとに予測を公表するが数字がコロコロ変わった。1日6000人とのことだがほとんどは通勤通学で日中はガラガラ。そういうところに路面電車がふさわしいのか。「連結バスのほうがいいのでは」との意見もあった。住民投票条例の制定（署名3万筆）は賛成15反対28で否決。（賛成会派：共産、市民連合、フォーラムみんな、議会改革クラブ、未来へのかけ橋）

◆運行開始から約1年。市は「とにかく赤字にさせない」「需要予測を超える乗客をつくらなければ」「間違いがなかったことを証明する」としていろんな施策を打っている。小学生に500円のカードを配ったり、遠足で使ってもらうなど。乗車してもらうために市がかなりの支出をしている。通勤通学で乗る方が8割くらい。昼間は視察で来た人が乗るほうが多いのでは…。

◆乗っても目的地がない。工業団地しかない。市は「魚の背骨のような公共交通ネットワークをつくる」「自家用車をやめてもらうのがねらい」と説明。しかしLRTは整備されたが、小骨部分、その先の交通が不十分。LRT沿線の乗換拠点・トランジットセンター（無料駐車場）はいっぱい状況。市民からは「駐車場を広げて」との声。LRTは10分おきだが路線バスの本数はとても少ない。

* 質疑応答

◆整備事業費は684億円で国補助が300億円とのことだが、その根拠は。県が出されたお金は。→2分の1が国補助。何でも使える「社会資本整備総合交付金」。上下分離方式が認められたことで一気に進んだ。既存のバス会社にやってほしかったが採算取れないので手があがらず、市が主体となった別会社をつくった。県もお金を出している（知事は元宇都宮市長でLRTを推進してきた人物）。

◆市内の交通分担率は？生活交通として使いづらい？

→宇都宮はバスによる交通が盛ん。観光も少しあるが、日中乗る人がいない需要予測では…。それよりもバスのほうが柔軟に対応できるし面的にカバーできるのでは。人口の多い清原台団地もあるが、LRTはその手前で曲がってしまう。生活している人が置き去りのルート。2016年11月の市長選出口調査では反対が62%。市長選も6000票差まで追い詰めた。

◆宇都宮大学のキャンパスも通っているが学生の利便性は？

→市の東側はバス通り（一本南の国道123号線）を中心に発展し、LRTもそちらに作るべきとの声もあった。作新学院大学から西側に延伸計画があり、そこにも作新学院高校がある。一定程度利便性が図られた部分はあると思うが。

◆駐車場は市営？何台分？

→市営。合わせて100台以上停められる。元々は乗換拠点の整備だったが…。

◆小骨をつくる政策はなかった？

→状況として結果としてそうになっている。運転手不足などもあるが。大型のバスが空気を運んでいるような状況。住民からは「小型のバスを」との声。

【感想】議員団メンバーがLRTに乗車したのは午前10時～11時ごろ。席に座ることもでき乗り心地も悪くなかった。ただ、ルートが市民生活の導線と必ずしも重なっておらず、多くが郊外や畑の中を走っている印象。乗降客が一人もない駅もあった。他の交通機関との接続も不十分とのこと。やはり市民生活の利便性向上よりも「建設ありき」で進められた事業ではないか。日常の買物・病院通い・役所への来訪等、市民生活に根差した地域公共交通の重要性を改めて感じた。

2024年7月30日 他都市調査2日目・後半【川崎市】ヘイトスピーチ規制条例

* 川崎市市民文化局/人権・男女共同参画室からの説明・・・川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について

◆制定の経緯

2016年5月、ヘイトスピーチデモに係る公園等の利用申請に対し不許可処分

2016年6月、横浜地裁川崎支部がデモの主催者に一定区域でのデモを禁止する仮処分決定

2016年8月、横浜地方法務局長がデモの主催者に今後同様のデモを行うことのないよう勧告

2017年11月、「公の施設」利用許可に関するガイドラインの策定

2019年12月、差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定

◆条例の内容、本邦外出身者への不当な差別的言動の解消に向けた取組

①不当な差別的言動の禁止・・・場所〈市内の公共の場所〉・手段〈拡声器・掲示物・配布物〉・内容〈居住する地域からの退去の扇動〉の要件全てを満たすと罰則対象。手続きとしては、違反行為1回目→勧告→違反行為2回目→命令→違反行為3回目→公表・罰則、となる。条例施行後、勧告・命令・公表・罰則適用に係る告発等は行われていない。

②公の施設の利用許可等の基準

③インターネット上の差別的投稿に係る拡散防止措置及び公表。2024年7月9日時点で、386件の投稿削除要請に対し、295件（76%）が削除されている。

* 質疑応答

◆条例制定の効果は？

→①公共の場所での街宣活動が禁止規定。明らかに条例の要件に該当する言動は行われなくなった。演説をする際も罰則規定を念頭に置いて発言している様子が垣間見える。市として表現の自由に配慮し厳格に審査しているが、かなり蓄積があり該当する件についてかなり見えてきている。②インターネット上の拡散防止措置。昨年春頃から特定の市民や地域を対象とした差別的な投稿が増えており、何らかの啓発が必要と考えている。

◆公の施設について京都市はガイドラインはあるが使用許可を取り消した事例はない。川崎市は？

→作ってから不許可や許可の取消などの強い処分は行っていない。過去にヘイト行為をおこなった団体に対して「警告」をした事例はある。

◆警告した団体は、市民からの報告か、または施設管理者や川崎市からの報告か。

→後者になる。団体はシステム上分かるようになっている。指定管理施設ではそのような事例はないが同様の対応になる。

◆具体的に寄せられている人権相談の内容は？

→会計年度任用職員を2人配置し電話やネットで行っている。障害、家族関係、金銭など、中身は多種多様。それぞれ専門の相談機関につなぐ。どこにかけていいかわからない人がかけてくる窓口として機能している部分もある。

◆ネットの削除要請はどのように当局に情報が寄せられている？

→特定の方からの申し出が非常に多い。代理人が要綱に基づいて出される。それ以外にインターネットリサーチを行っており、私どもが見つけたものも削除要請している。

◆「市がインターネットリサーチで見つけたものも削除要請」とのことだが何件くらいあるのか？どの部署がどのようにリサーチしているのか？

→リサーチは業者へ委託（プロポーザルで企画提案。実際できる業者は限られているが。年間で約270万円）してパトロール・モニタリング、毎週報告があがってきて、それを職員が条例要件に該当するか確認。当初は市民からの報告が多かったが、ネットリサーチの精度が上がってきて今では我々から削除要請するもののほうが多くなっている。

◆市の体制は何人くらいか？

→課長、課長補佐、係長、会計年度任用職員など、5人で回している。ほとんどがヘイト関連の案件。それ以外の人権課題は別の班がある。

◆条例化に対する市民的受け止めは？市議会の議論もスムーズにいったのか？

→2019年にバブコメ。6割超の方が賛成。全員が賛成ではないが議会では全会派が賛成。条例ができる前はいろんな考え方の差異はあった。罰則をつけるかつけないか、つけるなら科料にするかなど。

◆京都市では公選法との関係で排外主義的な主張をする候補者が演説会を行う時「政治活動の自由」を口実にする場面があった。選挙に関連しての対応は？

→2023統一地方選の際に、候補予定者説明会の中で条例周知をした。

◆議会の中で川崎市行政へ「規制がいるのでは」という議論があったのか？

→議員個人の方から一般質問などで意見・要望いただく機会はあるが、それとは別にネットワーク組織があり、市内学校や商店街関連などの方が条例制定へ大きな運動をされた。その中に関わりの深い議員もおられた。

* 共産党川崎市議団からの報告

◆言動・表現に対して刑事罰を設ける全国初の条例だが、素案段階でいろんな問題点があった・・・

もしヘイト側が裁判で訴えれば「違憲」で負ける危険性。また、「罰則」の構成要件を曖昧にすれば、逆に表現の自由を奪う弾圧につながる危険も。「不当な差別的言動」という言葉が曖昧で、識者は「言論と行為を区別すべき」と指摘。「適正手続きの保障」も必要だった。

◆条例の内容として、前半は差別全体を禁止する中身に、後半は構成要件を厳格に規定している。このことに対し障害者団体から「やるなら個別の解消法をつくってほしい」「障害者差別の問題ではないが罰則がないのか」との声があり、これは議会答弁で言質を取って賛成することにした。今も障害者団体からは個別の条例作ってほしいとの意見がある。

* 質疑応答

◆「勧告が出されていない」と市当局は説明したが、本来勧告すべき事案があったのにしなかった？

→ヘイトスピーチが行われれば必ず市の職員が確認に行く。その中では当たる言動はないとの判断。
ヘイトスピーチをやる側も「何を言うと勧告に当たるか」を分かっているのでギリギリのところでやっている。露骨な表現をしなくなった。むしろネット上が深刻。

◆インターネットの削除要請の「要綱」は市独自のもの？

→市独自のもの。規則的なものを出すと対策されてしまうので公表はされていない。

◆党議員団が「刑事罰」でよしとした決定的理由は？

→行政罰・科料については「それでは軽い」「前科もつかない。ゆるやか。これでは言うこと聞かないだろう」「刑事罰が抑止になる」と市民団体や弁護士も強調された。当事者からすれば「厳罰主義が抑止になる」と言われた。しかし「表現の自由に対して刑事罰」は諸刃の刃。そこで私たちは「一義的に構成要件を明確にする」ことにこだわり最後は許容・妥協した。

ヘイトスピーチの現場では命の危機を感じるような深刻な実態もあった。ネットワークのみなさんは体をはってがんばっていた。ヘイト側は小さなまちに全国から押し寄せていた。市当局は被害実態の深刻さから何とかしなきゃいけないという思いがあったが、表現の自由という憲法上最上位の問題を考えていなかった。私たちは「訴えられたら負ける」ということを強く指摘した。

◆行政の体制について、業者はどういうところがやっているのか。

→職員の意識も発展して諮問する件数が大幅に増えた。今までは当たらないとされたものが対象となったり。今年はフォトジャーナリスト安田菜津紀さんを迎えて 100 人以上で学んだり。

業者は特定の言葉を抽出しているのでは。少ないときは被害を受けた方が市に言っていたがそれがなくなってきた。被害者が自分でやるのは本当に大変。それを行政がやるようになってきたのは大事。

【感想】ヘイトスピーチ規制について、「実際に許さないための実効性を担保する」「権力による悪用・弾圧につながらないようにする」という二つの側面があり、その点で共産党川崎市議団が「構成要件」「適切な手続き」について果たした役割は大変大きいと感じた。ネット上のリサーチと削除要請については京都市でも対応を考えられる問題と感じた。

2024 年 7 月 31 日 他都市調査 3 日目【杉並区】気候区民会議について

* 杉並区当局からの説明

◆目的：気候変動対策について区民意識醸成や行動変容を促し、区民の意見提案を区政運営に生かす

◆参加者：無作為抽出した 5000 名の区民に案内状を送付し 199 名から参加意向。性別、年齢層、居住地のバランスを考慮し 80 名選出（実際の参加者 77 名…女性 51%・男性 49%、10 代 14%・20 代 11%・30 代 18%・40 代 23%・50 代 11%・60 代 14%・70 代 9%）

◆会議の流れ：1～2 回目は学習、3～5 回目で熟議、第 6 回で意見提案の取りまとめ。令和 6 年 3 月から 8 月まで全 6 回（各回 3～4 時間程度）開催し、年度末までに結果を報告するシンポジウム（会議報告に留まらず、区民やステークホルダーを巻き込み、機運を高め取組を拡大・加速する機会）を開催する。学習もサポート（参考動画や資料の提供、質疑応答のプラットフォームツールでアンケートや質問回答、参加者の希望に応じてオンラインで情報提供、グラフィックレコーディングで各情報を見える化）

◆意見提案の施策への反映：各所管で実施可否等を検討し、気候危機対策推進本部（令和 5 年 10 月に設置…区長を本部長として副区長、教育長、関係部長で組織）で事業化方針を決定。

*** 質疑応答**

◆会議の進め方と民間企業や団体の関わり方について。登壇された工務店や NPO は地元の方か？全体としては企業や団体は取組を紹介してもらって、会議の大きな枠組・進行はあくまで行政側でやる？

→工務店も杉並区内。NPO もみどりの基本計画など区の実態をよくわかっていたいている方。いろんな分野の事業者いるが、気候変動対策の取組をアンケートでうかがい参考情報として提供。進行（ファシリテーター等）は運営支援委託としてプロポーザルで選んだ事業者（企業体）に委託。

◆23 区の他の自治体との連携は？

→江戸川区が実施されていて杉並は 2 番目。検討中の自治体もあると聞いているがまだ未開催。武蔵野市、多摩市、日野市なども実施しているので、意見聞きながらおこなっている。杉並は関東圏の中で取り組んだのは 2 番手（全国では 13 番目くらい）。やり方や規模は千差万別。2 回くらいで終わった自治体もある。北海道では行政主導でなく実行委員会で実施したところも。ゼロカーボンで 23 区共同で進めていこうという動きがある。その中で検討している区がある。

◆区長が変わってやろうとなったのか？それとも前からやっていたのか？

→岸本区長が公約として気候区民会議を掲げていた。「対話の区政」の取組の一つ。環境部だけでなく組織横断的に全庁的な事業。

◆ボトムアップいいこと。区民会議から提案したものを審議会で議論し区政に生かす流れになるのか。杉並区として「2030 年に 50%削減」という目標だがもっと削減する考えは？

→区民・事業者・区で一体となって取り組んでいくものとして、会議で出たことを受け止める。気候危機対策推進本部で検討し、予算を区議会でも審議。予算を伴わず実行できるものもある。基本的には推進本部で庁内横断的に検討。目標に向かってどうやるか考えた時に大切なのは、区が上からやるのではなく区民の機運醸成。その中で気候区民会議で出た意見も踏まえながら 2030 年にカーボンハーフ進めたい。

◆参加者の動機や来年度予算の展望は？

→元々関心ある方もいれば、無作為抽出で選ばれ「せっかくの機会だから区政に関わることにしてみたい」など様々。驚くほど普通の方々。高校生、大学生など 10 代 20 代の方はものすごく熱心。予算は最終の気候区民会議を受け止めて推進本部で受け止めて各所管で検討していく。

◆学習サポートもすごく熱心にされている印象。元々のプランなのか参加者を見て充実させたのか。

→他自治体の気候区民会議なども見て担当者からも話を聞いて、話しあうフォローが大切と思った。環境の専門家や委託事業者もプロポーザルで提案いただいていた。16 歳～79 歳いろんな方がいらっしやる中でフォローできれば、1～2 回目に学習を集中させたのが杉並の特徴。他自治体では学習と議論を一体にしていたが、学習して 1～2 か月間を日常生活に落とし込んでいくことが必要と考えた。「知識がないと意見が言えないので充実させてほしい」と区長の意見もあり、だんだんと充実させていった。

◆京都市でも民間任せになることが多いが民間委託した判断は？

→議論する時に班を 10 ほど作りファシリテーターを置くとすると職員では無理だろうということで委託に。また、事業化していく時に職員が入っていくと「区への要望」になってしまうのではと考え、第三者的なファシリテーターがいいということで委託した。区民の声を聴いたほうが良いものであれば職員が入っていく。

【杉並区】まちづくり基本方針の改定について

* 杉並区当局からの説明・・・まちづくり基本方針について

- ◆ 今回の改定で気を付けた点、基本的考え方。「計画段階から区民のみなさんとの対話を大切にしながら進めていく」「ゼロカーボンシティの実現」「グリーンインフラを活用した水辺のあるまちづくり。河川も 3 本ある。京都市の雨庭も参考にしながら」
- ◆ 各分野で話題になりそうなところは道路整備方針。都市計画道路があるが、計画決定していても完成率は半分もいかない。事業認可を取っているところ取っていないところあり、取っていないところは防災機能の強化や環境などの観点から検証が必要。
- ◆ 今後の取組・・・区民主体のまちづくり。計画段階からワークショップ・説明会・意見交換会などで区民参加型で。
- ◆ 改定の際の状況・・・骨子案について都計審で報告し、骨子案の説明会もする予定だったが、住民意見もあり、予定変更。市民意見募集をし期間も長めに取った。基本方針案も HP で公表、7 つの地域で説明会（いただいたご意見を文字起こし）。意見募集の期間も通常より長い 1 か月半。寄せられた意見は基本的にそのまま公表。

都市計画道路について

- ◆ 大正 8 年に旧都市計画法が施行したが、関東大震災が起これ、その後震災復興として動き出したが、戦争に突入。昭和 21 年に戦災復興として都市計画道路がスタート。その後モータリゼーションの中で見直しを迫られ昭和 41 年に見直し（これが今の計画）。東京の都市計画は皇居を中心に環状線、放射線で伸びている。外に行けば行くほど距離が開く。放射線をつなぐのが補助線街路。杉並区は縦線がほぼできていない。戦災復興なので何もなし焼野原の時、市街地が進んだ。今の時代にそれをどかして道路をつくる難しさがあり、これが進まない理由。杉並区だけの問題ではなく、市街化が進んだところで本当に整備が必要かも含め課題。第 4 次事業化計画は平成 28 年～令和 7 年までに事業化を目指す計画。杉並区で 9 路線あるが全ては到底無理。現在は 3 路線に着手。おそらく見直しをしながら進めていくと思う。
- ◆ 必要だがまだ事業化を目指せないものが都全体で 535 km あり、これをどうするかが課題。「15m の計画道路が 10m でできていればいい」「交差点幅も現状問題なければいい」などの検証をおこなってもまだ 500 km ほど残っている。
- ◆ 都市計画道路が動き出したところでは区民の不安も大きい。そういった方々のまず意見を聞こうと始まったのが令和 4 年から区長と一緒に話す「さとことプレスト」。16 回おこなった（約 300 人参加）。それを受けスタートさせようとしているのが「（仮称）デザイン会議」。決起集会的な「はじまりの会」は 200 人くらい参加。YouTube でノーカットで出している。区長は「住民自治の実現」「まず職員とまちの人が同じテーブルで議論していく、賛成も反対も聴いて一つ一つ考える過程が大事」と強調される。

* 質疑応答

- ◆ 都市計画道路における都の権限との関係について。「必要性検証」と区長公約に掲げていたが、都和杉並区の意見が違った場合どうなっていくのか。

→広域的道路は都が施行主体。地域の道路は自治体が主体。問題の133号線は広域的路線で都の路線のため東京都が判断。優先路線に入っている。計画をなくすのでなくいつやるか、どうやるかという話。区として止めることはまずない。とはいえ地域の方の心配の声は届いているので「やるなら丁寧に」ということになる。計画がある限り我々行政はやるとしか言いようがない。どう考えてもこれをしていくのは厳しいが。優先度が高いから力づくでやっていいかということとそんな時代でもない。環八と環七のちょうど間で重要路線であるのは間違いない。とはいえすぐに来るかもという首都直下型地震への備えを考えれば、もっと他にやるべきことがあるのではとの意見も。だからといって都全体ではなくすということにはならないのでは。

デザイン会議は3地域（西荻窪、高円寺、阿佐ヶ谷）だが、阿佐ヶ谷だけ都の事業。西荻窪と高円寺は区の事業。阿佐ヶ谷について、まずやるべきことは情報提供だと思う。住民の合意形成が一番大事。災害に備えた公共のスペース確保や基本のインフラ整備は必要。阿佐ヶ谷のデザイン会議はそんなことを悩み中。住宅街も大変だが川沿いなので物理的に大変。取付道路の問題もある（都はやらないのでやるとなったら大変）。「やらない」と言ってくれればどんなに楽かと思うが、それで強い街をつくれるかという議論もある。

◆マスタープランができるまでの審議会は傍聴できるのか。

→傍聴できる。事前申込制。

◆まちづくり基本方針について、パブコメの結果114カ所修正されたことに驚いた。区政の方向、土台が変わってくるのでは。見直す決断はすごい。勇気のいること。

→都計審の最初の報告の3日前くらいに市長が変わった。骨子案を出そうとしていたが民意を受けて待ったをかけ修正した。選挙の争点になったところも一つ一つ見直した。うちの区だけでなく隣接自治体もあるので、意見は聞くが流されすぎないように、バランスを取りながら。

◆具体的計画になると利害関係も出てくるが、それも公開されるのか。

→基本は公開。議事録をしっかりと出すようにしている。公開することで傍聴者の発言等で進行が難しくなることもありルールを適宜見直しながらやっている状況。

◆方針案の修正114カ所は区長が待ったをかけた？多かったのは道路？

→区長も見ているし、自主的に内部で調整もして。直した後も確認は取って、また直しが入ったり。修正は道路が多かったが自転車等も含めトータルで。

◆岸本区長誕生以前と以後で特に変わった点は。

→目立ったのはゼロカーボンの視点。あとは対話重視の区政。個別のところは事業の進捗で変えたりとか。前回の基本方針と建付け上は同じ。

◆133号線の表現は変わった？

→都市計画道路は一緒くたにして進めるとなっていたが、そこは書き方を変えた。都計審でもかなり議論があった。これまでの基本方針で決定されているものは当たり前に行っていかないとしか書いてなかったし「必要性」や「着実に」とはあるが、具体的に着手していないところを単純にやっていくとはしていない。一部の議員からは「やらないのか？」と言われたが合意を取りながら。都計審だけが意見を聞く場ではない。パブコメや意見交換会もやっている。チャットで意見も出せるように。より多くの方の意見をいただけるように。

◆阿佐ヶ谷駅北東地区の再開発について。最終的には元の計画でいくとのことだがその経過は？

→平成28年くらいから学校移転が発端であった。現地改築の計画を打ち出したが周りの条件も変わりいったんストップし検討しながら、区画整理して学校は移転することに。地区計画なども含め議論し

てきた。話し合う場がなく住民から声もあり、改めて「振り返る会」という説明会を開き 120 名ほど参加。区長の選挙公約で「開発的事業はいったん立ち止まって」とあった。事業は進んでいるが住民の声を聴こうと。事業を止めるということではなく振り返って説明する立場。その中で「学校移転は反対」という声も。時間が全然足りず質問を受け付けただけで終わったので、10 月に再び開催。区長も参加。そこでも「前に進めるべきではない」との声もあったが、参加者は同じ方だったので、来られていない方の声も聴くべきと職員が地元の声を聞きに行ったり、ネットでも声を聴き、その声を受け改めて進めましようとなった。説明会は何度もやっているが、その場に区長が参加したことはない。岸本区長のやり方はとても区民に近い。同じテーブルで話すのがスタンスだと思う。新しいと思って見ている。

【杉並区】指定管理者制度の検証について

* 杉並区当局からの説明

- ◆杉並区では平成 16 年度に区立保育施設で初めて導入。当時の第二次行財政改革実施プランの中で。その後、民間事業者のノウハウを生かせる事業で導入。今年 4 月時点で 39 の区立施設で導入。スポーツ施設、図書館、地域区民センターが大きなウエイト占める。
- ◆令和 4 年度に杉並区の行革。これまではコスト削減や効率化など「量」を追求していたが、区民サービスをいかに高めていくか「質」の改革に考え方をシフトチェンジ。呼び方も「行財政改革」から「区政改革」に転換。指定管理者制度は制度導入から 20 年たつが、区民ニーズの多様化、人手不足、物価高騰など環境も大きく変化。岸本区長の公約にも「指定管理者制度の丁寧な検証」。
- ◆当初目標としていた成果は得られているか。①施設の利用状況、満足度、②コスト削減効果、③事業者のサービス、独自の取組、④従事者の労働環境・・・という視点で検証。庁内の指定管理業務を担当している部署、指定管理事業者、雇用されている従業員・従事者、無作為抽出で選んだ区民、施設利用者などへアンケートやヒアリング。外部有識者 2 名（岡田知宏、林正義）も。そして、令和 5 年 9 月に「指定管理者制度の検証報告書」を出した。
- ◆報告書では「全体的には満足度の高い施設運営はなされている」との評価。スポーツ施設では 1 割強、図書館では 3 割弱の「経費削減効果」だが、区民センター・集会施設では 6%ほど増加（大規模改修や施設機能追加もあるので単純比較はできないが）。働きやすさのアンケートでは 8 割弱の方が「働きやすい」との回答。
- ◆おおむね満足度は高い結果だが、だからといってこのままでいいかということではなく課題も認識。「施設設置者として、指定管理者を選ぶときには公正公明な視点で」「指定管理者へ丸投げでなく連携を」「非正規の従事者が多い。労働環境が確保されているか、適切な対価が従業員・従事者に支払われているか、区として見ていかなければならない」など。
- ◆今後については、「令和 6 年度に入り、指定管理の方針やガイドラインを策定」「指定管理事業者は、区とともに公共サービスを担うパートナーとして位置付け『施設運営パートナー制度』と呼ぶことに」「いい公共サービスを提供するためには従事者が満足感・働き甲斐をもってできるか」「事業者選定の際には、地域との連携、情報公開の考え方、社会課題（労働、人権、環境、ジェンダー平等）への対応を評価項目に入れる」「事業者選定の方法・仕組みづくり。プロポーザルで選ぶことがほとんどだが、そのあり方も検討進める」など。

* 質疑応答

◆従事者の労働条件など区としてどうチェックしていくか？

→現実的には強制力をもって言うのは難しい。法に触れないのは大前提だが、区のスタンスとして、従業員に適切な対価を支払ってほしいということ。区と事業者が意思疎通をする必要がある。委託してお任せしたからあとはよろしくでは率直な意見交換できない。区が上から押さえつけるスタンスではいけないと思う。関係性築いたうえで。

◆専門的な仕事をする職員から「雇用が不安定」などの声があったのか？

→アンケートの際に非正規は多かった。労働契約法改正で有期雇用の無期転換について「従事者から訴えがあった時には対応」となっているが、事業者からアプローチしますか？と聞くと4割近い事業者が情報提供していた。アンケート調査項目で「今働いている会社で今の雇用形態を続けたいか」を聞いているが、207名が「今の就業形態を続けたい」という回答。「正社員に変わりたい」という方はそのうち17名（8%）。正社員になりたい17名がその理由としてあげたのが「より多くの収入を得たい（11名）」「雇用の安定（13名）」。

◆直営に戻すことを決めた施設はあるか？

→現状はない。区として明確に意思表示していないが、今後、コスト、区民サービス向上、区職員の知識継承など総合的に考え、直営に戻す判断もあり得る。同時に、直営に戻すことを考えた場合、今働いている方がいるなかで、事前に情報提供や時間も必要。委託が進んできて、区としてもマンパワーの確保がすぐできるのか、人材確保や教育研修が間に合うかは実務上の問題として出てくる。保育や福祉の分野、頻繁に事業者が変わることは好ましくないと考えている。

◆委託料を増額することはある？指定管理の更新時期の問題など

→コスト削減は大事な視点だが「行革」当時、そのウエイトがやはり大きかった。カットできるところはカットする企業判断は今後も一定程度あると思う。区との契約金額の中で切り詰めてというところはあったかもしれない。区としては今までも事業者と年に数回、対面でモニタリングをおこなっている。従業員の賃金がどうなっているかもヒアリングしてきた。法や同業他社と比較して一定程度確認していた。

当然、区としての強制力がないのでどこまで何を言えるかはあるが、労働条件や労働環境に深く突っ込んだのは今回が初めて。今の区政でも働き方は重視。指定管理者の労働者の働き方が担保されているかも強調している。

区として令和2年3月16日から公契約条例を定め、労働報酬下限額がある。指定管理者制度の施設も途中から対象となった（令和3年4月1日以降の契約で条例の対象に）。労働環境モニタリングを年に数事業選定して社労士にお願いして従事者の労働環境チェック。指定管理施設も年に3施設チェック。労働報酬下限額も社労士で確認してもらうようにお願いしている。杉並区としてできるところとしてきちっと守っていただくようにしている。建物管理、公園の清掃、給食調理、学童の運営などはどうしても人的サービスが中心。

◆岸本区長は「ヨーロッパの民営化と違って、日本では営利企業でなくNPOや社会福祉法人が指定管理者となっている場合がある。これは注目すべき」とのお話をされていた。この点について「今後、指定管理者を選定する際、営利企業ではなく、より公的・公益性を持つ団体へ」というスタンスは取らないのか？

→そこまでの具体的方針はない。大きな施設だとノウハウや経験が必要。規模感のある事業者がフィットする分野もあるかなと思う。そこをどう見ていくかは今後検討していく必要あるかなと思う。

◆今後の方向性についてはいつできるのか？

→方針とガイドラインは策定しており6月から適用。区議会では報告済。HPで方針やガイドラインを公開。ガイドラインは50ページほど。職員の実務のよりどころとなるようなものになっている。今出しているもので終わりではなく、事業者をどう選定するか、どう評価するか、公金がかかっている中でどういう事業者なのか、どう施設が良くなっていくかを外部の人にも分かるようにしていくなど、情報公開の向上が今年度の課題。どんどんブラッシュアップできればと考えている。

【杉並区】共産党杉並区議団との懇談

* 党杉並区議団からの報告

- ◆前田中区政の前の山田区政はトップダウンで強引だった。職員1000人削減。任期途中で国政へ。前区長の田中氏は元々民主党出身で都議会議員もつとめた人物で、我々もはじめは期待感もあったが、自民公明と接近。議会では共産党以外オール与党だった。その中で「福祉施設の削減」「41館の児童館全館廃止」「ゆうゆう館全館廃止」など山田区政よりひどい施設削減や道路計画進めた。「お金がないからしょうがない」「子どもの居場所も多様化」など他会派も賛成していたが、世論が広がるなか、2021年総選挙で吉田はるみさんを統一候補にして勝利。区長選挙もその枠で進んでいこうとなったのが大きかった。オール与党だった立憲、社民、生活者ネットなども住民側に合流。
- ◆田中区政下で建設業界や東京商工会議所との癒着も激しかった。毎年軽井沢でゴルフ接待。指定管理者の選定中对象者事業者の社長や選定する側の部長と一緒にゴルフ。決定的だったのはコロナ渦での公用車ゴルフ。党区議団が役割果たした。前区長は負ける想定もしていなかった。
- ◆区長が新しくなってもすぐに180度転換できるわけではない。施設の統廃合計画も設計・解体でお金が発生しているものは止められない。いくつかの児童館や敬老館は廃止せざるをえなかった。党区議団は廃止議案に「反対」、自民公明は「賛成」という現象も生まれた。児童館は14館廃止され25館に。地域住民からは「こんなはずではなかった」との声も。前区政の負の遺産を払しょくするには相当時間がかかる。少数与党の中で予算が成立するかという難しさもあり、他会派や市民を説得している。区長攻撃、共産党攻撃、ヘイトスピーチがひどい議員とのたたかいもある。
- ◆岸本区長は187票差。統一地方選で女性増えたが少数与党。学校給食費無償化もできない議会構成。保護者アンケートをやってデータを集めて、区民や職員に向けても「なぜ必要か」を訴えなければいけない状況。区の職員は山田・田中区政のもとで区民の声を聴いてこなかった。今までやっていないことをやる中で職員の仕事も増える。都市マスの話も道路をどうやって抜いていくかという時「気候変動対策」の観点から都計審の中で述べた。骨子案の市民意見募集では549件の市民意見中7~8割が都市計画道路に反対の声。その中で住民との合意形成についての文言を入れた。一つ一つのことがものすごく時間かかる。選挙では前田中区長に投票した人も半数近くおり、その人たちの声も取り入れないといけない中でやっている。
- ◆区民の声を聴く中で職員のモチベーションが「まちづくり」「子育て支援」「気候区民会議」等の分野で向上しているのを感じる。自分たちは誰と一緒に区政をつくっていくのか、職員が目を輝かせて話すようになってきた。共産党が敵じゃないんだと感じてくれている人も増えたのではと思う。133号線についても(計画見直しを)強引に進めると議会がひっくり返るし職員も付いてこなくなる。歯痒かったり苦しいことだが、今できることをしっかりやっていく。とにかく情報を素早くキャッチして住民と共有していくことを心掛けている。今までは声を聴けなかった区が予算を付けて話す場を作ったこと自体がものすごいこと。デザイン会議は白黒つけるための会議ではないし、133

号線は都の事業だが、「予算も付けて杉並区が住民と対話している」となれば都にも圧力をかけられる。

- ◆岸本区長になり「施設再編整備計画」は「施設マネジメント計画」に。削減ありきでなく住民との対話で決めていこうという方向性を出した。ただ、役所の説明はどうしても「削減は正しかった」という説明になるので「お金かかるなら仕方ない」と住民の気持ちが誘導されそうな雰囲気もあり気を付けないといけない。しかし削減ありきで説明もなしにというところが変わったことは大きい。
- ◆「給食費の無償化」「家賃助成」「就学援助拡充」「高齢者の補聴器購入費助成」「生活保護の扶養照会の押し付けストップ」「事業者への電気・ガス代支援」等が実現。要求実現させていく土台ができたのは大きい。

*質疑応答

- ◆区長だけでなく区議会もかなりメンバーが変わったが、その点での変化はどうか。少なくともオール与党議会ではなくなった？新しく共同できるようになったテーマ・分野などあれば。
→「事実婚カップルの適用求める陳情」は賛成 31、反対 6、退席 10。「核兵器禁止条約への参加」は賛成 21、反対 26。公明党（6 名）と共闘できるものは進む状況。今の公明党メンバーは良識的。議会運営上は共産党と公明党が正常化にがんばっている。議会ハラスメント条例も公明党が提案してくれている。
- ◆区議会の本会議場は傍聴者席から撮影できる？申請したらできる？
→申請すれば本会議も委員会も録画・撮影できる。都計審は逆に撮影がダメになった。
- ◆女性議員が議会の半分になったことによる変化は？
→質問内容がジェンダー平等に関わるもの、子育てという質問が格段に幅広くなった。多様性、こんな自由でいいんだと。幹部職員はまだまだ。

【感想】「気候区民会議」では無作為抽出の区民に案内を送ったり、学習に力を入れるなど、区民の主体的パワーを引き出す取組となっていると感じた。「まちづくりの基本方針」「都市計画道路」の問題では、区の権限がどこまであるかという難しさに直面しながらも「区民との対話」「区民の声を聴く」という立場は一貫し、基本方針も当初から 114 力所修正。また、「指定管理者制度の検証」では、従事者の労働条件だけでなく、「コスト、区民サービス向上、区職員の知識継承など総合的に考え、直営に戻す判断もあり得る」との回答があった。いずれの問題でも区職員がいきいきと説明されていたことが印象的。「区民の声を聴く」立場が仕事のやりがい・確信につながっているように思えた。

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年10月17日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	公文書公開請求のため		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥4,260 円
備 考	京都市美術館の決算資料 (平成27年度~令和5年度)		

(領収書等貼付欄)

*

京都市総合企画局

京都市出納員情報管理課長

下記の金額を領収しました。

登録番号 T2000020261009

2024-10-17 15:51

002170

公文書公開請求	¥4,260
対象計	10.0% ¥4,260
内税	¥387
現金	¥4,260

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

平成27年度

決算資料

文化市民局美術館

目 次

I 歳 入	p. 1
II 歳 出	p. 9
1 文化市民総務費	p. 9
(1)総括表	p. 9
(2)事業別節別執行内訳	p. 10
(3)節別明細	p. 12
2 基金積立金	p. 15
(1)総括表	p. 15
(2)事業別節別執行内訳	p. 16
3 美術館運営費	p. 19
(1)総括表	p. 19
(2)事業別節別執行内訳	p. 20
(3)節別明細	p. 28
4 文化市民施設営繕費	p. 37
(1)総括表	p. 37
(2)事業別節別執行内訳	p. 38
(3)節別明細	p. 40
III 事業の説明	p. 43

平成28年度

決算資料

文化市民局美術館

平成29年度

決算資料

文化市民局美術館

平成30年度

決算資料

文化市民局美術館

令和元年度

決算資料

文化市民局美術館総務課

令和2年度

決算資料

文化市民局美術館総務課

令和3年度

決算資料

文化市民局美術館総務課

令和4年度

決算資料

文化市民局美術館総務課

令和5年度

決算資料

文化市民局美術館総務課

支出調書 (一般用)

会派名又は職員名

やまね智史

支出年月日	2025年 2月14日	整理No.	4
使 途 項 目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 通信運搬費 ☐ 備品消耗品費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費		
使 途 内 容	世界遺産の現地調査時の入場料		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

令和 7年 2月14日

受 領 証

やまね智史

様

¥ 500-

計、大人¥500 × 1 名

小人¥300 × 0 名

上記、御参拝御礼志納料を拝受いたしました

宗教法人 鹿苑寺

ROKUN-JI KINKAKU-ji

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

世界遺産保護条例の制定にむけ、市議団世界遺産プロジェクトのメンバーで、専門家に同行いただき鹿苑寺(金閣寺)庭園に調査を行った。

文化財の専門家より「足利義満はこの建物から金閣寺庭園を眺めて楽しんだ」「南池跡と書いてあるが、実際には南殿跡というべきではないか」「ここから木片が、あそこで九輪を発見した、この基壇は北山大塔と推定される、ぜひ知らせるべき」「この逸話には史料的裏付けがない」「左大文字と石不動明王、不動講社の関係」など説明をうけた。

条例制定のよって世界遺産そのものの価値への理解を深めてもらう工夫を行う必要性、世界遺産の指定範囲の拡大などの必要性がよくわかった。条例原案作成にあたっても、追加登録や学習機会提供など内容を充実させたいと思いました。



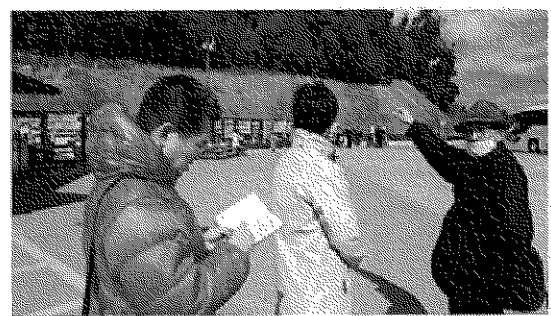
トイレ整備の史跡への影響について



北山大塔基壇跡と推定されるエリア



石不動明王、不動講社



駐車場整備の状況、資産範囲を確認

第9号様式（第5条関係）

支出調書一覧表

やまね智史

研修費

整理番号	支出日	使途内容	支出金額（円）
1	7/21	第66回「自治体学校in神奈川」に参加、／やまね	48,448
2	10/5	第17回地方自治研究全国集会in愛知」参加費、／やまね	32,020
3	11/24	第56回「公的扶助研究全国セミナー埼玉東京大会」参加、／やまね	64,993
			145,461

支出調書兼出張記録書

8/6✓

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 21 日	整理No.	1
使途項目	調査研究費	研修費	広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費
調査期間	2024年 7月20日 ～ 7月21日		
①調査目的 性	市政との関連	憲法がいきる地方自治の発展へ向けた学びと交流	
②調査先	その選定理由	第66回自治体学校in神奈川に参加	
③要望項目	記念講演、及び分科会に出席。質疑応答等を行う。		
④調査手法	自治体学校を受講		
⑤調査結果	調査によって得た知見・成果 別紙 収集した資料 別紙		
費用	行 程	内容、費用の積算内訳等	費 用 (円)
	学校参加費	20日全体会、21日分科会	12,000
	20日交通費 京都ー横浜市内	★JR・新幹線	13,500
	鶴見ー横浜	☆JR京浜東北線	178
	横浜ー大和	☆相鉄線	272
	21日交通費 大和ー横浜	☆相鉄線	272
	横浜ー金沢八景	☆京急本線	313
	金沢八景ー横浜	☆京急本線	313
	横浜市内ー京都	★JR・新幹線	13,500
	20日 宿泊費	★東横INN大和駅前	8,100
	按分割合	10 / 10	政務活動費支出額 48,448
備考	★は(株)ライオンズ旅行企画扱い。 ☆は、ICカードで利用のため領収書を徴し得なかった。		

注 支出年月日は、調査に要したすべての支出が完了した日を記入。

領収書

Nº 005694

山根 智史 様

2024 年 7 月 11 日

¥ 35,100 *

但し 7月20.21日 研修旅費として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

☐ 現金
☐ 小切手
☐ その他

収入印紙



株式会社

ライオンズ旅行企画

T612-8427 京都市伏見区竹田真木町55
TEL.075(621)8117 FAX.075(621)8124

係 員

2024 年 6 月 5 日

領収証

山根智史 様

¥ 12000 円

但し、「第 66 回自治体学校 in 神奈川」(2024 年 7 月 20 日～21 日)資料集代
として、上記正に領収いたしました。

第 66 回自治体学校実行委

学校長 川瀬

〒162-8535

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

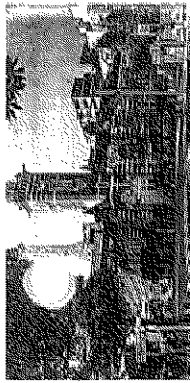
自治体問題研究所内

TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

第 6 6 回自治体学校 in 神奈川 行程 (案)

○参加：赤阪、玉本、富樫、やまね (事務局： XXXXXXXXXX)

20日 (土) 京都 ↓ 鶴見 ↓ 大和	<u>朝は集合せず、各自で乗車お願いします</u> 京 都 駅 09:06 発 [のぞみ 314 号東京行き] 新 横 浜 駅 11:02 着 新 横 浜 駅 11:09 発 [JR 横浜線快速桜木町行き] 東 神 奈 川 駅 11:17 着 東 神 奈 川 駅 11:21 発 [JR 京浜東北・根岸線快速南浦和行き] 鶴 見 駅 11:28 着 ▲昼食 11:30～12:30 鶴見駅周辺にて 昼 食 場 所 12:30 発 [徒 歩] 横 浜 市 鶴 見 公 会 堂 12:45 着 ◎13:15～17:15 自治体学校 全体会 ・基調講演 中山 徹 自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授 ・記念講演 安田菜津紀 フォトジャーナリスト・認定NPO法人 Dialogue for People 副代表 ▲夕食 古谷やすひこ横浜市議よびかけの交流会に参加(鶴見駅周辺) 鶴 見 駅 発 [JR 京浜東北・根岸線大船行き] 横 浜 駅 着 (約 10 分) 横 浜 駅 発 [相鉄本線快速海老名行き] 大 和 駅 着 (約 30 分) 大 和 駅 発 [徒 歩] ホ テ ル 着 (約 2 分) ▲宿泊 東横 INN 大和駅前 (神奈川県大和市中央 4 丁目 1-20 Tel 046-265-1045)
21日 (日) 大和 ↓ 金沢八景 ↓ 京都	<u>08:00 ホテルロビー 集合</u> ホ テ ル 08:00 発 [徒 歩] 大 和 (神奈川新) 08:05 着 大 和 (神奈川新) 08:10 発 [相鉄本線快速横浜行き] 横 浜 駅 08:37 着 横 浜 駅 08:49 発 [京急本線特急三崎口行き] 金 沢 八 景 駅 09:07 着 金 沢 八 景 駅 09:07 発 [徒 歩] 鶴 見 駅 09:10 着 ◎09:30～15:30 自治体学校 分科会 ▲昼食 会場内で弁当 鶴 見 駅 16:15 発 [徒 歩] 金 沢 八 景 駅 16:20 着 金 沢 八 景 駅 16:23 発 [京急本線快特和泉岳寺行き] 横 浜 駅 16:42 着 横 浜 駅 16:45 発 [JR 横浜線快速八王子行き] 新 横 浜 駅 16:56 着 新 横 浜 駅 17:29 発 [のぞみ 433 号新大阪行き] 京 都 駅 19:21 着



前橋市昭和三十九年度（ジャックの塔）の瀬戸野北側

鐵血井當代は別流に属す。

参加区分	個人会員	金員外 〔注記と別添明細書〕
ZOOM 参加も同額	12,000 円	14,000 円
ZOOM 参加	6,000 円	7,000 円
3人以上の団体で ZOOM 参加	20,000 円	30,000 円
自治労連組合員でサテライト会場参加	20,000 円	6,000 円
神奈川県内参加費 現地からの送附費 (県・市県費は除く)	3,000 円	

の神奈川現地で2日間参加される方で、自治体学校を講師に自治体問題研究所（都道府県ごとの地域研究所）に新規入会される方には、当日券だけで入会申込券を差し引かせていただきます。



●受付開始 5月1日(水) 午前10:00
●締め切り 7月12日(金) 正午

＊お早めにお申し込みください。分科会は定員制（先着順）です。

＊お弁当の受付締め切り日も同じです。

＊キヤンペンの際は、ご入金の有無に関わらず必ずご連絡をお願いします。

＊ホームページからの申し込みが難しい方は、第66回国語治療学校事務局へご連絡ください。他の申し込み方法をお知らせいたします。

＊ホームページ <https://www.jchiken.jp/>

※ 翠峰洞連絡先
TEL 03-3245-5941 FAX 03-3255-5933
E-mail: info@nichiken.jp

◎宿泊は、各自で手配をお願いします。なお、船中労働者レクリエーション協会では、船中労働者レクリエーション協会へお問い合わせください。

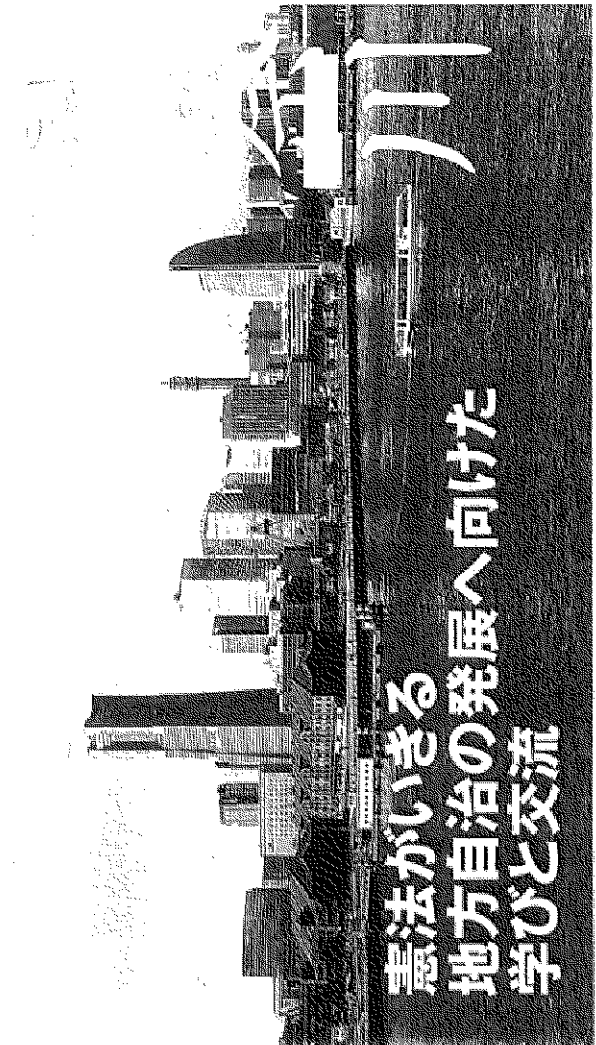
〒170-0013 東京都豊島区雑司4-8-2 KKビル2F TEL 03-3984-0401 FAX 03-3984-0407
お問合せ対応時間 平日 10:00~17:00 受付期間 2024年5月1日(木)~6月20日(木)

十七、**團體自治與團體自治會**

共済団体 ●自治体問題研究所／北海道地域、自治体問題研究所／青森県地域自治体問題研究所／岩手地域研究所／福島自治体問題研究所／茨城県自治体問題研究所／東京都自治体問題研究所／各縣住民自治体問題と自治体研究所／埼玉自治体問題研究所／千葉県自治体問題研究所／山梨自治体問題研究所／長野県自治体問題研究所／新潟自治体問題研究所／富山自治体問題研究所／石川自治体問題研究所／福井自治体問題研究所／滋賀自治体問題研究所／京都府自治体問題研究所／大阪府自治体問題研究所／奈良自治体問題研究所／和歌山県地域、自治体問題研究所／とっとり地蔵自治体研究所／兵庫県自治体問題研究所／奈良自治体問題研究所／岡山自治体問題研究所／広島自治体問題研究所／香川県自治体問題研究所／愛媛県自治体問題研究所／高知自治体問題研究所／徳島自治体問題研究所／高松自治体問題研究所／山口県自治体問題研究所／鳥取県自治体問題研究所／島根自治体問題研究所／大分自治体問題研究所／福岡自治体問題研究所／佐賀自治体問題研究所／長崎自治体問題研究所／熊本自治体問題研究所／宮崎自治体問題研究所／鹿児島自治体問題研究所／沖縄自治体問題研究所／オホーツク地域自治体問題研究所／青森県地域自治体問題研究所／
事務局 ●第66回自治体学校実行委員会事務局
〒182-8512 東京都港区西新橋1-23-5東宝ビル4階 自治体問題研究所内
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 E-mail info@nikken.or.jp
神奈川県自治体問題研究所

總發行所 東京 日本橋區本町二丁目

会場	住所・電話番号	アクセス・ほか
全体会 横浜市警員会会堂	横浜市鶴見区豊田町2-1 フーガビル 西友6階 電話 045-583-1353	JR 京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分。 ・「新横浜駅」から「鶴見駅」は、横浜線と京浜東北線利用で20分 ・「鶴見駅」から「鶴見駅」は、横浜線と京浜東北線利用で10分 ・「品川駅」から「鶴見駅」は、京浜東北線利用で18分
全体会・サテライト会場 横浜市健康福祉総合センターホール	横浜市中区桜木町1-1 電話 045-201-2060	JR 桜木町駅（南口・西口）徒歩5分
分科会 横浜市立大学 金沢八景キャンパス	横浜市金沢区港戸22-2 電話 045-787-2311	京浜東北線「金沢八景駅」下車徒歩5分 ・「鶴見駅」から京浜東北線・横須賀線で約20分 ・「品川駅」から京浜東北線・特急で約40分
現地分科会 13 神奈川朝鮮中高級学校	横浜市神奈川区沢渡21 電話 045-311-0689	横須賀線西口から徒歩10分



香港《經濟觀察家》

子か生 子か生

设计字体

横浜市民健康福祉総合センターホール
サテライト会場 横浜市鶴見公会堂
横浜市立大学 金沢八景キャンパス

2024年7月20日(土)・21日(日)

1日目 全体会 7月20日(土) 13:15～17:15 ZOOMウェビナー配信
横浜市鶴見公会堂／サテライト会場 横浜市健康福祉総合センターホール

Figure 1

地方自治と地域 この1年から考える

政治性問題研究所理事會・奈良女子大學名譽教授

卷之四

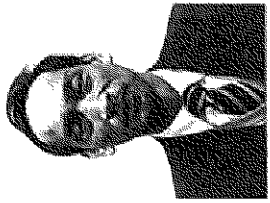
陈鹤琴

紛争地、被災地に生きる人々の声
—取材から見えてきたこと—

[illegible]

安田家傳記

并 第 66 回自治学校实行要綱全文



憲法がいきる

地方自治の発展へ向けた学びと交流

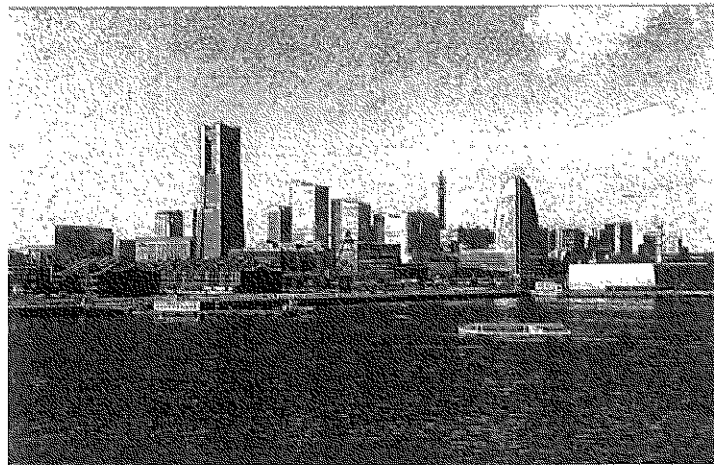
第 66 回 みんなが先生 みんなが生徒

自治体学校 in 神奈川

2024 年 7 月 20 日(土)・21 日(日)

会場 横浜市鶴見公会堂／サテライト会場 横浜市健康福祉総

合センターホール／横浜市立大学 金沢八景キャンパス



横浜港©横浜観光情報

主催／第 66 回自治体学校実行委員会 (自治体問題研究所内)

2024年7月20日 1日目

◆基調講演「地方自治と地域 この1年から考える」中山徹（奈良女子大名誉教授）

「戦争する国づくり（安保法制、集団的自衛権の解釈変更、安保三文書、敵基地攻撃能力・防衛予算増、国民監視体制の強化、土地利用規制法、経済秘密保護法など）」「社会保障の削減」「半導体企業への巨額の補助金」「自治体総動員でデジタル化」など国が動くもとで、多くの自治体は「国の施策にのる」「国の交付金を取る」「リニアや新幹線など大型開発に依拠する」ことで地域活性化をねらっていることが多い。さらに、「地域医療構想」「立地適正化計画」など、地域に重大な影響が出る問題が無批判に受け入れ。「少子化対策」と言いながら、公立小学校は23000→18000、公立保育所は13000→7000。行政の内部では職員削減&非正規化。このもとで地域や市民生活はどうなるか？との問題提起。

特に印象的だったのは、能登半島地震を踏まえて自治体の役割や現在行われようとしている「復興」の問題点を指摘されていた点。「自治体合併や行革で職員が減り災害に脆弱な自治体がつくられた」「創造的復興とは復元ではなく、地方の集約化、過疎地の集約化である」「地震を使って今まで進められなかった大規模開発をやったのが阪神大震災。今回の能登では地震を使ってこれまでできなかった地方切り捨てを進めようということ」との指摘は大変重要だと感じた。

また、「人口減の時代に大型開発で人を呼びこむ発想は大変古く、そんな自治体は大変な事態に陥るのでは」「地方自治の縮小。これは戦争する国づくりと一体」「デジタル化が進められているのは行政の産業化。大手企業が各地のデジタル化を担う。事業規模が大きくなれば大きくなるほど企業が計画を進める」などの指摘は、京都市における北陸新幹線延伸問題、行政デジタル化、市民サービスの切り捨て、自衛隊への名簿提供問題にもつながるもの。京都市で起こっている問題は、けして特殊な話ではなく、この間の国の動向や自治体の動向と全て共通していることを再認識した。

◆記念講演「紛争地、被災地に生きる人々の声—取材から見えてきたこと」安田菜津紀（フォトジャーナリスト）

語られたのはガザ、シリア、東日本大震災で出会った子どもたちのエピソード。初めから悲惨な日常があったわけではなく、どこでも「日常の暮らし」があったなかで、命や住居が奪われることに。軍事侵攻と自然災害、その経緯は違うが「人間の尊厳」を考えさせられる講演だった。その最も基本となる「住居」を保障する行政についても改めて考えたいと感じた。

◆リレートーク「地域と自治体 最前線」

①「自治労運埼玉県本部における公共を取り戻す取り組み」畔上勝彦（前自治労運埼玉県本部執行委員長）・・・「吉見町学校給食センター調理業務等委託化」「狭山市会計年度任用職員図書館司書の公募雇い止め」「春日部市学童保育」に関わる運動について報告。いずれも住民とともに要求を掲げ、法制度を駆使し、大量宣伝、ネットSNSを活用した経験が強調された。「住民による民主的コントロール、直接請求権、議会のチェック機能を発揮させることも重要」「公の施設が指定管理者制度で役割を果たせないなら債務不履行である」との視点は京都の運動においても大切と感じた。

②「能登半島地震の実態と課題」杉本満（いしかわ自治体問題研究所事務局次長）・・・「自治体の財政、職員体制、地場の建設業者の減少など、あらゆる面で災害に弱くなっていた」「断水の長期化は避難生活を困難にし、人口流失に」などの点が、この間の党市議団による被災地支援活動の中で感じていたこととも重なった。

③「横須賀石炭火力発電所建設中止と再エネ100%の持続可能な社会をめざして」鈴木陸郎他（横須賀火力発電所建設を考える会共同代表）・・・創意工夫にあふれ、市民のエネルギー、運動の楽しさが伝わるリレートーク。

分科会6 自治体民営化のゆくえー「公共」の変質と再生

「自治体民営化を考える」尾林芳匡（弁護士）

◆冒頭、「地方自治体」「地方独立行政法人」「営利企業」「NPO」の組織的特徴が簡単に説明されたが、その中で「どんな悪徳企業であっても最低賃金違反はできないが、行政が『多様な主体』として NPO やボランティア任せにするとそれがまかり通る。これは公の責任を手放すだけ。行政が施策をボランティアベースで進めることに警鐘を鳴らしたい」と指摘された点は、京都市で進められている「新しい公共」にも重なり大変印象的であった。

また、公務を民営化する際の問題として、「行政の事業内容は人件費も含め全て公開されるため民間企業はそれを調べて入札に参加できる。一方で民間企業の情報は企業秘密で隠せる。まるで相手の手札をのぞける不公平なババ抜きのような。民間がそれまでより安い金額を提示できるのは当たり前」「民営化された場合、①全体の経費は安く抑えられる、②物的経費は変わらない、③新たに利益分の確保が必要、④そのためには人件費を削るしかない」「PFI は公務職場に高度な搾取を持ち込みたくて持ち込まれたもの」との指摘は、この問題の最も基本的な性格を示すものとして改めて押さえておく必要があると感じた。

加えて、「民営化が進むと地域社会の消費購買力・所得税収が減少」「公務労働者にまっとうな賃金が払われると地域社会にそのお金が回り循環するが、民営化で最低賃金に張り付くようになると、削られた分は企業の利益配当となって東京の本社に吸い上げられる。各市町村、都道府県では一刻も早くやめたほうがいい」との指摘は、経済や税収の観点からこの問題を深められる論点であり、この角度からの論戦にも挑戦したいと感じた。

◆PFI（Private Finance Initiative）をめぐって、実際の事例を示しながら、その5つの問題点（①財政難のもとでも施設建設推進、②自治体の関与と住民の立場の後退（仕様発注から性能発注へ）、③自治体と大企業の癒着のおそれ（長期間契約の莫大な利）、④事故等の損失の負担、⑤結局は経費負担増大）が解説されたが、とりわけ今回、認識を深めることができたのは、PFI はけして順調に進んできたものではなく、様々な矛盾・問題点が噴出し、そのたびに法改悪がくり返されてきたということ（法改正の内容…2011年・コンセッション方式が認められた、2013年・PFI にすれば補助金をばらまく推進機構をつくった、2015年・退職公務員の派遣、2022年・期間途中での契約変更拡大や補助金の継続など）。そして次の三点は、今後の議会論戦の材料として非常に重要と感じた。

①2015年12月15日、民間資金等活用事業推進会議「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」によって、自治体が庁舎整備などで PFI を活用しない場合は、そのことを国に説明しなければいけないことになった。（世田谷区は区庁舎を建て直すのに PFI を活用しない理由をホームページで公開。京都市の御池中の更新では PFI を途中で打ち切り。西京区総合庁舎でも PFI 導入せず）

②2021年5月14日、会計検査院 PFI 報告書での記述。「一部の PFI 事業で、PFI 事業の選定期間の金利情勢が割引率に十分に反映されておらず、高めに設定されていた結果として、VFM が大きく算定され、PFI 方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性」「サービス購入型の PFI 事業で、VFM ガイドラインの趣旨が各府省等において十分に理解されていないことなどにより、PSC と PFI 事業の LCC について、競争効果の反映の有無の点で算定条件が不一致」「サービス購入型の PFI 事業で、同種の債務不履行が繰り返し発生しているものがあった。独立採算型の PFI 事業で、SPC 等の財務状況が悪化しているものや、公共施設を十分に利用できない状態が継続しているものがあった」

③宮城県の水道民営化についての包括外部監査で、完膚なきまでの報告が2024年4月に公表された。

会計検査院の報告書以降、PFI を止める事例が相次いでいる（2022年9月15日「茨城新聞」…茨城県石岡市・複合文化施設の調査費予算案を否決・市議会特別委／2022年10月12日「四国新聞」…香川県観音寺市・

新学校給食センターの債務負担行為を否決・市臨時議会／2023年6月16日「北日本新聞」…富山県・武道館PFI導入困難)。以上のことから、「PFIを活用しなかった事例の集約を」「各自治体ですでに始まったPFIについても『外部監査すべき』だと求めるべき」との提起があった。

◆企業本位でない駅前・まちづくりの事例（岩手県紫波町・人口3万3800人）

・駅前の町有地10.7haを、ホテル・バレーボール専用体育館・図書館・カフェ・産直マルシェが入居する施設に。年間80万人が訪れている。

・オガールプラザ（延床面積5800㎡・2階建て）。紫波町産の木材がふんだんに使われた図書館、隣接する「紫波マルシェ」。その日の朝に採られた野菜、畜産加工品、三陸産の魚介類、スイーツが並ぶ。

1階／カフェ、飲食店、眼科、歯科、民間テナント

2階／町「交流館」、音楽スタジオ、アトリエスタジオ、市民ギャラリー、子育て応援センター

・オープン時から入居率100%。民間テナントはほぼ県内事業者。

・2009年「紫波町公民連携基本計画」…まずテナントを固めてから建物の規模や建設費用を算出。建設費用のコストカットのため、特別目的会社がオガールプラザを約11億円で建設。その後公共施設部分を紫波町に売却。

◆質疑応答でのやり取り（やまね）

①PFIについて説明するとき、行政も「民間の資金を活用し」と説明するが、この聞こえ方が「税金の支出を減らせる」「企業が自力でやってくれる」と錯覚させるのでは。しかし実際には自治体はお金を出している。問題点を正確に伝えられる言い方はないか。

⇒まったくその通りで「お金がかからない」という議論はまやかし。2013年の法改正を境に巨額の補助金（税金）をつぎ込むようにもなった。むしろお金がかかるものになった。朝日新聞も社説で批判。国も自治体もお金をつぎ込んでいます。

②京都市でもようやく全員制中学校給食を始めることになったが、学校に給食室をつくらず、PFI方式で26000食を扱う1カ所の巨大工場をつくり、そこから市内63校に運ぼうとしている。市民運動で計画は若干変更したが「5000食ほどを民間調理場の活用」としてデリバリー弁当給食の業者へ公募する計画で問題あり。給食センターでの問題について改めて事例があれば。

◆26000食は常軌を逸している。学校現場ごとに地元発注すれば農業・八百屋とも連携。センター方式になると地域経済を考えなくなる。生産者や流通業者との交流がなくなる。渋滞に巻き込まれ遅れる可能性もある。一度食中毒が起これば被害は甚大。

③学校体育館へのエアコン設置についても前向きなのはいいことだが、PFIで進めようとしている。このままでは大手に発注しとにかく一番安上がりな形になりそうだ。

⇒山口でも事例があるが、設置後はメンテナンスや修繕がついて回るので、地元企業とタイアップしたほうが良い。

※他都市議員への回答

上尾市議／ネーミングライツについて。競技場・文化センター・コミュニティセンター・体育館など、企業に乗っ取られたよう…。議会への説明もなく「要綱なので市長が勝手にできる」と言っている。

⇒公の施設の名前は住民の共有財産にふさわしい名前であるべき。裁判や不祥事起こした企業もある。市民が平等に利用しやすい名前にすべき。自治体の財政難について補足すると、三位一体改革で地方自治体が自由に使えるお金が減らされた。政府が財政難というだけでなく、「地方自治体を自由に操るため」という性格がある。本

来財政は民主的でなければならないのに、特定の企業が儲かる PFI にのらなければ補助金を出さないというのは、財政民主主義に反するもの。水道の設備投資等も生存権の保障にかかわる問題として国がやらなければいけないもの。民営化に頼らなくても財政を切り開ける自治体連合をつくりたい。

愛知県から参加／第3セクターと PFI の違いを教えてください。導入された後のチェック体制はどうすれば。

⇒第3セクターは官民が共同出資。監査もきちんとされないため数々の無駄が起きていたので原則としてやらないようになっている。しかし PFI は第3セクターよりも監査ができない。湯水のように民間にお金を渡し土地を渡している。行政の土地を企業が乗っ取っていくことを税金で後押しするもの。さらに今後、PFI にとどまらず、情報を AI に渡す、DX を進めると自治体に人がいらなくなり、情報企業が役所を乗っ取っていくことになる。

重要なことは、イギリス下院会計検査院も「PFI では節約にならない」と2018年に報告を出していること。2019年総選挙では労働党も保守党も「PFI はやらない」と公約。日本の会計検査院もそれを分かっている。2021年5月に報告書を出したのではないかと。日本はさらなる法改悪をしているが、地方議会でも議論を無視できない影響力が生まれている。断念に追い詰める事例を生み出している。各地方自治体で取り組むべき時。住民運動と地方議会の取組の中からボトムアップで経験を生み出し、正していこう。

◆報告の最後には「自治体の公共サービスの5つの視点」として、「①専門性・科学性、②人権保障と法令遵守、③実質的平等性、④民主性、⑤安定性」が強調され、杉並区では岸本区長のもと、岡田知宏先生も入れた検証委員会もつくっていることが紹介された。また、世界では「今こそ公共性のすばらしさを訴える」ことに力を入れ、公務労働者が住民の中に入っていく、住民に応援してもらっていることを目に見える形にして、当局とも交渉している事例が紹介された。「THE FUTURE IS PUBLIC」「未来は公共にあり」との言葉は大変希望がわくフレーズ。

尾林弁護士の報告はソフトな語り口とユーモアもまじえたものでとても分かりやすく、さらに「PFI が直面している問題とそれを裏付ける公文書」「実際に PFI を取りやめた事例」が新たに蓄積されていることも知ることができた。京都市会での論戦に活かすとともに、ぜひ市議団主催で学習会を開催し、「給食センター」問題や「パーク PFI」問題など運動の力にしたい。

支出調書兼出張記録書

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 10 月 5 日	整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費		
調査期間	2024年 10月5日 ~ 10月6日		
①調査目的 性	市政との関連 憲法と地方自治を活かす自治体として取り組むべき課題の学習と交流		
②調査先 その選定理由	第17回「地方自治研究全国集会IN愛知」に参加		
③要望項目	全体会と分科会に出席。質疑応答等を行う。		
④調査手法	座学及び自治体議員、参加者らとのディスカッション。		
⑤調査結果	調査によって得た知見・成果 別紙 収集した資料 別紙		
費用	行 程	内容、費用の積算内訳等	費 用 (円)
	集会・分科会参加費		6,000
	交通費 京都ー金山往復	★JR・新幹線	12,220
	宿泊費	★サイプレイスガーデンホテル	13,800
按分割合	10 / 10	政務活動費支出額	32,020
備考	★は（株）ライオンズ旅行企画扱い。		

注 支出年月日は、調査に要したすべての支出が完了した日を記入。

領 収 証	
山根 智史 様	
¥ 6 , 0 0 0 -	
但し、「第17回地方自治研究全国集会 in 愛知」 参加費として	
2024 年 10 月 5 日	
第17回地方自治研究全国集会共同実行委員会 事務局団体：日本自治体労働組合連合会 〒112-0012 東京都文京区大塚4-1-0	

領 収 書

№ 006130

山根 智史 様

2024 年 9 月 25 日

¥ 26,020 -

但し 1095.60円(税別)

内 訳	
☒ 現金	金
☐ 小切手	手
☐ その他	他

上記の金額正に領収いたしました

収入印紙



株式会社 ライオンズ旅行企画
〒612-8427 京都市伏見区竹田真木町55
TEL.075(621)8117 FAX.075(621)8124

係 員

京都府知事登 317号

精 算 · 請 求 書



(株)ライオンズ旅行企画

〒612-8427 京都府伏見区西宮(播木町)55
TEL 075-621-8117 FAX 075-621-8124

担当者 

日本共産党京都市会議員団 様

登錄號：T7130001016050

[illegible]

この度は、ご利用いただきありがとうございます。
上記のとおり、御請求申し上げます。
お振込の際は右記の口座をご利用下さい。
恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願い申し上げます。

[illegible]

株式会社ライオンズ旅行企画

第1分科会

暮らし、働き続けられる住民本位の
地域づくりと自治体の役割

地域ならではの宝物を活かした農林水産業や商工業の振興、中小企業基本条例を活かしたまちづくりなど、先進事例にも学びながら、安心し、働き続けられる地域づくりに向けた具体策などについて検討します。

司会 岡田 知弘 (京都大学大学院 経済学研究科)

第3分科会

気候危機・原発推進に
持続可能な地域・自治体を考える

気候危機は人類存亡に関わる待ったなしの問題。核ゴミを作る原発にたよらず、持続可能な脱炭素社会をめざす、各地域、自治体の実情に準じ、今後の展望を考える。

司会 和田 武 (岡山大学大学院 経済学研究科、元・日本経済新聞編集長、元・立命館大学教員)

第5分科会

賃金と社会保障から
持続可能な社会を考える

物価が上昇していますが、賃金は上がらず社会保障費は増え続けています。ずっと協定に頼らせる社会実現のために、今後の運動について一緒に考えましょう。

司会 木下 秀雄 (いのちのとりで実行委員会 アフショーン共同代表、元・神戸大学教員、大阪府立大学名誉教授)

第7分科会

トリプル改定の方向性は正しいのか？

春のトリプル改定で診療所・病院・公衆衛生は守れるのでしょうか？住民が安心して住み続けられる地域になるために何が出来るか？を考えます。

司会 井口 克郎 (神戸大学教員)

第9分科会

「子どもの人権」が保障される社会の実現へ

劣悪な条件下で生活している子どもたちがいます。子どもたちが自身を助ける動きも生まれています。子どもの人権を軸に、一時保護所、学童保育、学校統廃合問題について学びたいです。

司会 井田 陽子 (名古屋大学大学院 経済学研究科)

第2分科会

SDGs：持続可能な復興の道筋

わが国では復興の推進するSDGsについて自治体などでの取り組みは十分とはいえないことから、(Sustainable Recovery Goals) 持続可能な復興の道筋について、これからの案を語り合います。

司会 鈴木 浩 (徳島大学名誉教授)

第4分科会

持続可能な社会へのインフラと住民参加

持続可能な社会の構築に向けて、まちづくりを支えるインフラ整備と住民参加のあり方について、水道やエネルギー、交通・通信を切り口に事例を交えて議論します。

司会 鈴木 宏夫 (NPO地域づくり工房代表理事)

第6分科会

公的責任で権利としての社会保障を

高齢者や障害者の日々の暮らしを脅かしていることは、誰が保障する「権利」としての社会保障であり、公的責任で実施されるものであることを、現場の実情から明らかにします。

司会 新井 豊友 (京都大学教員)

第8分科会

本当の「子どもまんなか社会」って？

子ども医療費が廃止し、政府は「子どもまんなか社会の実現」をコンセプトとして掲げています。本当に子どもが育つ環境は良くなるのか？現状の問題点と、私たちにできることを考えます。

司会 大西 真澄 (徳島大学名誉教授)

第10分科会

社会教育施設のあり方と
非正規労働者を考える

望ましい社会教育施設（図書館、公民館、博物館など）のあり方と、そこで専門的な正規職員が配置される、専門職力化する非正規労働者の「働き方」を考える。

司会 山本 昭和 (岡山大学名誉教授)

第11分科会

自治を育み、主権者・住民の
生きた自治体をつくる

住民自治をどう育むか？主権者である住民と自治体職員・議員の役割は？公民館活動、女性の政治参加促進、住民投票、住民参加の農業振興など各地の実情に準じ、交流します。

司会 藤 浩之 (立命館大学教員)

第13分科会

公共サービスの産業化から公共を取り戻す

施設の部分的な民間化にとどまらず、自治体の意思決定過程まで企業が介入し、自治体を丸ごと利潤追求の手段とする「公共サービスの産業化」から公共を取り戻す方策を検討・交流します。

司会 萩原 聡央 (名古屋大学教員)

第15分科会

ジェンダー平等 その現状を問う

社会の制度や意識は多様性を認める方向に変化しつつあるように見えます。現実はどうでしょう。行動を変革させる社会にするためには？みんなで考えよう！

司会 小宮 友展 (東北大学大学院 経済学研究科)

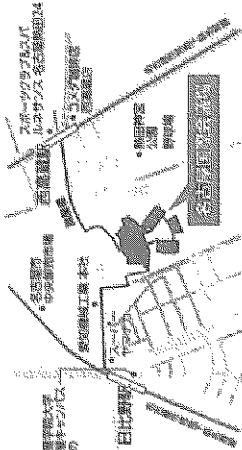
第17分科会

増える防衛費、平和を考える

愛知の自衛隊基地（守山駐屯地、小牧基地）はどうなっているのか地帯を巡ります。「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」で学び、名古屋城のフィールドワークを行います。

会場 3,000円以下は、原価で提供（資料館の協賛）25名（定員）9時00分～15時10分（集合時間8時45分）

集合場所 金山総合駅北口「イオン金山店」前



第12分科会

「マイナ保険証」「自治体DX」住民の
暮らし、職員の働き方はどう変わる？

保険証は12月廃止され、マイナ保険証に統一されます。自治体業務システムは、2026年秋から国の「標準業務システム」への移行が義務付けられます。上からのDXを住民視点で考えます。

司会 本多 海夫 (徳島大学教員)

第14分科会

日本の軍事国家化と地方自治の対抗

政府が進める「軍事国家」化の現状を明らかにし、それに對する地方自治の課題・展望を、地方自治体・住民・労働組合の平和を守るための実践から考える。

司会 日暮 博行 (京都大学名誉教授)

第16分科会

ジッケンって何をするの？
地域・職場を変える

住民の権利意識が高まってきた。今の「公的あり方」。自治体活動で地域と職場をどうつなぐべきか？何をどう変える？！討論分析など各地の実情を踏まえて学びます。

司会 梅田 美樹 (岡山大学教員)、竹岡 久男 (山口県地方自治研究所事務局長)

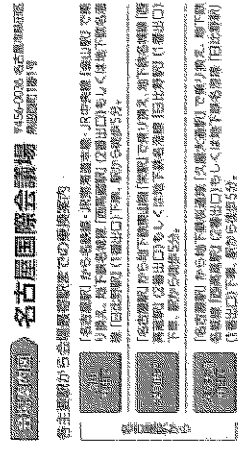
第18分科会

おもしろい！愛知・名古屋のまちづくり

徳川美術館や東海道五十三次41番目「宿場」の跡を残す七重の道など、フィールドワークを含めて、歴史や文化にふれながら、愛知・名古屋のまちづくりを考えます。

会場 3,000円以下は、原価で提供（資料館の協賛）25名（定員）9時15分～15時00分（集合時間9時00分）

集合場所 金山総合駅北口「イオン金山店」前



【2024 年 10 月 5 日】

◎記念講演「わたしたちのいのちとくらしと日本国憲法～平和・人権・地方自治」伊藤真（弁護士・伊藤塾塾長）※以下、講演要旨

◆憲法の価値を実現していくためには地方自治体の役割は大きい。「戦争放棄」「地方自治」が大きな特徴。岸田前首相、自民党総裁選 9 名、全員が改憲を主張。しかし、ウクライナ・ガザの戦争からの教訓は「軍事力増強しても抑止は失敗する」ということ。軍事力では解決しない。戦争の回避こそ重要。日本はどちらかに肩入れするのでなく停戦を求め続け、法によつての解決を目指すべき。

◆そもそも憲法は何のためにあるのか。なぜ憲法前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が～」と、「国家」でなく「政府」という言葉を使っているか。「政府」が出てくるのはここだけ。ここには国民が入らない。誰をしばるかを明確にしているのではないか（伊藤私見）。

◆多数意見が常に正しいわけではない。政治家はしばしば誰もが否定できない言葉に置き換えて悪法を通す。言葉のごまかしはどこの国でもいつの時代でも行われる。「我々は攻撃されかかっている」と不安がらせる。「多数意見にも歯止めが必要」「多数意見（法律）でも奪えない価値があるはず」…これを予め決めておくのが憲法。国家権力を制限し、国民の権利・自由を守る法。国民には憲法を守る義務はなく、政治家などに守らせる責任があるだけ。世界のどこの国でも戦争することは大前提で、そのやり方をいかに民主的に統制するかを定めるが、日本は戦争そのものを否定。これはどこにもないこと。

◆日本は 77 年間戦争をし続けた。その後、憲法施行から 77 年間戦争していない戦後の日本。日本国憲法の大切な価値は憲法 13 条「個人の尊重」にある。自立した市民になろう。日本国憲法が保障する表現の自由、集会の自由、選挙権を堂々と行使しよう。

◎基調フォーラム・パネルディスカッション「いのちとくらし・人権を守るために、『公共』の役割を考える」※以下、発言要旨

●岡田知弘（京都橘大教授・京都大学名誉教授）

・災害のたびに現地へ入ってきた。能登半島のような事態は初めて。自治体のあり方が問われている。「2040 構想」のもとで起こっている。デジタル化で命を預かる分野で人がいなくなる。

●新沼優（岩手自治労連書記長）

・東日本大震災の教訓を踏まえた能登半島地震。災害における行政の使命として「住民の命を守ること」であると感じたが、今までの経験からの想定をはるかに超えることが起こった。長期の避難生活。「復興の加速」の名のもとに政府の支援の打ち切りが進められた。公共サービスに携わる人間なくして復興はできない。災害救助法の理念が生かされず避難所は劣悪で一番必要な時に機能しなかった。石川県の事態はまったくその教訓が生かされていない。

・大災害から復興は最低でも 10 年かかる。出ていった人が戻りさらに新しい人を呼び込めるか。被災地に苦難を押し付けるのではなく、自治体職員や住民の苦勞に心を寄せられるか国の姿勢が問われる。

●柳町秀一（原発問題住民運動全国連絡センター事務局長）

・世界で有数の地震・火山列島である日本への原発立地は世界で一番危険。そもそもありえない問題。日本に人類が住み着いたのが 3 万年前の旧石器時代。我々が最も恐れているのは富士山の 1000 倍と言われるカルデラ噴火。最も近い噴火が九州の喜界カルデラ噴火が 7300 年前。九州南部の縄文

人が死滅。2万9000年前は鹿児島湾を作ったカルデラ噴火。四国以西の旧石器人・動物が死滅。カルデラ噴火は過去12万年で10回、周期1万2000万年。原発の放射能廃棄物の保管は10万年必要。こういうスケールのものを火山列島の日本に置くのは我々の社会生活にとってあり得ないこと。

・原発には国内的な推進力と国際的な推進力がある。アメリカの核戦略を補完する意味がある。ウラン濃縮工場の経常運転。

●山口真美（自由法曹団幹事長・自治労連弁護士）

・6月19日、地方自治法改正。国の地方自治体への指示権を拡大。①地方自治を破壊するもの。国に従属させられるおそれ。地方分権に逆行。②立法事実がない。想定しない事態について国会で何も説明できず。被災自治体へのアンケートでは、市町村主導が79%、国主導は4%。③法定受託事務だけでなく自治事務にも踏み込むもの。重大影響事態が発生していなくても際限なく発動する可能性。時の政権による恣意的運用が可能。沖縄のような事例が広がるかも。④武力紛争をめぐる指示権が発動される恐れ。自衛隊のための通行路、公共施設利用、自治体職員待機など戦争体制に組み込む恐れ。改憲の先取り。・・・こうした危険なものは廃止しなければならない。（岡田・・・明治憲法下でなぜ戦争がなくならなかったか。地方自治がなかったから。だから日本国憲法に位置付けられた。そうした観点から見れば沖縄の取っている行動が当然のこと）

・「コロナは想定外」というが国が学ぶべきだったことは何か。保健所などの人員削減で「人が足りない」「他の部署からの応援に頼っている」「月200時間以上時間外労働」の声。京都では15時間労働を30日やらないといけない状況も。根底には人が足りない、どんどん削減されている実態がある。公共の役割、それを支えているのは公務員という人であり、それが削減されては賄いきれない。国は指示権で「あとはやっというてね」と言うだけ。人がいなければ長時間労働や過労死を生む。「公共を取り戻す」のとは「人を取り戻す」ということ。地方自治の本旨に立ち返り、住民のための地方自治へ。

●佐藤比呂喜（国土交通労組執行副委員長・航空部門委員長）

・今も基準を満たすことができない状態で業務をおこなっている。「管制官が無線で通信しながらの業務は連続2時間まで」「10分以上の休憩」「電話で調整する席など全ての席で4時間連続で着席したら20分以上の休憩」が国際基準。内閣人事局による定員合理化計画（5年間で10%の人員削減、新規増員は抑制）があるから。疲労管理されていない。管制官はまともな休憩も取れず疲労が蓄積した状態で勤務している。6月に内閣に対する警告決議が全会一致であがった。「管制官の強化・拡充をもって」という文言が入った。300～500人規模で増やさないと見合ったものにならない。全ての国家公務員が減らされた結果、公共が破壊された状態。今では自民党からも「そうだ」と声が起こる状況。

・非常口には1人客室乗務員を付けるように各社が自主的にやっているが、国が基準を設けるべき。客室乗務員は海外への10時間のフライト中に食事休憩10分しか取れないことも問題になっている。おおもとの問題は「航空従事者」という扱いではなく「接客業」という位置づけになっていること。資格が必要な仕事であるにもかかわらずそのような待遇になっている。

・能登空港のリモートは伊丹空港、松本や静岡は千歳空港でやっている。現場の職員はがんばっているが質がこれで保てるか。これも定員合理化計画で人員を削減するため。魅力ある職業になってほしい、優秀な後輩になってほしいのに、前を向いて手をあげてくれるだろうか。公務・公共サービスを取り戻さないといけない。

●里道昭美（新日本婦人の会沖縄県本部事務局長）

・沖縄に自治はあるのか。安保三文書後、沖縄の軍事化がすさまじい。転勤してきた自衛隊職員の子供が優先され保育所退所させられた人も。首長は外交を主張せず軍事化ばかりを求めている。うる

ま市では自衛隊訓練地をつくる動きに反対運動で収容予算も計上されていたが撤回させた。米兵による少女暴行事件の隠蔽。辺野古は 3500 億円使い 14%しか埋め立てていない。那覇空港移設のために浦添のサンゴの海も埋め立てられようとしている。

【2024 年 10 月 6 日】

◎分科会「社会教育施設の使命を実現させるためには、専門職制度と安定雇用が不可欠だ」助言者：
山本昭和（嵯山女学園大学教授・図書館学・神戸市立図書館で司書 25 年経験）※以下、報告要旨

1. 公民館・図書館・博物館の数と職員数（2002 年→2021 年）

- ・公民館〔施設〕18819→13798〔職員〕57907→44436
- ・図書館〔施設〕2742→3394〔職員〕27276→43859
- ・博物館〔施設〕1120→1305〔職員〕16522→22607
- ・博物館類似施設〔施設〕4243→4466〔職員〕26532→31552

2. 公務の切り売りと商業化…地方行財政「改革」政策

〔人の話〕

・地方公務員の数ピーク時の 328 万人（2004 年）から 280 万人（2023 年）へ 48 万人（15%）減。そんなに減って仕事が回るのか？と思うがカラクリがある。定員数の中にはアルバイトや会計年度任用職員など非正規職員は入っていない。非正規化と民間委託化という二つの方法で正規職員減。民間に任せる典型が指定管理者制度。

- ・指定管理者制度の発足（2003 年）
- ・集中改革プランの策定を総務省が求める（2005 年）H17～H22 で約 23 万人減

〔施設の話〕

・中心市街地活性化法改正（2006 年）。活性化計画が認定されると地方自治体は国から支援が受けられる。図書館ができることが多い。図書館は人が集まりやすいので賑わいをつくりやすい。

・「公共施設等総合管理計画」の策定を総務省が求める（2014 年）。知事・市長あての「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」。老朽化した施設の更新・統廃合・長寿命化が目的。

・社会教育施設を首長部局へ移管することが可能に（2019 年）。通常は教育委員会が所管しているが、市民課などの部局に持っていくやり方。

・博物館法改正（2022 年）によって、「教育・学術・文化の発展」に加えて、「文化観光活動の推進」が求められることに。根本的な目的は社会教育を住民に提供する施設だが、それを、お金儲けのために使ったり、儲けられるところに任せてしまう。市場化・商業化で役割が変質する。賑わいをつくることは悪いことではないが本来の役割がぼやけてしまう。

3. 社会教育施設で働く職員

①公務員全体（280+74=354 万人）のうち、非正規職員は 74 万人（21%）※総務省統計

・非正規のうち 89.1%が会計年度任用職員、そのうちパートタイムが 88.8%、そのうち女性が 76.6%

・自治労調査（2016 年）では、臨時・非常勤の割合は、一般事務 17.9%、看護師 17.7%、学校用務員 57.1%、図書館職員 69.2%、学童指導員 93.2%

②非正規職員の増大

- ・公民館…正規率 50.9%→35.6%。施設数も職員数も減。
- ・図書館…正規率 81.1%→29.0%。施設数も職員数も増。非正規が圧倒的増。
- ・博物館…正規率 85.7%→51.6%。施設数も職員数も増。正規の数はあまり減っていない

③指定管理者制度の広がりには抗して

・社会教育施設の中でも図書館は民営化されにくい。料金を徴収できないので儲けることができない。利益拡大には人件費を削るしかない。市民による反対運動。1 回目は安く引き受けて、更新時に値段を上げていくというやり方もある。

4. 公民館・図書館・博物館は何のためにあるのか

- ・教育を受ける権利（知的自由）は憲法が保障する基本的人権の一つでありそれを保障するもの。「社会教育法」に位置付けられている。
- ・市場化にはなじまない（市場化政策に取り込まれない）。上質な教育を提供するという時に民間に任せるのは間違っている。
- ・専門的職員の必要性。法律上、公民館は主事、図書館は司書、博物館は学芸員という専門職がいる。
- ・安定的雇用と研鑽の必要性。専門職は何年かやって経験を積み上げていくもの。

5. 展望

- ・コモン（社会的共通資本）という概念の復権。岸本聡子『水道、再び公営化！』（集英社新書）「民主的に共有され、管理されるべき社会的な富」、斎藤幸平『人新世の「資本論」』（集英社新書）「共有財産」、宇沢弘文『社会的共通資本』（岩波新書）「社会全体にとって共通の資産」など
- ・市民との共同、多様な団体との連携、ロビー活動
- ・非正規労働者の権利の保障…今年 6 月に総務省がマニュアルを変えた
- ・公契約条例

補足

・市が提供する社会教育が直営・委託にかかわらず非正規職員によって賄われている。どういうサービスがいいのか市職員が考えなくなる。根幹的業務が非正規によって賄われているのは問題。しかも雇用条件が良くない。非正規職員は女性が多い。給料平均は 13 万 5000 円。これだけ生活できるか。一番の不安「有期雇用」「時給が低い」「正規との待遇格差」「専門性や経験が評価されない」「やりがい搾取」「年度末の公募が不安」「声をあげられない」「非正規へのハラスメント」「サービスが維持できなくなる」など。やりがい搾取はあると思う。いい仕事。誰からも喜ばれる。ただでもやりたいと思っている人がいるくらい。そこを利用して安い給料で根幹的な仕事をさせることが横行している。

・どうしたらいいか。いろんなことを知る。孤立していると当たり前と思ってしまう。こういう機会ですぐに、団体とつながっていく、あきらめず声を出し続ける。

・会計年度任用職員について総務省が見解を変えたのも重要。「2回で限度」を撤回。総務省の言う通りなら何回でも採用され続けることは不可能ではない。無期雇用の道を開こうという集会も行われている。

◎要請レポート「名古屋市図書館における非正規雇用職員の現状と課題～中村図書館を中心に～」吉永孝弘（名古屋市の図書館を考える会）

◎要請レポート「大分市図書館の現状と課題」塩手美由紀（大分県自治体一般労働組合図書館分会）

◎要請レポート「阿智村の公民館の取組と今後の課題」櫻井拓巳（長野県阿智村役場職員組合）

【Q & A】やまねから2点質問

◆全体として図書館・博物館・博物館類似施設は（2002年→2021年）施設数も職員数も増えているのに公民館だけが減少している理由は？自治体として賑わいを作りにくい・コストにしかならないという発想？あるいは法的・制度的に削減されやすい？

（→西河内靖泰・広島女学院大学非常勤講師）公民館がコミセンに変わってきている。社会教育から市長部局に移している。住民の自主的な学習活動は権力側から見れば煙たいもの。それを減らす流れはずっとある。月刊「社会教育」「住民自治」等で書いている。多賀町では「公民館を中心にしたまちづくり」ということをやっていた。

◆京都市でも民間委託や指定管理者制度導入施設はどんどん増えている（クリーンセンターの運転監視、浄水場や水環境保全センター運転管理、市営住宅なども）。公契約基本条例（2015年）がつくられ、地元発注は多少意識されているが、最低賃金条項はなく市は「法令遵守」「賃金は事業者が決めること」と事業者に丸投げ。公契約条例を実効性あるものにするために必要な内容は？特に優れた公契約条例をつくっているとされる自治体は？

（→山本昭和・樺山女学園大学教授）公契約条例は受ける側としてはいいものではないので、作ろうとした時に自治体によっては「反対」の声もあがることもある。できあがったものがぼやっとしたり。実効性という点では一番初めにできた千葉県野田市などが良かったと思う。また、日弁連が「公契約条例制定を」というキャンペーンを行い、模範条例も示していたと思う。

【参加しての感想】

一日目は日本国憲法の持つ価値を再認識するとともに、そのことが地方自治の役割・責務と不可分であることを改めて考えさせられた。とりわけ災害時に行政が果たすべき役割や空の安全を守る管制官の仕事が国の人員削減方針のもとで壊されていること、国の地方自治体への指示権を拡大した地方自治法改定の問題点などは、京都市行政をとらえる際にも重要な点であると感じた。

二日目は社会教育施設に指定管理者制度を導入することの問題点や現在の傾向について深めることができた。とりわけ指定管理者制度導入が進んでいない「図書館」について、京都市の松井市長はくり返し「活用」を言及しており、今後の動向を注視する必要、積極的な論戦が必要と感じた。また、「新しい公共」と対峙するためにも、公民館の果たす役割、住民に身近な公共施設を充実させることの意義を積極的に語る必要も感じた。

支出調書兼出張記録書

12/6✓

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 11 月 24 日	整理No.	3	
使途項目	調査研究費	研修費	広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費	
調査期間	2024年 11月22日 ～ 11月24日			
①調査目的 性	市政との関連性	貧困解決にむけ、公的扶助がもつ課題・役割の学習と交流		
②調査先	その選定理由	第56回「公的扶助研究全国セミナー埼玉東京大会」に参加		
③要望項目	全体会と分科会に出席。質疑応答等を行う。			
④調査手法	座学及び自治体議員、参加者らとのディスカッション。			
⑤調査結果	調査によって得た知見・成果 別紙 収集した資料 別紙			
費用	行 程	内容、費用の積算内訳等	費 用 (円)	
	集会・分科会参加費		10,000	
	交通費 京都ー東京 往復	★新幹線 (11/22、11/24)	28,740	
	都内ー南浦和ー新座ー大宮	☆JR料金 (11/22)	728	
	大宮ー新座ー大宮	☆JR料金 (11/23)	636	
	大宮ー新座ー東京	☆JR料金 (11/24)	889	
	宿泊費 2泊分	★マロウドイン大宮	24,000	
	按分割合	10 / 10	政務活動費支出額	64,993
	備考	★は(株)ライオンズ旅行企画扱い。 ☆は、ICカード利用のため領収書を徴せず。		

注 支出年月日は、調査に要したすべての支出が完了した日を記入。

領収書

No 006149

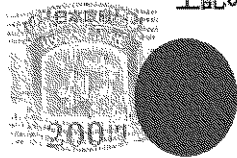
日本実業家会連合会議員団様

2024年 11月 22日

¥ 52,740*

但し11月22,23,24日研修旅費にて

上記の金額正に領収いたしました



株式会社 ライオンズ旅行企画
〒612-8427 京都市伏見区竹田真福寺町55
TEL.075(621)8117 FAX.075(621)8124

内訳
☒ 現金
☐ 小切手
☐ その他

係員
[Redacted]

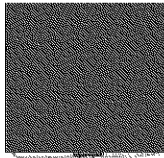
2024年11月22日

領収証

山根智史様

¥ 10,000-

上記、確かに領収いたしました。
ただし、第56回公的扶助研究全国セミナー 参加費 として



全国公的扶助研究会
会長 吉永

全国公的扶助研究会 事務局
〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル5階
FAX:050-3730-2116 e-mail: zennkoku_koufukenn@yahoo.co.jp

会場

十文字学園女子大学 〒352-8510

埼玉県新座市菅沢 2-1-28

◆JR武蔵野線 新座駅 南口から徒歩 10 分 (0.8km)

新座市民会館 〒352-0011

埼玉県新座市野火止 1-1-2 電話 048-431-1111

◆東武東上線 志木駅 南口のりば 1 または 2

◆ひばりが丘駅北口 行き「新座市役所前」下車

◆東武東上線 朝霞台駅 南口のりば 2

◆「東久留米駅」行き「新座市役所前」下車

◆西武池袋線 ひばりが丘駅 北口のりば 2

◆「志木駅南口」行き「新座市役所前」下車

◆西武池袋線 東久留米駅 東口のりば 1

◆朝霞台駅「または新座駅南口」行き「新座市役所前」下車

◆JR 武蔵野線 新座駅 南口のりば 3

◆「東久留米駅」行き「新座市役所前」下車

※「志木駅」「ひばりが丘駅」はバスの本数が多い

新座市役所前バス停から新座市民会館まで徒歩 4 分

駐車場のご利用に関しては新座市民会館へお問い合わせください

十文字学園女子大学のキャンパスマップ

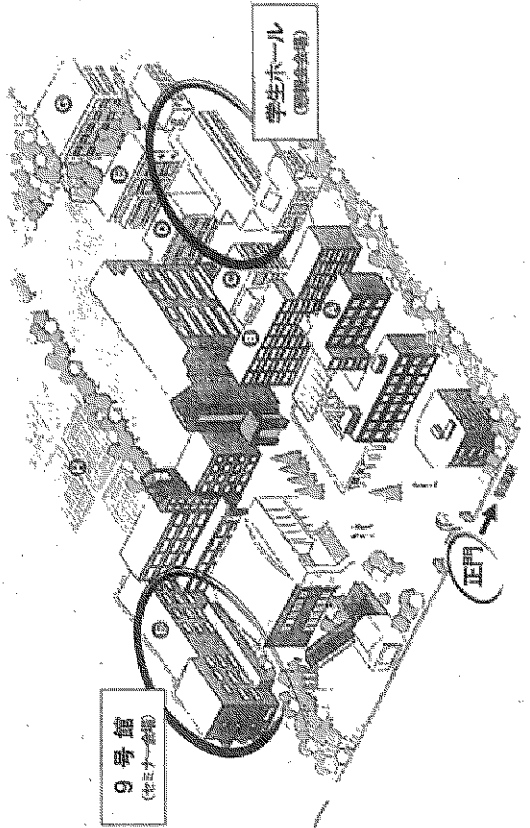
セミナー会場は9号館となります。

キャンパスへは正門より入場してください。

セミナー参加専用の駐車場はありません。公共交通機関でお願いします。

御いっしょの方などご来校の際は、事前に各館の案内図を必ずご確認ください。

各会館の案内図は、当日配布の「セミナーしおり」でお知らせします。



第56回 公的扶助研究全国セミナー 埼玉東京大会

利用者と支援者がクロスする場にて 尊厳を考える

開催要綱



十文字学園女子大学

2024 年 11 月 22 (金) 23 (土) 24 (日)



参加費は
8 月 15 日から
スタートします

「国連で文北がな最高級職員の生活」 6 枚入りCD/CD-ROM (CD-ROMは別売)

《主催》 全国公的扶助研究会・第56 回公的扶助研究全国セミナー 埼玉東京大会実行委員会

《協力》 十文字学園女子大学

《後援》 埼玉県・新座市・埼玉県社会福祉協議会・新座市社会福祉協議会

埼玉県社会福祉協議会・埼玉県精神保健福祉士協会・埼玉県医師会・埼玉県社会事業協会

埼玉県介護支援専門員協会

日本社会福祉士会・日本医療ソーシャルワーカー協会

日本精神保健福祉士協会・日本ソーシャルワーカー協会 ※休館中各館

6年ぶりの関東でのセミナーで、 貧困、生活保護、支援について語り合います！

全国のケースワーカーをはじめ生活保護関係者の皆さん、福祉関係者の皆さん。
2024年の第56回公的扶助研究全国セミナーは、対面で、新座市市民会館および十文字学園女子大学（いずれも埼玉県新座市）にて開催します。

いま、物価高騰、年金・賃金の実質目減り、社会保険料増等によって私たち市民の生活は限界といってもよい状況です。例えば、2023年度の消費費物価は2.8%の伸びとなっており3年連続の上昇です。生鮮食品を除く食料品は実に7.5%の上昇です。一方で、同年の実質賃金は2.5%減で物価高に追いついていません。公的年金も物価上昇率を下回る2.7%増にとどまり実質目減りです。こうした厳しい生活の影響で都庁の下で働かれる炊き出しもコロナ前の100人がコロナ後も増え続け現在700人を超えています。

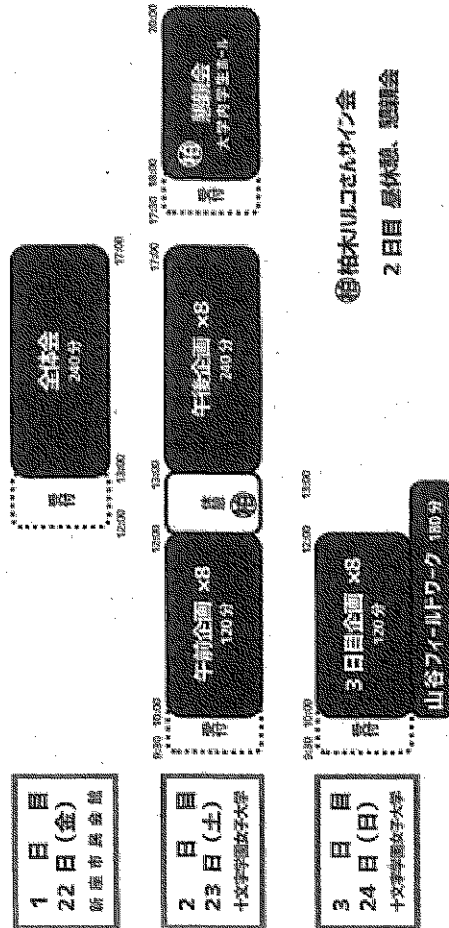
しかし、暮らしの網である生活保護の利用者は前年同月比で減少を続け、ついに2022万人を切り、最高時（2015年）から15万人以上減少しています。この要因には、2013年から2国にわたる生活扶助費の引下げ、生活保護利用条件の厳し化、スティグマ（生活保護利用への忌避感）などが考えられますが、貧困、生活苦が改善されない下で、生活保護がすべての市民への最低限の生活を保障するという機能を十分に果たせていないのは明らかではないでしょうか。

本セミナーでは、とりわけ、生活保護法改正でも支援の強化が図られた子ども・若者の貧困、新法が制定された女性への支援、また、マイナビティなどの新たな課題への対応、そして、いま焦点となっている保護基準のあり方、さらに、残念ながら不祥事などで話題になることが多い福祉事務所をどう立て直すか等々時代が要請するテーマを単なる多彩な企画を用意しました。生存権を守る者である生活保護制度を、利用者目線、現場からの視点でどう活用していくか、制度、実施要領、支援等の領域での全国の要請を学び交流しませんか。響いてご参加下さい。

2024年7月 全国公的扶助研究会会長 吉永純

タイムテーブル

時間が重複する企画は選択式となります
アーカイブ配信はありません



全体会 1日目 11月22日(金)

12時00分受付開始 13時00分スタート 新座市市民会館

【シンポジウム】現代日本における子ども、若者の貧困と支援を考える

現代日本における、子ども、若者の貧困に焦点を当て、その実態と支援の可能性を探ります。特に生活保護を活用した卒業後の進路の保障や、レジャーコンス(回復力)を高める支援のあり方を検討します。生活保護受給者や児童養護施設出身の若者を擁している2人の作家の対話と、子どもの貧困への支援についての埼玉からの現地報告を踏まえ、ケースワーカーに何ができるかを考えましょう。

報告者：安田夏菜さん（川口文学作家、生活保護世帯の中学生を擁した「むこう岸」作者）※オンライン報告
清水優子さん（児童養護施設出身者（女性）著者、元名古屋大学ケースワーカー）
坂本佳代子さん（一社心理と福祉の「トキワカ」折子紙代表、子ども食堂を切り口に生活困窮者支援に取り組む）
橋田 敏さん（東京福祉大学福祉学部ケースワーカー）
コーディネーター：柳澤晃さん（神戸市垂水区福祉事務所、全国公的扶助研究会副会長）

【リレートーク】

① 生活保護利用者の思い

② 特別報告：稲田勝一さん（金沢市役所）「福地半島福祉施設から」

【パネルディスカッション】福祉事務所を立て直す

～貧困に向き合う仕事づくり、職場づくり～

最近、ケースワーカーと言え、不祥事等で話題になる傾向があります。しかし、本来、生存権を保障するケースワーカーの仕事は、地方公務員本来の仕事ではないのです。問題解決の場をどうつくるのか、ケースワーカー本来の仕事を実現するための全国的な自治体での職考づくり、仕事づくりの取組を学びます。

報告者：佐川 倫乙さん（国立市生活福祉担当課長）

秋澤 和典さん（小田原市生活福祉課長兼指導員）

小林誠子さん（つくろい東京ファンド、スタッフとして困窮者支援、居場所づくりに関わる）

コーディネーター：ダイネーター

吉永 純さん（花園大学、全国公的扶助研究会会長）

2日目 11月23日(土) 午前企画

十文字学園女子大学

【2日目 午前①】 生活保護裁判 10:00-12:00

「生活保護裁判・審査請求」

この1年の生活保護裁判・審査請求では、いのかとどりで裁判での画期的な名古屋高裁判決をはじめとして、自動車、扶養、住宅扶助特別基準での前向き判決が注目される一方、外国人、高卒後の進路に関する後者向きの判決も出されています。これらの判決、裁判の論点と課題を学びます。

講師：高木 佳世子さん（横浜女子大学） 吉永 純さん（花園大学）

【2日目 午前②】 政策 10:00-12:00

「『生活保護法』から『生活保障法』へ」～日本弁護士連合会の提言に学ぶ

貧困率に比べて、保護率、捕獲率が書かれない日本の生活保護制度を、「生活保護法から権利をより明確にした『生活保障法』への転換を」として抜本的な改革を訴えている日本弁護士連合会の提言を学びます。

講師：柳澤 正さん（弁護士、日本連合会問題対策本部部長）

2日目 11月23日(土) 午前10時

【2日目 午前③】 自死問題 10:00-11:00

「『死にたい』にどう向き合うか」 ～自殺対策相談支援の現場からみえるもの～

2024年の今も、自殺の問題は依然として深刻な状況にあります。本企画では、ライフリンクが行っている相談支援事業(SNS相談・電話相談)や、自治体を含む様々な地域の団体との連携等について報告します。さらに、現場で寄せられる相談者の声を踏まえて、ケースワーカーが利用者から「何だ」と言われたときに、どのように向き合い、地域で支えていったらいいのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

講師：石川 咲子さん、富田もゆこさん (NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク)

【2日目 午前④】 自立支援 10:00-12:00

「生活保護制度における自立支援とは」

生活保護の目的である自立をめぐり、これまでは就労指導を中心とした取組が行われてきた。2005年の自立支援プログラムの発起以降は同意を基本とした自立支援の考え方が広がり多様な自立支援が提供されています。一方で、関係機関からはケースワーカーに対し「生活保護利用者を理由に様々な対応を求められる場合も多い」と思っています。生活保護制度における自立支援の範囲や他機関との関係について検討したいと思います。

講師：池谷 秀登さん (立正大学)

【2日目 午前⑤】 ひきこもり 10:00-12:00

「ひきこもりの支援とその理解」 ～アプローチの仕方を学ぶ～

若者、80/90、女性の就業率低下、車庫主権化など、その支援で困っていますか？生活保護ケースワーカーが、当事者への就労指導を行ってきた事例では症状が悪化させてしまったケースも少なくありません。一方で、関係機関からは「支援の範囲を越えて、様々な対応を求められる場合も多い」と思っています。生活保護制度におけるひきこもりの理解を、支援の視点や方法を考えたいと思います。

講師：河野 久恵さん (NPO法人青少年自立援助センター) 報告者：生活保護ケースワーカーを予定

【2日目 午前⑥】 生活保護手帳再考 10:00-12:00

「自治体ルールブックから学ぶ生活保護法の解釈」 ～精選生活保護運用事例集から～

保護の決定基準において、生活保護手帳や利用制限事項の読み込みが難しく、適正な判断ができません。しかし、保護手帳だけでなく、判断の根拠となる事例も多くあります。このため自治体のルールブックを作成している自治体が増えています。それらを収集、精選し、書籍化した研究報告を講師に迎え、利用者の生活状況に即した生活保護法の解釈や活用を実践的に学びます。たとえば、「友人から借財とお金を収入源にするか？」「みなさんはどのように考えますか？」

講師：大山 典宏さん (神戸大学)

【2日目 午前⑦】 生活保護入門講座 10:00-12:00

「生活保護入門講座」 ～生活保護の厚層原則と解釈と運用～

経験の浅いケースワーカーおよび、ケースワーカーと関わる関係機関、福祉を学ぶ学生、などを対象とした入門講座です。生活保護制度の根幹となる4つの原則、4つの原則を中心とした、保護の要件など保護の基盤について分かりやすく説明します。

講師：長友 祐三さん (山形大学)

【2日目 午前⑧】 漫画から学ぶ 10:00-12:00

「漫画『健康で文化的な最低限度の生活』と福祉事務所とケースワーカー」

連載開始10年を迎え、本作が影響を福祉事務所のみなならず福祉業界全体に及び、8年前に連載がスタートした漫画、好評を博しています。この漫画が福祉事務所の活性化を促す一助となりました。漫画関係からブレイクして参加、全巻読んでいる講師が本作の内容とリンクさせながらモデル事例やエピソードなどをモチーフにしての発表です。作者を迎えての対談では漫画を深めます。

講師：柳澤昇さん (神戸市東灘区福祉事務所・漫画監修者) ゲスト対談者：松本ハルコさん (漫画作者)

2日目 11月23日(土) 午後企画

【2日目 午後①】 総論・多機関連携 13:00-17:00

「多機関連携のあり方」 ～意図的支援体制整備事業と生活保護～

意図的支援体制整備事業では地域は、複合的な課題を抱えた利用者への支援体制構築とともに、支援者どうしの助け合いのプラットフォームづくりも期待できます。当日は、事業の概要を説明するとともに「機能的支援会議で事例検討を行い、ケースワーカーとしての役割、関与の方法、考え方を学びます。

講師：今井 伸さん (十文字学園女子大学)

【2日目 午後②】 メンタルヘルス 13:00-17:00

「ソーシャルワーカーのメンタルヘルスと仕事のやりがいについて考えよう」

変容、共感、非審判的態度そして意図的な感情表現などソーシャルワークの原則ですが、このことには感情労働を伴います。感情労働とは、心のエネルギーをたくさん消費し、時には心が消耗します。ソーシャルワーカーであるみなさんの心のエネルギーは大丈夫ですか。ソーシャルワーカーのメンタルヘルスと関連する仕事のやりがいについて一緒に考えましょう。

講師：横山 秀昭さん (NPO法人大地的会・NPO法人よこはま成年後援者つばさ)

【2日目 午後③】 子どもの貧困 13:00-17:00

「子どもの貧困と生活保護」 ～さいたまの取組を参考に多面的な視点と支援を考える～

生活保護世帯やひとり親世帯の子どもの貧困を軽減する取組は、公的支援は十分とは言えません。さいたまでは生きざらざる要二親も子ども達を学習支援、課外活動、若者支援などにより地域全体で支える取組が目立っています。生活保護をもとに活用するにどういったような、地域の社会資源にも目を向けながら、公助と共助が交わることで子どもの未来と地域が豊かになっていく。子どもの貧困をどう捉え、どう考えるのか、分科会です。

報告者：菊田 祥子さん (さいたまユニバーサルサポートネットワーク 専務理事)

佐藤 史子さん (一社心通和福祉サポートシステム 専務理事)

清水 良孝さん (国産生協さいたま生活協同組合 大井町診療所 主任)

生活保護ケースワーカーを予定

【2日目 午後④】 女性支援 13:00-17:00

「女性支援の今とこれから」 ～「少女あんの家族」はきつとあなたのそばにいます～

初めて相談に訪れた方にとりどのような声かけをしますか？支援者からの第一声(ワンストップ)に響く女性が多いです。DV被害から逃げて支援につなぐことも被害者のもとに居る女性が多いです。民間と行政がつながることでも増える「きまはれ」があります。DV被害者プログラムから学ぶ支援もあります。自らの仕事を振り返りながら、女性支援を共に考えましょう。企画名に込めたい思いを語ります。さまざまな困難を抱える女性に響く方、ご参加下さい。

報告者：吉井 康佳緒さん (一社エープラス)

橋本 久美子さん (母子生活支援施設カレンテアすなろ風テラスアドバイザー)

【2日目 午後⑤】 精神障がい者支援 13:00-17:00

「精神障がいを持つ人を地域で支える・受け入れる」 ～ヒントをつかむワークショップ～

精神障がい者の数が増え、1割以上の人口が1年以上の長期入院となっているといわれています。退院後の地域移行を進める中で精神障がいを持つ人の支援は、多機関と連携しながら進めていく必要が感じられます。支援する人たちが同じく悩みや迷いを感じあう、解決へのヒントを共有し、明日からの支援につなげよう。

ファシリテーター：前澤 友宏さん (大阪狭山市福祉事務所)

11月24日(日)企画

【3日目①】 ヤングケアラー 10:00-12:00

「ヤンザアツ」へ愛媛県からヤンザアツ一を考ふるへ

支援者がヤングケアラーと思はれる事例も遭遇した時、どう対応したのか、ぜひのびのびと、阿佐聖さんからはヤングケアラー一冊子作製経緯である有賀弘一さんから、埼玉県内の状況と冊子作製の経緯について、阿佐聖さんが考えられるのを挙げる。その体験談をお願い。ただし、支援者がヤングケアラーに気づく、どのような場が考えられるかを挙げる。

講師：町麻聖さん（ブリーディング・アドバイザー）

講師・朗言者：大隈 遼之助（認定の遠く生活クラブ一ふたご……もれも、理學系。大阪府寝屋川市）

金井金太郎 (LGBT パンク・アーティストを考へる)
金井金太郎 著 東京堂出版

[illegible]

小波子血 (外命) 上、早强固骨(乳) (代) 强固(乳) 全强固(乳) 全强固(乳)

「子夜」：横田銀次郎（市川右太衛門）

12月24日 午後7時

「スワップ・ソーシャルワーク」～事務録を通して学ぶ生活保護ケアスワップ～

[illegible]

第 3 章 子 関 数 (3.1) — 3.2 節

「皇牛草」

住居は福祉の基盤であり、高齢者、障害者、ひとり親世帯、生活保護利用者、生活困窮者、ホームレス状態の方、外国人など様々な方にとって生活の基盤となります。居住と生活支援は福祉の両輪です。住居セーフティネット法による居住支援協議会、居住支援法上の活動を含めて、各地の居住支援の現状、課題について参加者の協議とディスカッションします。分野を問わず多くの方のご参加をお待ちします。

1. 日本経済新聞 1989年10月10日
2. 日本経済新聞 1989年10月10日
3. 日本経済新聞 1989年10月10日
4. 日本経済新聞 1989年10月10日
5. 日本経済新聞 1989年10月10日
6. 日本経済新聞 1989年10月10日
7. 日本経済新聞 1989年10月10日
8. 日本経済新聞 1989年10月10日
9. 日本経済新聞 1989年10月10日
10. 日本経済新聞 1989年10月10日

總編輯 王德勝
 主編 王德勝
 副主編 王德勝
 編輯 王德勝
 出版 王德勝
 印刷 王德勝
 發行 王德勝
 地址 王德勝
 電話 王德勝
 郵政 王德勝
 廣告 王德勝
 訂閱 王德勝
 零售 王德勝
 定價 王德勝
 郵費 王德勝
 廣告 王德勝
 訂閱 王德勝
 零售 王德勝
 定價 王德勝
 郵費 王德勝

保 2 目 1 月 3 目 (土) 校

[illegible]

時間：17時30分開始 18時開演 20時終演予定

[illegible]

• *Asplenium platyneuron* L. (Common Spleenwort)

子の他、日本ハルビさんサイン会、国産開帳（事無讀入者たよ）城總参照宮）

研究活動も実習活動ともに「アナーキー散漫」なものが、遂にこのために我々の運動は定型化され、ステレオタイプの京阪になってしまいかねません。全国各地で散漫ながら進みながら運動を続ける中で、最終的に集った仲間たちがワロスする期間、おひのびや若き大動脈、こで出会う仲間たちとお話しし語りつながら、交流を深めながら、おなかにもころもころとしていただい、会費が、一筆書きで文化的な最低限の生活費・給本ハルビとさんサイン会を開催します。演壇（原作者との交流も）あります。『源流』の誕生秘話、おひのびの誕生秘話、初版の原稿を見せよう。

主 持

懇親会は先着200名の定員制です

報告者：千代薙 直樹 吉人 (新潟縣魚沼市下村会館本部会長)

報告者：①佐藤 直樹さん（新潟県魚沼市社会福祉協議会）
②林 みな美さん（都内地域包括支援センター）

3日目 11月24日(日) 企画

【3日目 ⑥】 知的障がい者福祉 10:00-12:00

「知的障がい者の地域での自立生活を支える = 生活保護制度×障害者支援の諸サービス」

知的障がい者は周囲からの理解が得られにくく、当事者の力は生き生きと働いていることが少なくありません。生活保護受給者においても支援で足りない状況が多々あるようです。知的障がい者を取り巻く状況と地域生活を支える実践報告を中心に、生活保護制度と知的障がい者支援の連携、その役割について議論します。当事者の参加を得て、知的障がい者の地域での自立生活実現のために必要な考え、理解を深めていきます。

報告者：中島 英二さん（社会福祉法人あらくさ福祉会総務責任者）
自治体の知的障害者福祉司 知的障がいを持つ当事者

【3日目 ⑦】 医療 10:00-12:00

「外国人・生活困窮者と医療」 ～制度の壁に抗する～

埼玉県は難民認定が認められず在留資格がないまま滞在する方（いわゆる不法滞在）が多くいます。難民認定も、住民票を得ることも、健康保険に加入することも認められず、生活保護も利用できない。医療の現場で外国人を支えるソーシャルワーカー実践から健康と人権を考えます。また、行政・医療・福祉などの様々な機関が連携し、格差を受け止め支えつなげる活動を行う。県民の健康から、生活困窮者に対する多職種連携を考えます。

報告者：船澤 ゆかりさん（上伊那生活福祉課） 埼玉県内の医療ソーシャルワーカーを予定

【3日目 ⑧】 関係機関向け 10:00-12:00

「関係機関向け生活保護ABC」 ～生活保護活用講座～

生活保護制度の活用方法や具体的な受給要件を教える「ソーシャルワーカーを対象に、どんな人にも支援が使えるかを共有します。分かりやすく → 初めて制度に触れる人も理解できる講座や言葉遣いで再確認 → 法令・通知や条例・裁量決定を踏まえ、こんなときどうなるか」イメージできる「読みあわせる」資料を提供 → 120分程度開講、きれいなことで、資料（マニュアル的に使えるもの）を準備

講師：森 宣哉さん（京都市保健福祉局生活福祉課） 助産者：高橋 康裕さん（京都市北福祉事務所）

3日目 11月24日(日) フィールドワーク 10:00-13:00

「山谷地域フィールドワーク」～日雇い労働者の街から、高齢貧困者の街に、その現場を歩く～

時間：午前10時集合 12時からランチ学習交流会（食事、飲み物付き） 13時現地解散
集合場所：JR有明駅西口外
参加費：2,000円 セミナー参加費と別に必要となります
持ち物：スリッパ

東京都台東区と荒川区におくは1.7平方キロメートルの地域に、通称「山谷地域」があります。かつては、日雇い労働者が多く集まる街でしたが、現在、その多くが高齢者となり貧困化が進み、簡易宿泊所で生活保護を利用している方がいます。この山谷地域の現場を、参加者で視察し、学習交流します。山谷地域を歩き、簡易宿泊所や福祉施設等の見学を行います。12時～13時、山谷地域にある「有明ホール」で、現地福祉従事者をお迎えして「ランチ学習交流会（食事、飲み物付き）」を行います。参加者は、この交流会参加は必須となります。

定員20名（先着順）。雨天決行。

学習交流講師：土師 秀典さん（NPO法人社会福祉事業）

※ 先着20名の定員制 参加申込方法にご注意ください【10ページ参照】

参加費2,000円 ランチ学習交流会の参加必須

参加費

セミナー参加費

参加区分	参加費
一般	10,000円
会員	5,000円
学生	5,000円
埼玉県在住 or 在勤	7,000円
生活保護利用者	無料

セミナー参加費 お弁当 フィールドワークの参加費は、参加申込フォーム登録後、銀行振込にてお支払いください。
セミナー参加費には「セミナー参加費」代金が含まれます。各企業のレジメはダウンロード印刷して、ご持参ください。

懇親会参加費

4,000円 先着200名
申込は11/8まで

フィールドワーク参加費

2,000円 定員20名（先着順）

2日目お弁当代

640円 お茶付き 申込は11/16まで

支払方法・領収書・キャンセル

支払方法

銀行振込でお支払いください。
（振込手数料は参加者でご負担ください）

領収書

セミナー期間中、申し出により発行します

支払期限

11月18日(月)までにお支払いください。

キャンセル

決済後のキャンセル・返金は原則できません

※11月19日(火)以降に参加費の支払いをした方は、セミナー当日受付で振込を確認できるものをご提示下さい。
※公費払いをご希望の自治体担当者様は参加登録前に事務局までお問い合わせください。

・全国公的扶助研究会未入会の方
会員年会費 6,000円のお支払いで、セミナー参加費が一般価格から会員価格 5,000円となります。
さらに、機関誌「公的扶助研究」1年分（4冊 3,200円相当）が年に入り入ります。
（年会費 6,000円+セミナー参加費 5,000円=合計 11,000円）
※年会費は年度単位です

・機関誌「公的扶助研究」を定期購読されている方
機関誌年間購読料に 2,800円を足すことで、全国公的扶助研究会の会員となり、セミナー参加費が一般価格から
会員価格となります。

昼食・お弁当

1日目、新設市民会館はホール内食堂で飲食することができません。昼食は各自でお持ちください。

2日目の昼食は各自ご用意ください。

希望者には2日目お弁当を用意いたします（640円）。セミナー参加申込時に「昼食を希望する」を選択ください。なお、2日目（土）3日目（日）は十文字学園女子大学の学生食堂および文芸学生協は営業していません。学生ホール内の売店は2日目（土）13時半まで営業しており軽食の取扱いがありますが、品数は多くありません。大学正門前にコンビニがあります。大学周辺に飲食店はあります。

参加申込方法

1月15日からスタートします

第56回公的扶助研究会全国セミナー埼玉東京大会参加申込フォームからお申し込みください

⇒ https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScE7nvwOun3KHcANrM1gNc6QTeXN1V3wN_9CkZhw89Lrjg2sw/viewform

下記ウェブサイトからも参加申込フォームへアクセスできます。

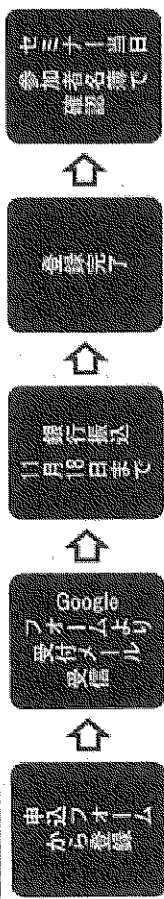
・全国公的扶助研究会ホームページ・公的扶助研究会フェイスブック

参加申込はセミナー当日も対応しますが、受付遅延問題のため早目の参加申込をお願いします。



参加申込フォーム
QRコード
8/15から受付開始

1. 申込から参加の流れ



2. フィールドワーク参加希望者は専用申込フォームの登録を先に行ってください

(専用申込フォームは定員20名に達したら閉鎖されます)



「15日までに」を過ぎる前に「フィールドワーク(研修)」を選択する

登録受付番号の入力が必要

フィールドワーク専用フォーム
⇒ https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScE7nvwOun3KHcANrM1gNc6QTeXN1V3wN_9CkZhw89Lrjg2sw/viewform

全国公的扶助研究会の活動について

全国公的扶助研究会は、生活保護ケースワーカーや研究者のみならず、生活困窮者自立支援、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、地域福祉など、公・民間問わずさまざまな現場で活躍をしている会員が所属し、日々活動をしています。具体的には、

● 全国セミナー、各地（関東、関西、九州・沖縄、東海など）プロセックセミナーなどの研修開催

● 書籍・ブックレット・ガイドブックなどの出版活動

● メールマガジンを活用した会員同士の情報交換

● 他団体とのイベントの共催、講師派遣

● 活動の柱としています。

全国セミナーは例年500名を超えるご参加をいただき、多数の分科会や調査などの企画を開催し、新たな学びの場としてはもちろん、より良い公的扶助を志す全国の仲間との出会いの場としても毎年好評をいただいています。毎年全国各地さまざまな場所で開催し、新たな公的扶助研究の芽を各地に育てていくことに取り組んでいます。

全国公的扶助研究会は、上記のような取り組みを一緒に担っていく仲間を募集中です。やり甲斐、達成感が感じられるだけでなく、第一線で働く仲間たちにも数多く出会えます。

入金申込は全国公的扶助研究会のホームページからできます！

会費年会費6,000円（年度単位/年間4冊の機関誌送料を含む）

会費には全国セミナー参加費も含まれます！

機関誌『季刊 公的扶助研究』

全国公的扶助研究会では、公的扶助の現場の最新情報を解説し、今現場で何が起きているのか、法制度の状況はどうなっているのか、公的扶助における援助技術のあり方、等を広く読者の皆さんと共有するため機関誌『季刊 公的扶助研究』を年に4回（1、4、7、10月）発行しています。

【過去の特集テーマ】

「漫画に学ぶ生活保護実践」

「『生活のしづな』が可視化する」

「生活保護への期待」

「精神障害者の地域移行支援」

「子どもと家族の今」

「自治体間の格差を考える」

現場から手づくりの機関誌。ぜひ手にとってお読みいただきたいと思っています。

お問い合わせは全国公的扶助研究会 <https://www.koufukken.com/> まで！



全国公的扶助研究会
facebook



全国公的扶助研究会
ホームページ

宿泊申込について

宿泊執筆はありません。参加者ご自身で確保ください。

近くでは東武東上線沿線にいくつかのホテルがあります。

レジメ・資料

各企画ごとにレジメ・資料を作成し、web上に限定公開します（PDFファイル）。

開催1週間前を目途にダウンロード方法をお知らせします。

各日、必要に応じてダウンロードや印刷をしてください。

※レジメ・資料の無断複製・共有は禁止します

※当日はセミナー印刷機を備えています

問い合わせ先・その他

セミナーに関する問い合わせ先

全国公的扶助研究会事務局

⇒ 電子メール zeninkoku_koufukken@yahoo.co.jp

⇒ FAX 050-3730-2116

● 件名は「全国セミナーについて」と明記して下さい。

● 電話やFAXによる回答を希望される場合はその旨を明記し、連絡先の番号を付記して下さい。

● 参加費の公費払いをご希望の自治体担当者様は参加申込の前にご連絡ください。

● 参加登録後に一般参加から会員参加へ変更する場合はご連絡ください。

● 回答は、後日になる場合があります。

その他

重荷子ご利用の方、提携障がいや聴覚障がいがある方など、アクセシビリティの確保について、不安がある方は、遠慮なくお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染拡大など不測の事態により、予定していた内容で企画が行えなくなる場合があります。

その際は、速やかにホームページ・Facebookでお知らせします。

「第 56 回公的扶助研究全国セミナー」レポート

【2024 年 11 月 22 日】※会場到着が遅れ途中から参加

◎パネルディスカッション

◆コーディネーターの吉永純・花園大学教授（全国公的扶助研究会会長）は、「最近、福祉事務所がマスコミで話題になるのは、不祥事（困窮者への人権侵害、不適切な業務など）が多くを占め、優れた実践による貧困や生活問題の解決事例ではない。その原因を探り、優れた仕事づくりを組織をあげて取り組んでいる事例を学びたい」と問題提起。その後 3 名の方が報告された。

◆一人目の小林美穂子さん（一般社団法人つくろい東京ファンド……中野区でシェルター事業、生活支援、居場所・就労、アウトリーチ、外国人支援、IT 活用した新規事業、ソーシャルアクションなどに取り組む）は「生活保護制度は機能しているか？ ニーズと福祉サービスの乖離」と題して報告。かつては、生活困窮者支援といえば路上生活者の支援を指していたが、コロナ禍以降は「家はあるが生活が苦しい」「生活保護を利用しているが物価高騰で苦しい」人が、節約のために炊き出しやフードパントリーに並ぶのが常態化していると指摘。

コロナ禍以降は、フードデリバリーやスポット派遣やバイトが台頭。雇用形態の変化とともに不安定雇用と住環境（ネットカフェや個室ビデオ店）を渡り歩き、常にギリギリの生活を送る若年層が増えていること、彼らは常にスマホの中の求人情報を検索するが、翌日の仕事が決まらなければ突如として泊まる場所も失うこと、常時瀬戸際の生活を長期間送りながらも、最低限の収入は得ているので、生活保護制度や生活困窮者自立支援法に基づくサービスとはニーズが合致しないこと、「働けている」という自負から制度利用へのスティグマも強いこと、そんな彼らが困窮した時に彼らのニーズに応えるように見えるのがネット上にあふれる貧困ビジネスや闇バイトであることなどが報告された。

また、支援団体のページには「相談」としか書かれておらず、困窮している人には何を支援してもらえるか、自分が必要としているものが手に入るのかが分からず、社協に相談に行くと根掘り葉掘り聞かれ最後には「家計管理を」と言われ支援が受けられない、そんな時に闇バイトなどにつながってしまうことへの危惧が語られた。そうした人たちがなぜ生活保護を受けないのか。その理由としては「扶養照会、家族に知られるのが嫌」「でも家賃がもう払えない」と相談される方が多く、生活保護制度があっても機能していない現実があることを指摘され、困難に寄り添って考えられる行政をつくってほしいと述べられた。

◆二人目の秋澤和典さん（小田原市・生活援護課査察指導員）は、H29 年 1 月に発覚した「小田原市生活保護ジャンパー事件」後の市の対応について報告（小田原市の生活保護担当職員が「保護なめんな」「不正を罰する」等の文言をプリントしたジャンパーを着用し約 10 年にわたり、保護利用者宅を訪問したり業務に従事していた問題）。

市長はこの問題を真摯に受け止め反省し、全庁的課題と位置づけ、有識者と市職員をメンバーとする検討会の開催を職員に指示。「生活保護行政のあり方検討会」が設置された（H29 年 2 月 28 日～3 月 25 日までに 4 回の検討会を開催し 4 月に報告書を提出）。市長からは「隠さず」「市民に公開を」と言われた。資料はホームページで公開。

取組の改善として、①援助の専門性を高める研修や外部機関との連携（ホームレス支援団体、無料低額宿泊所など）による学びの場の質的転換、②利用者の視点に立った生活保護業務の見直し（ご意見箱の設置、利用者アンケート、相談室改修、しおりの見直し…「受給者」から「利用者」への変更、決定期間の短縮など）、③CW の配置や専門職の拡充、女性 CW の増員（2 人→12 人）をはじ

め、利用者に寄り添い、ケースワーカーが職務に専念できる体制づくり、④「自立」の概念を広げ、組織目標として自立支援の取組を掲げる、⑤市民に開かれた生活保護を实践する。生活保護の現場をみんなが異動したくなる職場にする・・・などの取組が報告された。

◆三人目の左川倫乙さん（国立市・生活保護担当課長）は、H25年4月～H30年3月に市の生活保護行政において大規模な「保護費の支給漏れや返還金の処理漏れ」が発生し、その後、利用者への謝罪・説明、回復処理をおこなった問題を報告。資料はホームページで公開。市はR元年度に、有識者による第三者委員会（国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会）を設置。R3年度には同委員会を「国立市生活保護行政等運営審議会」に改組し条例設置。常に市の生活保護行政に第三者のチェックが入る体制を残し、常により良い生活保護行政の維持向上に取り組んでいる。

なかでも、福祉事務所が重点的に取り組んでいる点として、①人権意識の向上、公務員倫理と法令遵守を意識するため講師予算も取って研修充実（利用者支援に取り組む団体・弁護士・生活保護行政の研究者等を講師に。毎月の係会議における倫理・人権に関連する法令条文などの読み合わせ）、②職員が孤立しないための組織風土と仕組みづくり（担当一人が地区を抱え込まないよう地区担当制をやめ輪番制へ、相談者や保護利用者は「担当CWでなく市役所・福祉事務所のお客様」という意識づけ、「担当CWがやるべき仕事」という考えから「福祉事務所がやるべき仕事」への意識転換、仕事の見える化として収受文書の一元管理や保管場所の統一）、③利用しやすい生活保護行政（市内の掲示板にチラシ掲示、ホームページに生活保護が権利であることを記載、利用者・団体・議員にも意見を聞いて生活保護のしおりを見直し…「～してはいけない」という表記をなくすなど、アンケート結果を踏まえた「福祉だより」の内容、ホームページで申請書・その他の申告書類・保護のしおり等をダウンロード可能に、オンライン申請も検討中、利用者アンケートも予定、市役所庁舎の窓に「生活にお困りの方の相談は〇〇窓口へ」等の掲示）などが報告された。

※全体を通して感じたこと

- ・行政として「人権意識の向上」「住民の生存権を守る」重要性を共有し学ぶことを大切にしている
- ・ケースワーカーの増員やその専門性を発揮できる体制を実践している
- ・京都市でも生活保護申請を断られた市民が「承諾殺人」を犯してしまった事件が起こったが、そのことの検証や業務改善がどこまで行われたのか、改めて振り返る必要があると感じた。

【2024年11月23日】

◎午前企画／分科会⑥生活保護手帳再考「自治体ルールブックから学ぶ生活保護法の解釈～精選生活保護運用事例集から～」講師：大山典宏（高千穂大学） ※以下、報告要旨

◆「生活保護制度は全国一律の基準に基づいて保護決定をしている」と説明されるが事実は異なる。例えば、「児童養護施設から一時帰宅中の子どもの生活保護費はどうか？」（北九州市、大阪市、埼玉県の事例紹介）。

生活保護制度の「命を失わせないようにケアする最後のセーフティーネット」としての役割は憲法25条に基づいている。どの都市の対応がもっとも理念に基づいているか。保護の「マニュアル」「実施要領」だけを見ていると「国家責任」「無差別平等」「最低生活保障」という要素が抜け落ちていく。最低生活保障が土台にあって初めて「自立助長」ができるが、それを忘れていないケースがないか？保護費を出さない場合はどういう根拠に基づいて決めたのかを明らかにする必要がある。

2023年に『精選生活保護運用実例集』を発刊。全国自治体の運用実例集を網羅的に収集し、問答を精選・整理した行政実例集。厚労省発出の「生活保護問答集」と同じ目次体系、自治体で運用している具体例を登載。どうやってつくったか。68自治体（都道府県と政令市）の8割でマニュアル作っているが、最低生活保障について出来がいいもの悪いものがあった。その中でトップ6、東京都、埼玉県、沖縄県、横浜市、熊本市などを研究し、最も利用者の権利に即しているものを抜き出した。ぜひ生活保護行政の現場で「うちには規定がないが、他自治体で出せると書いてある。うちで出せないのはおかしくないですか？」という使い方をしてもらいたい。

◆「生活保護手帳」は処理基準であり従わなくてはならないが、「別冊問答集」は技術的助言。「マニュアル」も別冊問答集と同じ。それではなぜこういうマニュアルをつくったのか？と自治体に聞くと「基準が欲しい」とのことだった。生活保護のマニュアルを都道府県42団体89.3%、政令市20団体100%が作成。改定の頻度も違う。もっとも改定していないのが京都府（1996年）。介護保険がまだ施行されていない時代。最近では無料低額宿泊所が多い都市部を中心に独自ルールを定めるところが多い。細かいところにこそソーシャルワークの意義、生活保護の役割がある。

◆利用者の法的権利に即した生活保護の決定実施・・・「友人からの借入の収入認定」「家族介護料の支給漏れ（NHK・かんさい熱視線）」「調査不能を理由とした却下・廃止」「クワガタ販売の収入認定」などの事例検討。

Q & A（ほとんどが各都市の福祉事務所職員からの質問だった）

◆杉並区／障害加算の認定に時間がかかる（2年かかる場合も）。最低請求はどこからどこまでか。

（→）それは出さなければいけない。認定基準に満たなかったものはその時点で切ればいい。付けられない理由についてロジックがないのであれば行政側の怠慢。

◆京都市／自治体独自の通知集つくる際には厚労省にも照会をかけていると思うが、なぜこんなに開きがあるのか。

（→）厚労省も知らないわけではなく、推奨もしているが、把握しきれていないのでは。厚労省の法令担当は3人程度しかおらず数年で入れ替わる。

◆さいたま市／さいたま市の独自の運用事例集あるが、「手帳」「別冊」「市独自」の法的な立ち位置をもう一度。

（→）私のホームページで検索してもらえれば出てくるので調べてほしい。「保護基準」「保護手帳」は法的に従わなければならないもの、「問答集」は技術的助言、「マニュアル」は単なるガイドラインで法的根拠はないが自治体の内規として市職員は従わなければならない、問答集よりそちらを優先しなければならないという解釈もありうる。

◆広島市／障害者加算について「自立支援は必要なくなった」と返還された方がいる。広島市では手帳が更新されていない場合は加算を削除して更新が確認されたら付けているが。

（→）障害者加算を付けるかどうかの権限は福祉事務所にはない。障害の症状があれば付けなければならない。一度ついたら障害がなくなったことを立証ができなければ削除できない。手続きの問題ではない。障害者手帳があるかないかでなく医学的根拠は医師でなければ判断できない。医師に確認するべき。もし削除していたら裁判で負ける。医師も言っていないのにCWの主観的判断でなくしてしまっているのかという問題。

◆京都市／『精選事例集』について、自分の市のマニュアルに載っていない場合は争うことはないかもしれないが、自分の市のマニュアルの内容と対立していた場合は？

(→) まさに核心をつく質問をいただいた。私はこれ(精選事例集)を生活保護行政のスタンダードにしたい。権利を阻害している運用があった場合「これはおかしい」と言ってほしい。「東京や埼玉のマニュアルには出せると書いてあるのになぜうちでは出せないのか。おかしいのでは?」と言ってほしい。それができれば5年後10年後の生活保護行政は変わると思う。今まで出なかったものが出るようになった、その喜びを一つ一つ積み上げることがケースワーク、ソーシャルワーク。みなさんにはこれに加わっていただきたい。勇気の必要な話ですすぐることではないかもしれないが、そういう思いでつくったもの。

◆生活相談で30~40台の女性から「家庭内のモラハラがひどく離婚したいが経済的に自立していない。児童相談所にいる子どもとの関係も心配」「小さな子を連れてDV夫から逃げているが雇い止めにあって今月の家賃が払えない。離婚前のため児童扶養手当も出ず」「(仲良く見えた夫婦)実は夫のDVから逃げることにした」…などの事例が。まず話を聞き、生活と健康を守る会や女性弁護士などを紹介したりもしているが、ファーストコンタクトの際に気を付けるべき点、頭に入れておいたほうがいい点など知っておきたい。

◆京都市には男女共同参画センター、DV相談支援センターはあるが、市として「女性支援相談員」を1人も配置できていなかった。ようやく今年度から2人配置されたが他の仕事と兼任。私たちは住民の身近な区役所ごとに相談にのれる人員配置をと求めている(横浜市には30人以上)。行政の体制として大切なことは?

◎午後企画/分科会・女性支援「女性支援の今とこれから~少女あんの家族はきっとあなたのそばにいます~」

報告者: 吉祥眞佐緒さん(一般社団法人エープラス)

◆DVの被害者支援と加害者の更生支援をおこなっている団体。被害者からも加害者からも同じように言われるのが「若い頃にDVのことを知りたかった。もっと早く相談できたかも」ということ。文京区で女性相談支援員を務めている。民間と公どちらも関わっている。

◆映画『あんのこと』から考える

・「あん」の視点で考える…児童虐待、若年売春、薬物依存、生活困窮など。支援者との出会いと裏切り、コロナ禍の影響

・「母親」の視点で考える…離婚、ひとり親、労働問題、生活困窮、高齢者介護など。助けを求められない「女性」の社会問題

・「支援者」の視点で考える…どの時点で介入できたのか、可能性について考える、常にジェンダーの視点が必要

・女性支援法ではこの家族に何ができるのか…SOSをキャッチするアンテナ、さりげなく寄り添い介入するために、裏切らない支援

・女性相談支援員、福祉事務所、警察官、支援者のあり方は?(特に異性の支援)、メディアの存在意義、コロナは私たちに何をもたらしたか。

◆「DV加害者プログラム」について

・被害者の支援のためには加害者プログラムが必要。DV被害は結婚している人の中で3人~4人に1人。別れた人は16%で多くは加害者と日々暮らさなければならない。

・男性たちの声「だらしない。家のことができない。妻として失格」「自分は疲れて帰ってくるのに彼女はずっと家にいるかたいした仕事をしていない」「彼女のためにと思って指導してきたのに暴力と言われてしまった」「稼ぎが大きい人を尊重してほしい」「彼女は精神疾患がある」「彼女がいかに間違っているかを証明したい」「たしかに自分も悪いが過失割合は 10:0 ではない」「暴れているのを抑えたらあざがついた」「子どもに会えるようになりたい」「調停や裁判の取り決めで行けと言われた」など。

・加害者に共通する問題点…①正しい病、②自己中心的、③特権意識、④女性差別の意識、⑤被害者意識。加害者にとって口論は「必ず勝たねばならない」「勝つとは、相手を黙らせること、自分の意見の通すこと」→被害者は無力感に

・プログラムの考え方…「被害者中心主義」「ファシリテーターも対等な立場」「加害者にとっても安心な場」「気持ちや苦しみを想像できるよう訓練」「共通言語として DV のない生活を学んでもらう」「復縁や離婚を支援する場所ではない」

・加害者は変わるのか？…自分に向き合っている人は変わる、夫婦の関係性は変えられる

・心配な DV 加害者プログラム…「修了書や変化の証明書を出すと加害者擁護の意見書を出す」「実施者が喧嘩両成敗という意識を持っている」「夫婦そろって加害者プログラムを受けさせる、被害者にも反省させる」「実施者にジェンダーバイアス、アンコンセンサスバイアスがある」「説教する」「面会交流を強要」「プログラム以外にお金を払わせる」

報告者橋本久美子さん（社会福祉法人東京蒼生会・母子生活支援施設ポルテあすなろ・NPO 法人風テラス）「生きづらさという困難を抱えた女性の支援について」

◆「風テラス」は性風俗店で働く女性のための無料生活・法律相談サービス

・「風俗で働いているとは言えない」「誰にも言えない多重の不安」相談することで手放していく。

・自助グループもしている…風俗では私的交流が禁止で孤立しやすい。SNS 上での誹謗中傷。いやがらせ。安心・安全な場所が少ない。気持ちや悩みを語り合える場。

・リスクを減らす情報発信…店舗や客とのトラブル、サービスの強要、誹謗中傷、トラブルへの対処法、犯罪被害を回避、分かりやすい文章、SNS での発信。

・夜の世界で起こっていることを可視化したい。相談件数 2016 年 83 件→2017 年 141 件→2018 年 246 件→2019 年 874 件→2020 年 2929 件→2021 年 2755 件→2022 年 2267 件

・2022 年の相談内容の内訳…生活困窮・家賃滞納 500 件超、店舗トラブル約 400 件、誹謗中傷・身バレ 250 件近く、借金 200 数十件、税金・確定申告約 200 件、メンタル 200 件近く・・・

・相談者にふさわしい専門家を紹介することが大事。軽度知的障害の人も多い。ホストにはまる女性は自分を肯定してもらえない状態を長く経験している人が多い。「ダメ絶対」では相談に来なくなってしまう。生きづらさという荷物を抱えることに慣れてしまっていてそれを下ろそうと思わなくなってしまう。自己責任論の中で問題が雪だるま式に大きくなり本質が分からなくなってしまう。

グループワーク

◆東京援護協会・若い男性／病院に勤めていたが生活困窮支援に興味あり転職。現在は単身女性の更生施設の職員。仕事のなかでヒントになるものがあればと思い参加。学生の時に NPO 法人もやってたが、水際作戦で「生活保護の申請用紙をもらえなかった」という人もいた。相談者のみなさんが言うのが「法人の人と行くと対応が違う」ということ。

（相談者のファーストコンタクトで気を付けていることは？）3分～5分くらいは何も関係ない話をする。身構えてくる人も多いので。生活保護申請の同行支援の中で聞き方が上手な人がいた。「大変でしたね」「他にも困っていることあれば言ってくださいね」とか。長期的な支援なので人間関係を大切に。

◆鳥羽市社会福祉事務所・若い女性／生活保護 CW。女性支援を希望。田舎なので若い女性の相談を担当したことはないが、もし窓口に来た際には「ありがとう」と伝えたい。鳥羽市では被保護者が120人くらい。CWが2人しか置けない。同じ建物に社協も入っている。連携はとれるが決済の目が少なすぎて…。相談多いときは月6人くらい。申請まで行くのは2人くらい。面接して調査して訪問して時間がなく追われている。救護施設に行くにも車で3時間。本当に時間がない。

◆練馬区福祉事務所・ベテラン男性／面接相談員。会計年度任用職員2年目。知的障害抱えた方が地方から立て続けに2人来た。おじさんは嫌だと。自分の要望を通させようとする。最近はネット経由での相談も。そのやり取りの中で来てくれる人も。若い人は生活保護のこともネットで検索。地方の人が支援団体に相談してというのも多い。

（女性相談支援員の配置状況は？）福祉事務所は区役所とそれ以外に3カ所あり、そこに女性相談支援員が3名ずつほどいる。面接でも一緒に面接。他にも女性相談センター「エール」、男女共同参画センター、児童相談所、福祉事務所にいる。

（相談者のファーストコンタクトで気を付けていることは？）一番相談したいことは何？と聞く。脇道にあまり入らず。次に連絡してもいい？とも聞いておく。

◆東京のとある区で元 CW・ベテラン女性／生活保護の現場で仕事をしてたが定年退職。現在は成年後見の仕事。女子学生の方、住むところがなくなった方のシェアハウスをお手伝い。橋本久美子さんと一緒に。生活保護を担当しているときは子どもたちがその向こうにいるだろうなと思いながら、直接コンタクト取れず今になって後悔。現職の時に水際作戦はやらない職場をつくっていたはずだった前の職場を紹介すると「全然話を聞いてくれなかった」と言われショックだった。支援の立場で「申請書下さい」と言うのとたがたして係長呼んでようやく話ができたり。やはり「一緒に行こう」と言ってくれる人が必要。

（女性相談支援員の配置状況は？）私のいた行政区は福祉事務所から離されてしまって今では連携しにくくなった。

（相談者のファーストコンタクトで気を付けていることは？）よく相談に来ていただきましたねと言う。質問攻めにはしない。相談に来てよかったなと思って帰ってもらう。その日にすべて解決することはない。また来てもらえるような安心感を得てもらえるように。現役の時には100人以上担当。でもそれはこちらの言い訳にしかない。毎日優先順位付けながらやるしかない。「今忙しいから」というのも水際作戦の一つかもしれない。相談のしめに「次の時はいつ頃とか、こういうものを持ってきてとか、こういうところにつなぐ用意があるとか」などを伝える。

質疑応答でやまねから質問

◆最近気になっていたのがいわゆる「ホス狂い」「悪質ホストクラブ」に関わる問題。ニュースでよく話題になるのは「売掛金」問題などだが、加えて気になっていたのが、YouTubeで発信されているホストのドキュメント番組。ホストの世界が、まるでスポーツドラマのようにドキュメンタリータッチで描かれる。映像・編集もプロ仕様。そこには、幹部がミーティングで経営哲学を語る姿、売上目標達成へ向かう姿、新人の悩み相談にのる姿など、見事なまでに体育会系の世界で奮闘する「チーム」

「ヒーロー」「指導者」の物語がある・・ように見えてしまう。しかし、女性たちが売掛金問題や借金漬けで苦しむ姿は一切出てこない。もちろん「ホスト」という職業そのものを否定するつもりはない。しかし、こうした番組を、社会的経験や知識の少ない子どもたちが見たときに、どう映るだろうか。深刻な実態を知らされないまま「カッコいい世界」「努力すれば結果を出せる世界」としたイメージ、価値観が作り上げられていくのではないか。

◆橋本久美子さん／私たちも現場調査に行ったがホストの世界はとてもよく作られている。オーナーは別にいて、幹部の組織体制がしっかり作られている。店には個人成績が掲示され、女性にとっては自分が売上に貢献すれば推しのホストが上にいけることも視覚的に分かる。自分自身を犠牲にして押し上げていくことで、女性の自己肯定感が高揚する。その時に「ダメ絶対」では相談に来てくれなくなる。根本的には、子どもたちとの関わり、自己肯定感の問題にもつながっていくのではないかと。まず受け止めること、「弱くていい」と言ってあげること、一つずつ誉めてあげること、つながり続けること。大人たちが子どもたちとちゃんと関わることで自己肯定感を育てていく。子どもの意見表明権、子どもの権利を守っていかなければならない。

◆吉祥眞佐緒さん／ホストの世界はDVの縮図。社会の縮図。DVの養成機関。力で相手を支配する、自分の夢を達成するために、女を利用することを教える。身体的に、精神的に、性的に、経済的に、全てを使う。時には泣き落とし、時には脅す。「いくら売上があれば今日泊まってもいい」など、性的な関係を利用し支配の対象にして位が上がっていく。男の世界を体現している。体育会系の世界で生きてきた人には成り上がりやすい。売掛金問題はその仕組みをなくす意味で重要だった。今後は「加害者プログラム」を考えなければならない。もっと魅力的な男性、魅力的な仕事をするには、何が必要なんだろうかと考えていく必要があるのではないかと。

世田谷区には一つの福祉事務所に女性相談支援員が20人ほど配置されていたと思う。

※全体を通して感じたこと

・「生活保護行政」について、自治体によって運用が違ふこと、利用者に寄り添う決定をおこなっている自治体のマニュアルがどうなっているかなどを学べたのはとても勉強になった。若い福祉事務所職員が多数参加し質問をしていたこと、大山先生の「5年後10年後の生活保護行政を変えよう」という呼びかけに胸が熱くなった。

・「女性支援」の分科会は、この数年、生活相談の中でDVに関わるものが増え、対応の際に頭に入れておいたほうがいいことを学んでおきたいと思ったのが参加理由の一つ。女性相談支援員の体制について他都市の状況を聴くことができよかった。最近関心のあるホスト問題についても納得のいく回答を聴くことができた。

【2024年11月24日】

◎医療「外国人・生活困窮者と医療」～制度の狭間に抗する～ ※以下、報告要旨

報告「こんなんでいいの？医療から見える生活困窮実態と抗う取り組み」鮎澤ゆかり（上伊那生協病院・ソーシャルワーカー）

◆ここ数年困難な状況にある人が増えている。「弱った状態」が重なり、より深刻化。「退院困難調査」「手遅れ死亡事例」より、経済的理由で受診できずにいた人たち、何とか病院に結びついたけれども間に合わなかった人たち。

◆自己責任を問われる力など残っていない。この言葉は強い者が弱い者に対して使う。本当に自己責任が問われるのはどちらか。医療・福祉はすでに崩壊しかかっている。なぜか社会保障は財源問題がペアで言われる。保育・介護は女性の仕事という意識が強く社会的地位も低い。

◆行政を含めたネットワーク「緊急生活相談会」の取組。ワンストップで各分野からの知恵を集め、「救われるべき」という視点を高める、その結果、公的支援の強化につながる。一方で国保 44 条を知らない市職員もいるのでビックリすることも。

報告「外国人患者の受療権を守る取り組みについて」熊谷瑛梨（埼玉協同病院・総合サポートセンター）

◆川口市の状況。約 4 万人（市人口の約 6.7%、外国人比率は全国 1 位）の外国人が居住。人口順は①中国②ベトナム③韓国④フィリピン⑤トルコ。トルコからの難民・クルド人の多くは「仮放免」という立場。正式に就労できず、健康保険をはじめ公的社会保障制度が受けられない。県南地域には「無保険外国人の健康問題」が地域課題として存在。外国籍の方の受療権の保障は今後ますます課題となることが予想される。埼玉協同病院では、ソーシャルワーカーを中心に外国人医療問題について、学習会や意識調査を院内外で実施。

◆外国人の医療問題

①高額な医療費…社会保障制度の適応外。無保険。

②意志疎通がうまくできない…診断や療養上の指示が正確に伝わらない。各種アンケートでも「医療機関で言葉が通じない」のが困りごとの上位に。

③ストレス…言葉が通じない、話ができない、入国管理局に収容されるかもしれないなどの不安が常にある。

◆ソーシャルワーカーの取組について

「外国人問題に対する学習会の定期開催」「外国人支援団体との定例での会議」「健康相談会・フードドライブ・健康教室」「埼玉協同病院内の意識調査」「外国人問題研究グループの立ち上げ」

◆今後の課題、問題提起、まとめ

- ・難民、仮放免の方々の医療費問題など、一医療機関では対応できない
- ・学習会、行政との懇談などアクションを起こし続ける
- ・政治問題の背景理解を深める
- ・神奈川県では医療通訳派遣のシステムが出来上がっているが、通訳導入がすぐ無理なら、やさしい日本語を職員に周知など

※全体の感想

・かつて京都でもヘイトスピーチが大きな問題となったが、この間の入管法問題やクルド人の方々をめぐる問題、難民問題などから、外国籍の方の医療問題に関心があり参加。特に川口市の状況や取り組みについて詳しく知ることができ、問題の本質について深めることができた。生活相談の中で外国籍の方の相談を受ける場面も想定されるので引き続き学んでいきたい。

支出調書一覧表

やまね智史

広報広聴費

整理番号	支出日	使途内容	支出金額（円）
1	4/26	2024年度、レンタルサーバー料、ドメイン更新料 5 / 1 0、 /	18,700
2	5/27	2024年5月 市会報告 作成印刷費	242,700
3	5/28	「市政を動かす」No 4 5 4、作成、印刷費、 / やまね	96,200
4	5/28	「市政を動かす」No 4 5 4、郵送料、 / やまね	57,400
5	5/28	市政報告用封筒、増刷、 / やまね	10,010
6	6/26	2 0 2 4 年 5 月「市会報告」ポスティング費用、 / やまね	181,662
7	6/26	6月市会「傍聴案内ビラ」作成印刷費、 / やまね	141,790
8	7/26	「市会報告」2024年7月、作成印刷費、 /	59,462
9	8/5	「市政を動かす。」No 4 5 5、作成印刷費、 /	72,364
10	8/5	「市会報告用」長3封筒、増刷費、 /	10,010
11	8/27	「市政を動かす。」No 4 5 5 郵送料、 /	56,320
12	8/27	個人活用ハガキ（往復）作成印刷費、 / やまね	30,525
13	8/27	「京都のこれからを考える講座」チラシ、印刷費、 /	15,415
14	10/25	「市会報告」2024年9月、作成印刷費、 /	251,075
15	10/29	子育てアンケートA4 チラシ、印刷費、 /	14,504
16	11/6	市会報告2024年9月、ポスティング費用、 /	181,607
17	12/27	「市政を動かす。」No456、作成印刷費用、 /	84,230
18	12/27	「市政を動かす。」No456、郵送料、 /	57,080
19	12/27	ホームページ改修費 5 / 1 0、 /	1,650
20	12/27	市政報告用、長3封筒、増刷費、 /	10,010
21	1/27	市会報告、ジャンボハガキ、郵送料（ゆうメール）、 /	353,630
22	1/27	市政報告用、長3封筒、増刷費、 /	10,010
23	1/27	市会報告、ジャンボハガキ、データ加工、宛名印字、郵便区分費用、 /	79,910
24	1/27	市会報告、ジャンボハガキ、作成印刷費用、 /	123,990
25	1/27	市会報告ビラ、作成印刷費用、 /	17,600
26	2/27	「市政を動かす。」No 4 5 7、作成印刷費用、 /	72,290
27	2/27	「市政を動かす。」No 4 5 7、郵送料、 /	55,600
			2,305,744

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 4 月 26 日	整理No.	1
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	2024年度 レンタルサーバー料、ドメイン更新料		
按 分 割 合	5/10	政務活動費 支 出 額	18700 円
備 考	きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			
ホームページ等の経費については、後援会活動等も含まれるので1/2に按分する。			
2024年年間分として 37,400円の1/2			

領 収 書

No. KS0000869

やまね智史市会議員 様

2024年4月26日

¥37,400 (税込)

但 2024年度 レンタルサーバー料、ドメイン更新料2024年度分

上記金額正に領収致しました

 株式会社 きかんしコム

〒601-8205 京都市南区久世 4-30-2

TEL.075-935-1115

FAX.075-935-5100

登録番号:T11300010241



支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 5 月 27 日	整理No.	2
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	2024年5月 市会報告 作成印刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	242700 円
備 考	総額 3,397,697円 を西野さち子議員他13名で分担 新日本プロセス株式会社		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支 出 調 書 (一般用)

5/29V

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 5 月 28 日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No. 454 作成、印刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	96200 円
備 考	総額 1,345,740円 を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			
共通台帳			

5/29

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

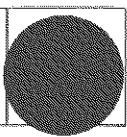
支出年月日	2024年 5 月 28 日	整理No.	4
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No. 454 郵送料		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	57400 円
備 考	総額 802,450円 を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			
共通台帳			

支出調書（一般用）

5/29 ✓

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 5 月 28 日	整理No.	5
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市政報告用封筒 増刷		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	10010 円
備 考	(株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書		No. KS0000879
やまね智史議員 様		
2024年5月28日		
¥10,010 (税込)		
但 市政報告用 長3封筒 増刷費		
上記金額正に領収致しました		
 株式会社 きかんしコム		収 者 印 
〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1		
TEL.075-935-1115 FAX.075-935-5100		
登録番号:T11300010241		



ゆうメール

【差出人】

DM SOLUTIONS

【還付先】〒604-8571

京都市中京区河原町御池

京都市役所

日本共産党京都市会議員団内

DM SOLUTIONS事務局

京都のまちとくらしを守る **日本共産党京都市会議員団**



伏見区

やまね智史



日本共産党京都市会議員団 控室

〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 075-222-3728 FAX 075-211-2130

目 宅 〒612-8031 京都市伏見区榑山町松平第1-39 エルシティ榑山駅前202号 ☎622-2009

生活相談所 〒612-8001 京都市伏見区新町10丁目381 ☎621-6717

URL <http://yamane-tomofumi.jp/> E-Mail channel9mail@gmail.com

支 出 調 書 (一般用)

2/12

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 6 月 26 日	整理No.	6
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	2024年5月 市会報告 ポスティング費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	181662 円
備 考	総額 2,542,498円と送金料770円を西野さち子議員他13名で 分担 (有) フィード・インフォメーション		
(領収書等貼付欄)			
共通台帳			

支出調書（一般用）

12/19✓

会派名又は議員名 **やまね智史**

支出年月日	2024 年 6 月 26 日	整理No.	7
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	6月市会 傍聴案内ビラ 作成印刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	141,790 円
備 考	(株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書

No. KS0000889

やまね智史議員様

2024年6月26日

¥141,790 (税込)

但 6月市会傍聴案内ビラ 作成印刷費

上記金額正に領収致しました

K. 株式会社 きかんしコム

〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1

TEL.075-935-1115

登録番号:T11300010241

FAX.075-935-5100

2000円

扱 者 印

京都府

2025年6月4日

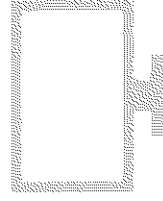
日本共産党 代表質問

6/4 火

本会議開会
は午前10時から

● 傍聴にぜひお越しください。

● 京都府会 YouTube チャンネルからも
ご覧いただけます。



日本共産党 京都市会議員団

☎ 22-3728 (FAX) 211-2130

ご覧下さい 市会議員団のホームページ <https://cpgkyoto.jp/>

Eメール: info@cpgkyoto.jp



伏見区

午後1時45分頃から

やまね 智史 議員

〈KBS 京都テレビで生中継〉

- 地方自治破壊、戦争する国づくりを許すな
- 前市長の市民負担増は撤回し、敬老乗車証制度・保育所補助金を元に戻せ
- 中学校給食は巨大工場でなく子どもたちに身近な学校調理方式で
- 能登半島地震を教訓に、災害から市民生活守り抜く体制を
- 大阪・関西万博や大型開発より、市民のくらし・生業優先、ほみ続けられるまちづくりを
- 北陸新幹線地下延伸計画は中止し、京都の地下水を守れ
- 文化予算の抜本的増額を、若手アーティスト支援を

市民生活を守る「公共」の再建を！

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 26 日	整理No.	8
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告 2024年7月 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	59462 円
備 考	総額 832,480円を西野さち子議員他13名で分担 (株) 新日本プロセス		
(領収書等貼付欄)			
共通台帳			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 8 月 5 日	整理No.	9
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No. 455 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	72364 円
備 考	総額 1,013,100円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 8 月 5 日	整理No.	10
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告用 長3封筒 増刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	10010 円
備 考	(株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書		No. KS0000900
やまね智史議員 様		
2024年8月5日		
¥10,010 (税込)		
但 市政報告用 長3封筒 増刷費		
上記金額正に領収致しました		
株式会社 きかんしコム 〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1 TEL.075-935-1115 FAX.075-935-5100 登録番号:T11300010241		
扱 番 印		



ゆうメール

【差出人】
DM SOLUTIONS
【還付先】〒604-8571
京都市中京区河原町御池
京都市役所
日本共産党京都市会議員団内
DM SOLUTIONS事務局

京都のまちとくらしを守る

日本共産党京都市会議員団



伏見区

やまね智史



日本共産党京都市会議員団 控室

〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 075-222-3728 FAX 075-211-2130

自 宅 〒612-8031 京都市伏見区桃山町松平筑前1-39 エルシティ桃山筑前202号 ☎622-2009

生活相談所 〒612-8081 京都市伏見区新町10丁目381 ☎621-6717

URL <http://yamane-tomofumi.jp/> E-Mail channel9mail@gmail.com

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 8 月 27 日	整理No.	44
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No. 455 郵送料		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	56320 円
備 考	総額 788,480円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

史智ねま

(領收書等貼付欄)

領 収 書

№ 029226

ヤマハ 智史 議員 様

2024 年 8 月 27 日

印

紙

¥ 3 0 5 2 5 円

但し、個人活用経費ハガキ 作成印刷費として
上記金額正に領収致しました。

現金	¥
小切手	¥
手形	
振込み	
相殺	

新日本プロセス株式会社

〒601-8382 京都市南区西九条五丁目21番075(661)5688

係 印

郵便はがき

6048790

022

日本共産党京都市会議員団 行

(受取人)
京都市中京区河原町御池 京都市役所内

料金受取人私郵便

中京局認
承

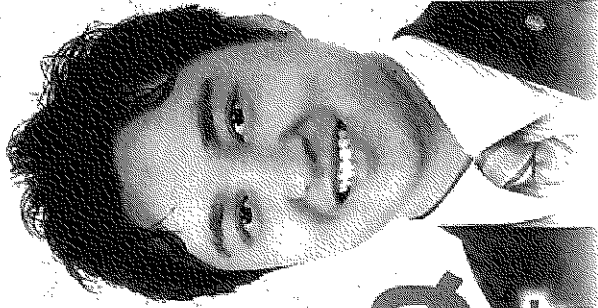
8289

差出有効期間
2024年7月26
日から2026年
7月25日まで
(切手不要)

こんにちは
本日が
かいました。

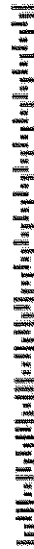
日本共産党
京都市会議員

やまね
智史です
とも ふみ



プロフィール 1980年生。龍谷大卒。現在3期目。
ハラスメント根絶、若者・学生支援、文化・スポーツの環境整備、公共交通の
改善、観光公害・民泊問題、伏見の地下水保全等で論戦。

あなたのご意見・ご要望を
お聞かせ下さい。
お近くのポストに投函して下さい。切手は不要です。

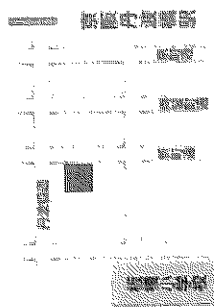


伏見区役所・深草支所担当地域のくらしの電話番号

相談連絡先	電話番号
伏見区役所(代表)	☎ 611-1101
深草支所(代表)	☎ 642-3101
伏見土木みどり事務所 (通称:街灯公園)	☎ 611-5371
伏見まち美化事務所(のみ収蔵)	☎ 601-7161
上下水道局南部営業所	☎ 605-2011
※緊急ダイヤル(漏水・漏り水)	☎ 0800-222-3500
消費生活総合センター	☎ 366-1319
多重債務相談	☎ 366-1316
交通事故相談	☎ 366-3305

●暮らし、福祉、雇用・労働、サラ金、税金、教育、まちづくり等、どんな問題でも、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

●相談は月水金の午前10時～午後5時です。



日本共産党京都市議員団

TEL 222-3728
FAX 211-2130

○ みなさんの声をお寄せ下さい。
●京都市政へのご意見・提案
●お困りごと、相談ごと
●日本共産党へのご意見・要望など

さしつかえなければご記入下さい。

●お名前

●おところ (〒 -)

☎ () e-mail

◎

(連絡目的以外は使用しません)◎

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 8 月 27 日	整理No.	13
使 途 項 目	調査研究費 研修費 <u>広報広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「京都のこれからを考える講座」チラシ 印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	15415 円
備 考	総額 215,820円を西野さち子議員他13名で分担 (有) ニュープリント		

(領収書等貼付欄)

共通台帳

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 10 月 25 日	整理No.	14
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告 2024年9月 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	251075 円
備 考	総額 3,515,052円を西野さち子議員他13名で分担 (株)新日本プロセス		

(領収書等貼付欄)

共通台帳

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 10 月 29 日	整理No.	15
使 途 項 目	調査研究費 研修費 <u>広報広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	子育てアンケートA4チラシ 印刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	14504 円
備 考	総額 203,060円を西野さち子議員他13名で分担 (有) ニュープリント		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 11 月 6 日	整理No.	16
使 途 項 目	調査研究費 研修費 <u>広報広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告 2024年9月 ポスティング費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	181607 円
備 考	総額 2,542,498円を西野さち子議員他13名で分担 (有) フィード・インフォメーション		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 12 月 27 日	整理No.	17
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No.456 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	84230 円
備 考	総額 1,179,200円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 12 月 27 日		整理No.	18
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	「市政を動かす。」No.456 郵送料			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	57080 円	
備 考	総額 799,040円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム			
(領収書等貼付欄) 共通台帳				

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 **やまね智史**

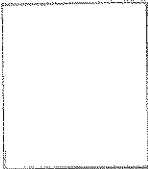
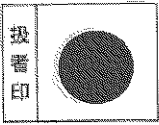
支出年月日	2024年 12 月 27 日	整理No.	19
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	ホームページ改修費		
按 分 割 合	5 / 10	政務活動費 支 出 額	1650 円
備 考	(株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書		No. KS0000943
やまね智史議員 様		
2024年12月27日		
¥3,300 (税込)		
但 ホームページ改修費		
上記金額正に領収致しました		
 株式会社 きかんしコム		
〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1		
TEL.075-935-1115		
登録番号:T11300010241 FAX.075-935-5100		
		扱 番 印

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 12 月 27 日	整理No.	20
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告用 長3封筒 増刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	10010 円
備 考	(株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書		No. KS0000921
やまね智史議員 様		
2024年12月27日		
¥10,010 (税込)		
但 市政報告用 長3封筒 増刷費		
上記金額正に領収致しました		
		
〒601-8205 京都市南区久世城町330- TEL.075-935-1115 FAX.075-935-5100		
登録番号:T11300010241		
		



ゆうメール

【差出人】
DM SOLUTIONS
【還付先】〒604-8571
京都市中京区河原町御池
京都市役所
日本共産党京都市会議員団内
DM SOLUTIONS事務局

京都のまちとくらしを守る

日本共産党京都市会議員団



伏見区

やまね智史



日本共産党京都市会議員団 控室
〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内
TEL 075-222-3728 FAX 075-211-2130

自宅 〒612-8031 京都市伏見区柚山町松平駅前1-39 エルシティ柚山駅前202号 ☎622-2009
生活相談所 〒612-8081 京都市伏見区新町10丁目381 ☎621-6717
URL <http://yamane-tomofumi.jp/> E-Mail channel9mail@gmail.com

支 出 調 書 (一般用)

3/21 ✓

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 27 日	整理No.	21
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告 ジャンボハガキ 郵送料 (ゆうメール)		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	353630 円
備 考	総額 4,950,730円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支出調書(一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 27 日	整理No.	22
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市政報告用 長3封筒 増刷費		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	10010 円
備 考	(株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書

No. KS0000956

やまね智史議員 様

2025年1月27日

¥10,010 (税込)

但 市政報告用 長3封筒 増刷費

上記金額正に領収致しました

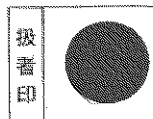
K. 株式会社 きかんしコム

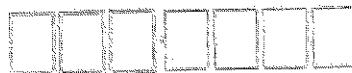
〒601-8205 京都市南区久世殿城町300-1

TEL.075-935-1115

FAX.075-935-5100

登録番号:T11300010241





ゆうメール

【差出人】

DM SOLUTIONS

【〒604-8571】

京都市中京区河原町御池

京都市役所

日本共産党京都市会議員団内

DM SOLUTIONS事務局

京都のまちとくらしを守る

日本共産党京都市会議員団



伏見区

やまね智史



日本共産党京都市会議員団 控室

〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 075-222-3728 FAX 075-211-2130

自宅 〒612-8031 京都市伏見区桃山町松平第1-39 エルシティ桃山第202号 ☎622-2009

生活相談所 〒612-8081 京都市伏見区新町10丁目381 ☎621-6717

URL <http://yamane-tomofumi.jp/> E-Mail channel9mail@gmail.com

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 27 日	整理No.	23
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告 ジャンボハガキ データ加工、宛名印字、郵便区分費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	79910 円
備 考	総額 1,118,700円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		

(領収書等貼付欄)

共通台帳

支 出 調 書 (一般用)

3/2

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 27 日	整理No.	24
使 途 項 目	調査研究費 研修費 <u>広報広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告 ジャンボハガキ 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	123990 円
備 考	総額 1,735,800円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		

(領収書等貼付欄)

共通台帳

支 出 調 書 (一般用)

2/2

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 27 日	整理No.	25
使 途 項 目	調査研究費 研修費 <u>広報広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市会報告ビラ 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	17600 円
備 考	総額 246,400円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		

(領収書等貼付欄)

共通台帳

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 2 月 27 日	整理No.	26
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No.457 作成印刷費用		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	72290 円
備 考	総額 1,012,000円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		

(領収書等貼付欄)

共通台帳

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 2 月 27 日	整理No.	27
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「市政を動かす。」No.457 郵送料		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	55600 円
備 考	総額 778,360円を西野さち子議員他13名で分担 (株) きかんしコム		
(領収書等貼付欄) 共通台帳			

支出調書一覧表

やまね智史

資料購入費

整理番号	支出日	使途内容	支出金額（円）
1	6/21	「住民と自治」2024年度分、／	9,600
2	9/4	図書「子ども白書2024」、／やまね	2,800
3	11/10	書籍「隠れ教育費」1,600円「教師の自腹」2,000円、／やまね	3,600
			16,000

支出調書（一般用）

6/21✓

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 6 月 21 日	整理No.	1
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	「住民と自治」2024年度分		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	9600 円
備 考	(一般社団法人) 京都自治体問題研究所		

(領収書等貼付欄)

領収書

やまね智史 様

2024年6月21日
9,600 円

但し「住民と自治」2024年度分

(一般社団法人) 京都自治体問題研究所
〒604-0863 京都市中京区夷川通室町東入ル巴町80 パルマビル2階D
電話075-241-0781

支出調書(一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 9 月 4 日	整理No.	2
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	図書 子ども白書2024		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	2800 円
備 考	京都子どもを守る会		
(領収書等貼付欄)			

領 収 証

やまね 智史

様

No. 24

★2800-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 2024年 9 月 4 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

京都子どもを守る会

T 606-8397
京都市左京区聖護院川原町4-18
京都教育会館内
TEL 075-761-8327

2024

子ども

日本子どもを守る会 編

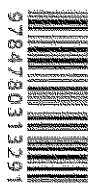
＊

子ども白書

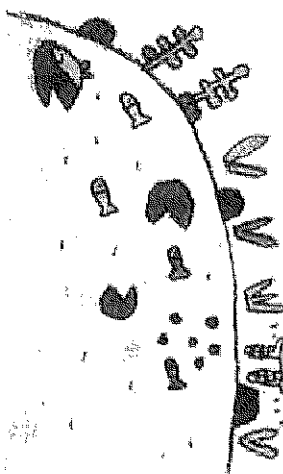
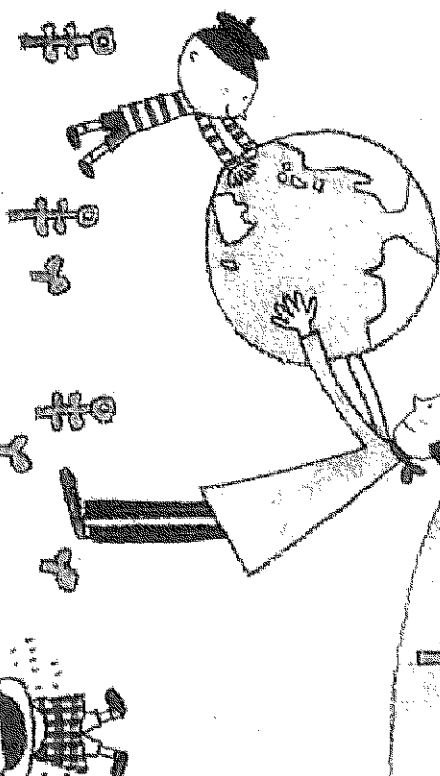
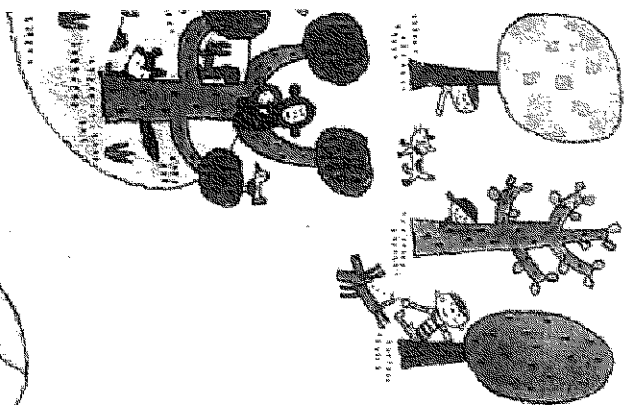
子ども白書

2024

ISBN 978-4-7803-1329-1
C0002 V2800E
定価 本体2,800円＋税
かもがわ出版



9784780313291
1920002028002



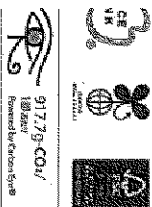
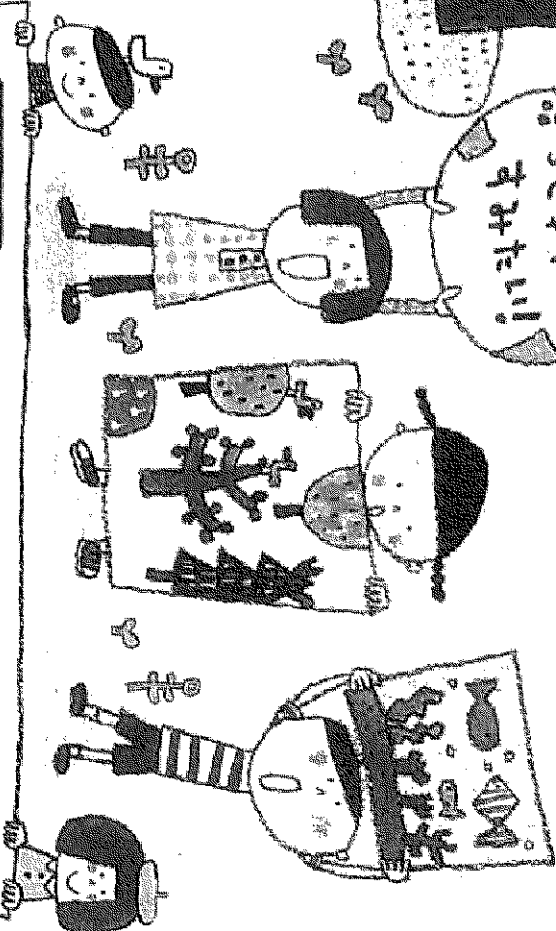
気候危機は、子どもの権利の危機 日本子どもを守る会 編
かもがわ 出版

特集

気候危機は、子どもの権利の危機

小特集

いま、子どもの声を（きく）



支出調書(一般用)

11/10

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 11 月 10 日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	書籍 「隠れ教育費」 1,600円 「教師の自腹」 2,000円		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	3600 円
備 考	福島尚子 千葉工業大学工学部准教授		
(領収書等貼付欄)			

領 収 書

やまね智史

様

No.13

発行日 2024年 11 月 10 日

金額

3,600円

(税込)

但 書籍『隠れ教育費』『教師の自腹』購入代として

上記正に領収いたしました。

〒275-0023 習志野市芝園2-1-1 千葉工業大学 教育センター
 福島尚子 fukushima.shoko@p.chibakoudai.jp



隠れ

柳澤靖明

福嶋尚子

公立小中学校で
かかるお金を

徹底検証

公立小中学校で
かかるお金を

徹底検証



工
子
イ
今
大
社

工
子
イ
今
大
社



9784811808376



1920036018000

ISBN978-4-8118-0837-6
C0036 ¥1800E

発行：工
子
イ
今
大
社

定価：本体1800円＋税



教師の 自腹

教師の 自腹

授業の教材費、
部活動の審判資格取得費用、
家庭訪問の交通費、
徴収金未納の立替……
**1年間で自腹を
したことが***

ない
24.2%

ある
75.8%

*「教職員が自己負担額に関する調査」2022
年実施版」(調査委託先：マクロミル)より。
公立小・中学校教職員1034人の回答。

福嶋尚子
柳澤靖明
古殿真大

東洋館出版社

福嶋尚子
柳澤靖明
古殿真大



東洋館
出版社

ISBN 978-4-491-05446-9

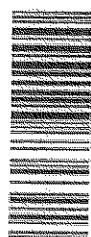
C3037 ¥2100E

定価：本体2,100円
(税込2,310円)税10%

東洋館出版社
[教育一般・学校経営]



9784491054469



1923037021000

支出調書一覧表

やまね智史

通信運搬費

整理番号	支出日	使途内容	支出金額（円）
1	4/1	駐車場代（芸術関係者へのヒアリング）、／やまね	700
2	4/2	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
3	4/6	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
4	4/11	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	200
5	4/20	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
6	4/21	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	300
7	4/26	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
8	5/14	駐車場代（「伏工跡地」説明会への参加）、／やまね	300
9	5/18	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	200
10	5/19	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	660
11	5/23	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
12	5/25	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	660
13	5/25	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
14	6/15	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
15	6/16	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
16	6/21	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
17	6/24	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
18	6/25	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	600
19	6/26	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
20	6/28	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	600
21	6/29	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	600
22	6/29	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	200
23	6/30	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	220
24	7/3	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	330
25	7/7	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
26	7/28	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
27	8/10	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
28	8/10	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	500
29	8/11	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	600
30	8/23	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
31	8/23	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
32	8/25	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	200
33	8/30	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	600
34	9/2	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
35	9/4	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	600
36	9/5	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	300
37	9/7	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
38	9/14	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	600
39	9/15	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
40	9/15	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200

41	9/28	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
42	9/29	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
43	9/29	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
44	9/30	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
45	10/4	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
46	10/12	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
47	10/14	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
48	10/19	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
49	10/23	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
50	10/25	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	300
51	11/7	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
52	11/17	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
53	11/19	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
54	11/25	駐車場代（医療関係者へのヒアリング）、／やまね	200
55	12/1	駐車場代（医療関係者へのヒアリング）、／やまね	400
56	12/1	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	500
57	12/13	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
58	12/17	駐車場代（高齢者団体へのヒアリング）、／やまね	600
59	12/21	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	400
60	12/26	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	400
61	12/27	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	500
62	12/29	駐車場代（介護従事者へのヒアリング）、／やまね	800
63	1/8	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	200
64	1/10	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	600
65	1/12	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	200
66	1/17	駐車場代（久我の杜市住の視察）、／やまね	550
67	1/18	駐車場代（市民相談への対応）、／やまね	220
68	1/19	駐車場代（事業者へのヒアリング）、／やまね	500
69	1/21	駐車場代（事業者へのヒアリング時の）、／やまね	400
70	1/24	駐車場代（保育関係者へのヒアリング時の）、／やまね	700
71	1/26	駐車場代（市民相談対応時の）、／やまね	500
72	2/4	駐車場代（市民相談対応時の）、／やまね	400
73	2/14	駐車場代（保育関係者へのヒアリング時の）、／やまね	700
74	2/16	駐車場代（市民相談対応時の）、／やまね	700
75	3/18	駐車場代（市民相談対応時の）、／やまね	440
76	3/27	駐車場代（市民相談対応時の）、／やまね	800
77	3/28	駐車場代（市民相談対応時の）、／やまね	400
			32,780

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は職員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 4月 1 日	整理No.	1
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	芸術関係者へのレタリング時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 700 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

P 三井のリパーク

リパーク京阪丹波橋駅西第2

領 収 書

精算機 #01 A 精算No.000162
車室番号（自動車） 12
入庫時刻 2024年 4月 1日（月） 18:00
精算時刻 2024年 4月 1日（月） 21:34
駐車料金 A料金 700円
=====
合 計 700円
（内税10%対象額 700円）
現金領収金額 700円
現金入金額 700円
釣銭 0円

三井不動産リアルティ株式会社
登録番号 T6010001140514

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 裕史

支出年月日	2024年 4月 2日	整理No.	2
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の112キー代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社ハウスプラザ

車室 No.4

入庫時刻 04月02日 20時21分
精算時刻 04月02日 21時03分

受領金額 200円
2024年04月02日21時03分 発行

インボイス制度登録番号T
3130001018455

駐車料金 消費税込10%

システムパーク
深草野手町NO. 2

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 4月 6日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のハローも21代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

テクハン株式会社

車室 No.1

入庫時刻 04月06日 16時50分
精算時刻 04月06日 17時46分

受領金額 400円
2024年04月06日17時46分 発行

消費税率10% 登録番号T
4130001005683

ブーブーパーク
丹波橋第2

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は職員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 4月 11日	整理No.	4
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者へのトレーニング費の10-キ-グ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

KF-Park

深草西瀬町

金額 引又 訂正

精算機 #01 A 精算No.000530
発券機 #01 発券No.030178
入庫時刻 2024年 4月11日(木) 11:53
出庫時刻 2024年 4月11日(木) 12:40
駐車時間 0:47
駐車料金 A料金 200円
===== 200円
合 計 200円
(内税10%対象額 200円)
現金領収額 500円
お預り 300円
お釣り
またのご利用をお待ちしております。

関電ファシリティーズ (株)
登録番号 T8120001126535
(消費税率 10%)

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 4月 20日	整理No.	5
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

入庫時刻 04月20日 10時17分

精算時刻 04月20日 12時02分

受領金額 400円

2024年04月20日12時02分 発行

適用税率: 10% (税込)

登録番号: T829000
1020894TOMOパーキング
藤森神社第一駐車場

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね

支出年月日	2024年 4月 21 日	整理No.	6
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	根相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 300 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.10

入庫時刻 04月21日 09時45分
精算時刻 04月21日 14時28分受領金額 300円
2024年04月21日14時29分 発行登録番号T2
130001023547
消費税10%込

墨染北パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 4月 26日		整理No.	7
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	事業者へのレトリング時のパルキング代			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥400 円	
備 考				

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

-----車室 No.3-----

入庫時刻 04月26日 17時11分
 精算時刻 04月26日 18時04分

受領金額 400円
 2024年04月26日18時05分 発行

登録番号T2
 130001023547
 消費税10%込

深草中ノ島町パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 5月 14日	整理No.	8
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	伏見稲荷説明会参加時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 300 円
備 考			

(領収書等貼付欄)



伏見稲荷駅西 パーキング

No.802

キョウテック株式会社

登録番号 T2-1300-0100-4191

適用税率10%(税込)

令和 4 又 改正

精算機 #01	A 精算No.000019
車室番号 (自動車)	3
入庫時刻	2024年 5月14日(火) 18:23
精算時刻	2024年 5月14日(火) 20:53
駐車料金	A料金 300円
=====	
合 計	300円
現金領収金額	300円
現金入金額	500円
釣銭	200円

またのご利用をお待ちしております。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 5月18日	整理No.	9
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者へのリサーチの報酬		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.2

入庫時刻 05月18日 10時12分
精算時刻 05月18日 11時18分受領金額 200円
2024年05月18日11時19分 発行登録番号T2
130001023547
消費税10%込

竹田南Bパーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

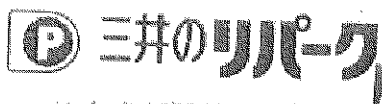
支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 5月 19日	整理No.	10
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者19ヒリ20時a 10モリグ代		
按 分 割 合	10/100	政務活動費 支 出 額	¥ 660 円
備 考			

(領収書等貼付欄)



リパーク京阪丹波橋駅西第2

領 収 書

精算機 #01 A 精算No.000341
 車室番号 (自動車) 5
 入庫時刻 2024年 5月19日(日) 10:22
 精算時刻 2024年 5月19日(日) 12:02
 駐車料金 A料金 660円
 =====
 合 計 660円
 (内税10%対象額 660円)
 現金領収金額 660円
 現金入金額 1,000円
 釣銭 340円

三井不動産リアルティ株式会社
 登録番号 T8010001140514

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出、消費 (一般用)

会派名又は議員名

也手の智史

支出年月日	2024年 5月 23日	整理No.	11
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の110メール代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

ご利用ありがとうございました

またのお越しを
お待ちしております

領 収 証

車室01

入庫日時

精算日時

駐車時間

No.59557-01 009764

2024年05月23日 18時13分

2024年05月23日 19時27分

1時間14分

駐車料金(一般車)	400円
(税込)	
現金計	400円
投入額	
釣銭額	400円
	0円

発行駐車場

風見都はーく10

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

也手お知事

支出年月日	2024年 5月 25日	整理No.	12
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者へのレジャーの時の代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 660 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

(一財)京都市民総合交流事業団
登録番号: 17130005003037
全ての消費税10%適用・税込
TEL 075-692-3400

領 収 証

入庫日時 2024年05月25日 09時40分
出庫日時 2024年05月25日 11時16分
No.04-002530 券No.01-256419

駐車料金 (一般) 660円
料金計 660円
投入現金 1,000円
釣銭額 340円

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 5月 25日	整理No.	13
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のメール代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥500 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

KF-Park

深草西瀬町

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.001049
 発券機 #01 発券No.031657
 入庫時刻 2024年 5月25日(土) 17:26
 出庫時刻 2024年 5月25日(土) 21:04
 駐車時間 3:38
 駐車料金 A料金 500円
 =====
 合 計 500円
 (内税10%対象額 500円)
 現金領収額 500円
 お預り 1,000円
 お釣り 500円
 またのご利用をお待ちしております。

関電ファシリティーズ(株)
 登録番号 T6120001126535
 (消費税率10%)

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 6 月 15 日	整理No.	14
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者へのコンサルティング時の出張代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

名鉄協商パーキング
京都深草西浦町2丁目
名鉄協商株式会社
TEL. 0120-722-247
登録番号: T3180001033061 適用税率10%

領 収 書

入庫日時 2024年06月15日 16時23分
出庫日時 2024年06月15日 17時57分
No.01-159695 券No.02-160068

駐車料金 (一般) 400円

料金計 400円
投入現金 400円
釣銭額 0円

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やま内 知史

支出年月日	2024年 6月16日	整理No.	15
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

A-2512 深草西浦町5丁目
(株)コインパーク適用税率10%
 T6011101027248

本券を車のダッシュボード上に
 外から見えるように置いてくだ
 さい。

◇ 駐 車 証 明 書 ◇

1 日 券
 車両番号 [REDACTED]
 24年06月16日 09時50分

有効期限
 24年06月17日
 09時50分

《 領 収 書 》
 利用料金 400円

お 預 り
 お 釣 400円
 0円
 NO.103051

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 6月 21日	整理No.	16
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者へのヒアリング時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

KF-Park

深草西蒲町

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.000816
発券機 #01 発券No.032582
入庫時刻 2024年 6月21日(金) 14:41
出庫時刻 2024年 6月21日(金) 15:55
駐車時間 1:14
駐車料金 A料金 400円
=====

合 計 400円
(内税10%対象額 400円)
現金領収額 400円
お預り 400円
お釣り 0円
またのご利用をお待ちしております。

関電ファシリティーズ(株)
登録番号 T8120001126535
(消費税率10%)

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 6 月 24 日	整理No.	17
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時、10-キング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

入庫時刻 06月24日 14時42分

精算時刻 06月24日 16時30分

受領金額 400円

2024年06月24日16時30分 発行

適用税率：10%（税込）

登録番号：T829000
1020894

TOMOパーキング
藤森神社第一駐車場

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 6月 25日	整理No.	18
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者への取引調整の報酬代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

.....領収書.....

株式会社コンセプト

-----車室 No.1-----

入庫時刻 06月25日 08時47分
精算時刻 06月25日 11時13分

受領金額 600円
2024年06月25日11時14分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

千本綾小路南パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 6月 26日	整理No.	19
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	根相談対応時910-キング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

伏見稲荷駅西 パーキング
No.802
キョウテク株式会社
登録番号 T2-1300-0100-4191
適用税率10%(税込)

金額 引 正

精算機 #01 A 精算No.000043
車室番号(自動車) 3
入庫時刻 2024年 6月26日(水) 16:42
精算時刻 2024年 6月26日(水) 18:17
駐車料金 A料金 500円
=====

合 計	500円
現金領収金額	500円
現金入金額	500円
釣銭	0円

またのご利用をお待ちしております。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 6月28日	整理No.	20
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者19名利用の1日乗代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.1

入庫時刻 06月28日 17時09分
精算時刻 06月28日 18時18分受領金額 600円
2024年06月28日18時19分 発行登録番号T2
130001023547
消費税10%込

深草中ノ島町パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 6月29日	整理No.	21
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者19ヒアリングの110-キリ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

京都銀行墨染支店 パーキング
No.636
キョウテク株式会社
登録番号 T2-1300-0100-4191
適用税率10%(税込)

令 頁 収 証 正

精算機 #01 A 精算No.000713
車室番号(自動車) 5
入庫時刻 2024年 6月29日(土) 17:02
精算時刻 2024年 6月29日(土) 19:26
駐車料金 A料金 600円
=====

合 計	600円
現金領収金額	600円
現金入金額	600円
釣銭	0円

またのご利用をお待ちしております。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 6月 29日	整理No.	22
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者19ヶ所リサーチ 110キリング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.7

入庫時刻 06月29日 19時36分
精算時刻 06月29日 20時45分受領金額 200円
2024年06月29日20時45分 発行登録番号T2
130001023547
消費税10%込

竹田南Bパーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 6月30日	整理No.	23
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の10-キリ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 220 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

Times 領収書
 タイムズ24株式会社
 藤の森ローズセンター
 第1駐車場
 0120-72-8924
 適用税率10%
 登録番号 T4010001137274

駐車位置番号 - 15
 24-06-30 11:29
 精算06-30 11:50
 駐車時間 21分
 駐車料金 220円
 割引 0円
 前払 0円
 現金 220円
 釣銭 0円
 NO. 342366

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 7月 3日	整理No.	24
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時 9 10 キン代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 330 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
タイムズ24株式会社 0120-72-8924 登録番号 T4010001137274 タイムズ中書島表町 ----- 駐車位置番号:8 入庫日時 2024年07月03日 07時07分 精算日時 2024年07月03日 08時10分 No.0000001159 精算機:00928562 1号機 駐車料金 330円 合計(税込10%) 330円 現金支払 500円 釣銭額 170円			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね 智史

支出年月日	2024年 7 月 7 日		整理No.	25
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	市民相談対応時の 110 キン代			
按 分 割 合	10/100	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円	
備 考				

(領収書等貼付欄)

領収書

入庫時刻 07月07日 13時30分
精算時刻 07月07日 16時03分
受領金額 500円
2024年07月07日16時04分 発行
適用税率: 10% (税込)
登録番号: T829000
1020894

TOMOパーキング
藤森神社第一駐車場

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

也手ぬ 智史

□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ □ と利用ありがとうございました □□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ □ またのお越しを □□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ □ お待ちしております □□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□

領收証

車室01
入庫日時
精算日時
駐車時間

No.59557-01 010108
2024年07月28日 15時40分
2024年07月28日 16時56分
1時間16分

駐車料金(一般車)
(税込)

400円

現金計

400円

投入額
釣銭額

400円
0円

第 10 頁

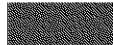
- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの 知史

支出年月日	2024年 8月 10日	整理No.	27
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	根相談対応時 の 10-モン代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
D パーキング 南浜町 第1 登録番号 T4120001077476 適用税率10%(税込) ☆ 駐 車 証 明 書 ☆ 駐車証明書はダッシュボードの上の 確認しやすい場所に置いてください 精算区分 1 車両番号  有効期限 08/10 12:44 ----- D パーキング 南浜町 第1 登録番号 T4120001077476 適用税率10%(税込) ☆ 領 収 証 ☆ 08/10 09:43:37 400 円			

注1 使途項目の欄は、該当する項

2 領収書等貼付欄に貼付することかでない領収書等、領収書に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

也手ぬ智史

支出年月日	2024年 8月 10日	整理No.	28
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者19キロメートルの10キロメートル代		
按 分 割 合	10/100	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

KF-Park

深草西浦町

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.000432
発券機 #01 発券No.034236
入庫時刻 2024年 8月10日(土) 16:56
出庫時刻 2024年 8月10日(土) 20:12
駐車時間 3:16
駐車料金 A料金 500円
=====

合 計 500円
(内税10%対象額 500円)
現金領収額 500円
お預り 500円
お釣り 0円
またのご利用をお待ちしております。

関電ファシリティーズ(株)
登録番号 T8120001126535
(消費税率10%)

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまのり 知事

支出年月日	2024年 8月 11 日	整理No.	29
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者のヒアリング費の1000円		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

テクノ株式会社

車室 No.2

入庫時刻 08月11日 11時22分
精算時刻 08月11日 12時49分

受領金額 600円
2024年08月11日12時49分 発行

消費税率10% 登録番号T
4130001005683

ノーブーパーク
伏見寺田屋西

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

也手智史

支出年月日	2024年 8月 23日	整理No.	30
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者への取引の経費の代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

テクハン株式会社

車室 No.5

入庫時刻 08月23日 10時02分
精算時刻 08月23日 11時12分

受領金額 400円
2024年08月23日11時13分 発行

消費税率10% 登録番号T
4130001005683

プーパーク
京阪藤森駅前

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 8月 23日	整理No.	31
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のPCモニター代		
按 分 割 合	1/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ ご利用ありがとうございました □
 □ またのお越しを □
 □ お待ちしております □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

車室007 No.60022-01 047136
 入庫日時 2024年08月23日 14時21分
 積算日時 2024年08月23日 15時29分
 駐車時間 1時間08分

駐車料金(一般車) 400円

 現金計 400円
 (税込)
 投入額 500円
 釣銭額 100円

京都府京都市中京区大炊町201番地
 TEL 075-222-0562

発行駐車場
 新町パーキング
 新町パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 8月25日	整理No.	32
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者のヒアリング時のレキニング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

名鉄協商パーキング
京都深草西浦町2丁目
名鉄協商株式会社
TEL 0120-722-247
登録番号:T3180001033061適用税率10%

領 収 書

入庫日時 2024年08月25日 13時15分
出庫日時 2024年08月25日 13時45分
No.01-164274 券No.02-164657

駐車料金 (一般) 200円

料金計 200円
投入現金 1,000円
釣銭額 800円

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 8月 30日	整理No.	33
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.1

入庫時刻 08月30日 17時02分
精算時刻 08月30日 18時03分

受領金額 600円
2024年08月30日18時03分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

深草中ノ島町パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 9 月 2 日		整理No.	34
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	市民相談対応時の110-キョウ代			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円	
備 考				
(領収書等貼付欄) 領収書..... 株式会社コンセプト 車室 No.2..... 入庫時刻 09月02日 20時01分 精算時刻 09月02日 20時29分 受領金額 200円 2024年09月02日20時29分 発行 登録番号T2 130001023547 消費税10%込 深草野手町パーキング.....				

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 9 月 4 日	整理No.	35
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の110-モン代		
按 分 割 合	10%	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

.....領収書.....

株式会社コンセプト

-----車室 No.2-----

入庫時刻 09月04日 17時59分
精算時刻 09月04日 19時11分

受領金額 600円
2024年09月04日19時11分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

-----丹波橋新町角パーキング-----

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 知史

支出年月日	2024年 9 月 5 日	整理No.	36
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時910-キマ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 300 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
駐車証明書 車両: [] / 区分: 24 時間 有効期間 2024/09/05 18:52 ~ 2024/09/06 18:52 ※こちらをダッシュボード等の 外から見えるところに提示願います エコロパーク 舞台町第1 領収書 エコロシティ株式会社 登録番号 13010401170578 車両: [] 区分: 24時間 精算時刻 2024/09/05 18:52 駐車料金 10%対象 300円 内 消費税額 27円 お預り 300円 エコロパーク 舞台町第1			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 9 月 7 日	整理No.	37
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者10キロリノキングの10キロ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

.....領収書.....

.....車室 No.5

入庫時刻 09月07日 10時40分
精算時刻 09月07日 15時50分

受領金額 400円
2024年09月07日15時51分 発行

.....リノパーキング丹波橋駅前.....

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 9月 14日	整理No.	38
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の10分間の代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 600 円
備 考			
（領収書等貼付欄） 名鉄協商パーキング 京都深草西浦町2丁目 名鉄協商株式会社 TEL 0120-722-247 登録番号: T3180001033061 適用税率10% 領 収 書 入庫日時 2024年09月14日 13時15分 出庫日時 2024年09月14日 15時52分 No.01-165520 券No.02-165906 駐車料金（一般） 600円 料金計 600円 投入現金 600円 釣銭額 0円			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

也手知智史

支出年月日	2024年 9 月 15 日		整理No.	39
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	市長相談対応時のパソコン代			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円	
備 考				
(領収書等貼付欄)				
D パーキング南浜町第1 登録番号 T4120001077476 適用税率10%(税込) ☆ 駐 車 証 明 書 ☆ 駐車証明書はタッチパネル上の 確認しやすい場所。 精算区分 1 車両番号 XXXXXXXXXX 有効期限 09/15 11:18 D パーキング南浜町第1 登録番号 T4120001077476 適用税率10%(税込) ☆ 領 収 証 ☆ 精算 24/09/15 08:17:21 現金 400 円				

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2024年 9 月 15 日	整理No.	40
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の10分間の代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
.....領収書..... 入庫時刻 09月15日 13時58分 精算時刻 09月15日 15時04分 受領金額 200円 2024年09月15日15時04分 発行 適用税率: 10% (税込) 登録番号: T829000 1020894 TOMOパーキング 藤森神社第一駐車場			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

也手ぬ智史

支出年月日	2024年 9 月 28 日	整理No.	41
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者へのレクリエーションの開催		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）



京都市銀行墨染支店 パーキング

No.636

キョウテック株式会社

登録番号 T2-1300-0100-4191

適用税率10%(税込)

令頁 4又 言正

精算機 #01 A 精算No.000212
車室番号 (自動車) 1
入庫時刻 2024年 9月28日(土) 18:33
精算時刻 2024年 9月28日(土) 20:14
駐車料金 A料金 400円
=====
合 計 400円
現金領収金額 400円
現金入金額 750円
釣銭 350円

またのご利用をお待ちしております。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

也手内智史

支出年月日	2024年 9 月 29 日	整理No.	42
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の10-キ-ン代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
.....領収書..... 入庫時刻 09月29日 09時09分 精算時刻 09月29日 12時05分 受領金額 500円 2024年09月29日12時06分 発行 適用税率: 10% (税込) 登録番号: T829000 1020894 TOMOパーキング 藤森神社第一駐車場			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

也手智史

支出年月日	2024年 9 月 29 日	整理No.	43
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時 A 10-キン代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)



伏見稲荷駅西 パーキング
No.802

キョウテック株式会社

登録番号 T2-1300-0100-4191

適用税率10%(税込)

令 頁 又 言 正

精算機 #01 A 精算No.000131
車室番号 (自動車) 3
入庫時刻 2024年 9月29日(日) 16:50
精算時刻 2024年 9月29日(日) 17:46
駐車料金 A料金 400円
=====
合 計 400円
現金領収金額 400円
現金入金額 1,000円
釣銭 600円

またのご利用をお待ちしております。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は職員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 9 月 30 日	整理No.	44
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円
備 考			
（領収書等貼付欄） 領収書..... 株式会社コンセプト 車室 No.1 入庫時刻 09月30日 18時59分 精算時刻 09月30日 20時14分 受領金額 500円 2024年09月30日20時14分 発行 登録番号 T2 130001023547 消費税 10% 込 深草野手町パーキング.....			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね 智史

支出年月日	2024年 10月 4 日		整理No.	45																		
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費																					
使 途 内 容	市民相談対応時のパソコン代																					
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円																			
備 考																						
(領収書等貼付欄) 領収書 エコロシティ株式会社 登録番号 130104011705/B 車室No.5 <table border="0"> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2024/10/04</td> <td>18:28</td> </tr> <tr> <td>精算時刻</td> <td>2024/10/04</td> <td>19:17</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10%対象</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内 消費税額</td> <td>36円</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td></td> <td>400円</td> </tr> </table> エコロパーク 丹波橋第1					入庫時刻	2024/10/04	18:28	精算時刻	2024/10/04	19:17	駐車料金		400円	合計	10%対象	400円		内 消費税額	36円	お預り		400円
入庫時刻	2024/10/04	18:28																				
精算時刻	2024/10/04	19:17																				
駐車料金		400円																				
合計	10%対象	400円																				
	内 消費税額	36円																				
お預り		400円																				

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年10月12日	整理No.	46
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	根相談対応時々のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.3

入庫時刻 10月12日 12時03分
精算時刻 10月12日 12時23分

受領金額 200円
2024年10月12日12時23分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 10 月 14 日		整理No.	47
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円	
備 考				
(領収書等貼付欄) 領収書..... 入庫時刻 10月14日 13時56分 精算時刻 10月14日 16時50分 受領金額 500円 2024年10月14日16時50分 発行 適用税率：10% (税込) 登録番号：T829000 1020894 TOMOパーキング 藤森神社第一駐車場				

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 10 月 19 日	整理No.	48
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時a 10キシ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

KF-Park

J R 藤森駅前

令頁 4又 言正

精算機 #01	A 精算No. 001083
入庫時刻	2024年10月19日(土) 11:59
出庫時刻	2024年10月19日(土) 13:38
駐車料金	A料金 200円
駐車料金	A料金 200円
=====	
合 計	200円
(内税10%対象額)	200円
現金領収額	200円
お預り	200円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

関電ファシリティーズ(株)
登録番号 T8120001126535
(消費税率10%)

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 10 月 23 日	整理No.	49
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			
(領収書等貼付欄) D パーキング西奉行町第1 登録番号 T4120001077476 適用税率10%(税込) ☆ 領 収 証 ☆ No. 04 入庫 24/10/23 10:57:58 精算 24/10/23 11:23:25 現金 200円			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 10 月 25 日	整理No.	50
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の10ヶ月分		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 300 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

伏見駐車場
東洋カーマックス株式会社
登録番号 T7120001067771
消費税率 内税10%

駐車番号 003番
入庫時間 10月25日 12:14
出庫時間 10月25日 12:23
請求金額 300円
現金 300円
領収日 2024年10月25日

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 11 月 7 日	整理No.	51
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時91分 キンガイト		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

..... 領収書
株式会社コンセプト
..... 車室 No.4
入庫時刻 11月07日 19時15分
精算時刻 11月07日 20時01分
受領金額 200円
2024年11月07日20時02分 発行
登録番号T2
130001023547
消費税10%込
..... 近鉄伏見駅パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年 11月 17日	整理No.	52
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者のヒアリング時 の パーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
深草新門丈町 パーキング No.544 キョウテク株式会社 登録番号 T2-1300-0100-4181 通用税率10%(税込) 令 頁 収 証 精算機 #01 A 精算No.000106 車室番号 (自動車) 1 入庫時刻 2024年11月17日(日) 10:04 精算時刻 2024年11月17日(日) 11:14 駐車料金 A料金 400円 ===== 合 計 400円 現金領収金額 400円 現金入金額 400円 釣銭 0円 またのご利用をお待ちしております。			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね 智史

支出年月日	2024年 11月 19日		整理No.	53
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	市民相談対応時の110-キنگ'イ'			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円	
備 考				

(領収書等貼付欄)

.....領収書.....

テクハン株式会社

-----車室 No.9-----

入庫時刻 11月19日 15時28分
 精算時刻 11月19日 16時05分

受領金額 400円
 2024年11月19日16時06分 発行

消費税率10% 登録番号T
 4130001005683

 プーパーク
 伏見大手筋第8

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 11月 25日	整理No.	54
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	医療関係者へのヒアリング時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.4

入庫時刻 11月25日 18時38分
精算時刻 11月25日 18時54分受領金額 200円
2024年11月25日18時54分 発行登録番号T2
130001023547
消費税10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

1/21 ✓
やまね 智史

支出年月日	2024年12月1日		整理No.	55
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	医療関係者のレセリング時のアルコール代			
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥400 円	
備 考				
(領収書等貼付欄) 領収書..... 株式会社グッドハウジング 入庫時刻 12月01日 08時30分 精算時刻 12月01日 09時15分 受領金額 400円 2024年12月01日09時15分 発行 インボイス制度登録番号T 4130001029204 駐車料金 消費税込10% フルーツパーク竹田駅第2				

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

1/21 ✓
也手ね 知史

支出年月日	2024年12月1日	整理No.	56
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の110-モニタ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥500 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
.....領収書..... 入庫時刻 12月01日 09時27分 精算時刻 12月01日 11時56分 受領金額 500円 2024年12月01日11時56分 発行 適用税率: 10% (税込) 登録番号: T829000 1020894 藤森神社第一駐車場			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね知史

支出年月日	2024年12月13日	整理No.	57
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の110-キング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

.....領収書.....

株式会社コンセプト

-----車室 No.2 -----

入庫時刻 12月13日 08時09分
精算時刻 12月13日 08時52分

受領金額 400円
2024年12月13日08時52分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2024年12月17日	整理No.	58
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	高齢者団体へのビジネスマンへの報酬代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

テクハン株式会社

車室 No.19

入庫時刻 12月17日 10時33分
精算時刻 12月17日 11時50分受領金額 600円
2024年12月17日11時51分 発行消費税率10% 登録番号T
4130001005683プーパーク
伏見寺田屋西

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年12月21日	整理No.	59
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

入庫時刻 12月21日 15時06分
精算時刻 12月21日 17時04分
受領金額 400円
2024年12月21日17時04分 発行
適用税率：10%（税込）
登録番号：T829000
1020894

藤森神社第一駐車場

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

也非的智史

也非的智史

2.	60
----	----

2.	60
----	----

2.	60
----	----

2.	60
----	----

2.	60
----	----

2.	60
----	----

2.	60
----	----

- | | |
|----|----|
| 2. | 60 |
|----|----|

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 裕史

支出年月日	2024年12月27日	整理No.	61
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者への取引に関する110への問い合わせ		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	4500 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ □ご利用ありがとうございました □
 □ またのお越しを □
 □ お待ちしております □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

車室009 No.60022-01 051448
 入庫日時 2024年12月27日 13時24分
 精算日時 2024年12月27日 14時47分
 駐車時間 1時間23分
 駐車料金(一般車) 500円
 現金計 500円
 (税込)
 投入額 1,000円
 釣銭額 500円

京都府京都市中京区大炊町201番地
 TEL 075-222-0562

発行駐車場
 新聞パーキング

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

支出年月日	2024年12月29日	整理No.	62
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	介護従事者の長時間勤務の報酬代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 800 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.4

入庫時刻 12月29日 17時47分
精算時刻 12月29日 19時28分

受領金額 800円
2024年12月29日19時28分 発行

登録番号 T2
130001023547
消費税 10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの精史

支出年月日	2025年 / 月 8日	整理No.	63
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者1人13リノア時x10-キソグ代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 200 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.4

入庫時刻 01月08日 20時19分
精算時刻 01月08日 20時47分

受領金額 200円
2025年01月08日20時47分 発行

登録番号 T2
130001023547
消費税 10%込

近鉄伏見駅パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

也手ね智史

支出年月日	2025年 1月10日	整理No.	69
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥600 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

.....領収書.....

株式会社コンセプト

-----車室 No.4-----

入庫時刻 01月10日 16時49分
精算時刻 01月10日 17時59分

受領金額 600円
2025年01月10日17時59分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2025年 1月12日	整理No.	65
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時A 10-モ-代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥200 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			
.....領収書..... 入庫時刻 01月12日 09時42分 精算時刻 01月12日 10時55分 受領金額 200円 2025年01月12日10時56分 発行 適用税率: 10% (税込) 登録番号: T829000 1020894 藤森神社第一駐車場			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2025年 1月 17日	整理No.	66
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	久我町杜市管住宅視察時のバレーボール代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 550 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

Times 駐車券
タイムズ24株式会社
 玉光湯ひじりのね伏見店
 駐車場
 0120-72-8924
 適用税率10%
 登録番号 T40-00C1137274

25-01-17 12:32
 精算01-17 14:30
 駐車時間 1時間58分
 駐車料金 550円
 割引 0円
合計4又書
 前払 0円
 現金 550円
 釣銭 450円
 NO. 695226

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2025年 / 1月18日	整理No.	67
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 220 円
備 考			

（領収書等貼付欄）



リパーク京阪丹波橋駅西

領 収 書

精算機 #01 A 精算No.000158
車室番号 (自動車) 2
入庫時刻 2025年 1月18日(土) 16:10
精算時刻 2025年 1月18日(土) 16:29
駐車料金 A料金 220円
=====

合 計 220円
(内税10%対象額 220円)
現金領収金額 220円
現金入金額 220円
約銭 0円

三井不動産リアルティ株式会社
登録番号 T8010001140514

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

1/21 ✓
也手知解史

支出年月日	2025年 1月19日	整理No.	68
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時912モン代		
按 分 割 合	10%	政務活動費 支 出 額	¥500 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

入庫時刻 01月19日 17時48分

精算時刻 01月19日 21時13分

受領金額 500円

2025年01月19日21時14分 発行

適用税率: 10% (税込)

登録番号: T829000
1020894

藤森神社第一駐車場

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

やまね 船史

支出年月日	2025年 / 1月 21日	整理No.	69
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 <u>通信運搬費</u> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事業者19ヒアリング時のレモン代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

テクハン株式会社

車室 No.6

入庫時刻 01月21日 11時59分
精算時刻 01月21日 13時04分

受領金額 400円
2025年01月21日13時04分 発行

消費税率10% 登録番号T
4130001005683

プーパーク
京阪藤森駅前

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

支出、圖書(一般用)

会派名又は種名

也手ぬ 婿史

(領収書等貼付欄)

領 収 証

車室001
入庫日時
精算日時
駐車時間

No. 57767-01 064457
2025年01月24日 18時22分
2025年01月24日 20時29分
2時間07分

登録番号 T7130005012806
一般財団法人京都市都市整備公社
駐車料金(一般車) 700円

現金計
消費税 率10%(内税) 700円
投入額
釣銭額 1,000円
300円

発行駐車場
梅小路公園西第3駐車場

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2025年 1月 26日	整理No.	71
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談時 a 10-5-20代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 500 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

入庫時刻 01月26日 18時35分

精算時刻 01月26日 21時30分

受領金額 500円

2025年01月26日21時30分 発行

適用税率: 10% (税込)

登録番号: T829000
1020894

藤森神社第一駐車場

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

F
11V
也排智史

支出年月日	2025年 2月 4日	整理No.	72
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時αパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.5

入庫時刻 02月04日 18時23分
精算時刻 02月04日 19時03分

受領金額 400円
2025年02月04日19時03分 発行

登録番号T2
130001023547
消費税10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

4
61 ✓
也弄的智史

支出年月日	2025年 2月 14日	整理No.	73
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	保育関係者へのPTAの「年」の「代」		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 700 円
備 考			

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまの智史

支出年月日	2025年 2月 16日	整理No.	74
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	4,700 円
備 考			

(領収書等貼付欄)



京都銀行墨染支店 パーキング

No.636

キョウテク株式会社

登録番号 T2-1300-0100-4191

適用税率10%(税込)

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.000251
 車室番号 (自動車) 1
 入庫時刻 2025年 2月16日(日) 09:32
 精算時刻 2025年 2月16日(日) 15:09
 駐車料金 A料金 700円
 =====
 合 計
 現金領収金額 700円
 現金入金額 700円
 的銭 1,000円
 300円

またのご利用をお待ちしております。

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね 智史

支出年月日	2025年 3 月 18 日	整理No.	75
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時のパーキング代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 440 円
備 考			

(領収書等貼付欄)



リパーク壬生川正面東

領 収 書

精算機 #01 A 精算No.000078
 車室番号 (自動車) 3
 入庫時刻 2025年 3月18日 (火) 10:31
 精算時刻 2025年 3月18日 (火) 11:47
 駐車料金 A料金 440円
 =====
 合 計 440円
 (内税10%対象額 440円)
 現金領収金額 440円
 現金入金額 440円
 釣銭 0円

三井不動産リアルティ株式会社
登録番号 T8010001140514

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

也手お 殖史

支出年月日	2025年 3月 27日	整理No.	76
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市民相談対応時の110メール代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 800 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

領収書

株式会社コンセプト

車室 No.2

入庫時刻 03月27日 18時03分
 精算時刻 03月27日 19時50分

受領金額 800円
 2025年03月27日19時51分 発行

登録番号T2
 130001023547
 消費税10%込

丹波橋新町角パーキング

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

注2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名

也手智史

支出年月日	2025年 3月28日	整理No.	77
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	市長相談対応時のレモン代		
按 分 割 合	10/10	政務活動費 支 出 額	¥ 400 円
備 考			

（領収書等貼付欄）

領収書

テクハン株式会社

車室 No.13

入庫時刻 03月28日 12時17分
精算時刻 03月28日 13時13分

受領金額 400円
2025年03月28日13時14分 発行

消費税率10% 登録番号T
4130001005683

フーフーパーク
伏見寺田屋西

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

支出調書一覧表

やまね智史

人件費

整理番号	支出日	使途内容	支出金額（円）
1	4/25	議員共同事務所の政務調査員の4月分給与（従事按分）、／	166,200
2	5/24	議員共同事務所の政務調査員の5月分給与（従事按分）、／やまね	158,900
3	5/31	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担4月分	21,390
4	6/25	議員共同事務所の政務調査員の6月分給与（従事按分）、／	162,290
5	7/1	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担5月分（日報按分）、／	20,860
6	7/5	共同事務所の政務調査員の労働保険料事業主負担分（記録簿按分90%）、／	28,870
7	7/25	議員共同事務所の政務調査員の7月分給与、／	161,450
8	7/26	議員共同事務所の政務調査員の夏期一時金（12～5月の従事按分）、／	115,333
9	7/31	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担6月分、／	21,380
10	8/23	議員共同事務所の政務調査員の8月分給与（従事按分）、／やまね	134,662
11	9/2	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担7月分+夏季一時金分（日報按分）、／	36,450
12	9/25	議員共同事務所の政務調査員の9月分給与（従事按分）、／やまね	134,308
13	9/30	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担8月分（日報按分）、／やまね	19,865
14	10/25	議員共同事務所の政務調査員の10月分給与（従事按分）、／	75,817
15	10/31	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担9月分（日報按分）、／	20,623
16	11/25	議員共同事務所の政務調査員の11月分給与（従事按分）、／やまね	136,405
17	12/2	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担10月分（日報按分）、／やまね	11,130
18	12/24	議員共同事務所の政務調査員の冬季一時金（6-11月の従事按分）、／	111,835
19	12/25	議員共同事務所の政務調査員の12月分給与（従事按分）、／	138,933
20	1/6	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担11月分（日報按分）、／	20,890
21	1/24	議員共同事務所の政務調査員の1月分給与（従事按分）、／やまね	138,004
22	1/31	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担12月分と冬季一時金（日報按分）、／やまね	37,940
23	2/25	議員共同事務所の政務調査員の2月分給与（従事按分）、／やまね	139,385
24	2/28	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担1月分（日報按分）、／やまね	20,640
25	3/25	議員共同事務所の政務調査員の3月分給与（従事按分）、／	131,420
26	3/31	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担2月分（日報按分）、／	20,830
27	4/30	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担3月分（日報按分）、／やまね	18,610
			2,204,420

4/25 ✓

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 4 月 25 日	整理No.	1
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の4月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	166200 円
備 考	総額2,337,073円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

6/9

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 5 月 24 日	整理No.	2
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の5月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	158900 円
備 考	総額2,284,908円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄) 一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 5 月 31 日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担4月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	21390 円
備 考	政務調査員7人分の4月分を14人の議員で分担		
被保険者分 294,374 円 団会計負担分 1,614 円 共通台帳に領収書			

2/36

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 6 月 25 日	整理No.	4
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の6月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	162290 円
備 考	総額2,282,614円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 1 日	整理No.	5
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担5月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	20860 円
備 考	政務調査員7人分の5月分を14人の議員で分担		
被保険者分 294,374 円 団会計負担分 9,042 円 共通台帳に領収書			

第4号様式（第4条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 5 日		整理No.	6
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の労働保険 事業主負担分			
按 分 割 合	記録簿に基づく按分 90%	政務活動費 支 出 額	28870 円	
備 考	事務局職員(449,072円)を按分し14人の議員で分担			
(領収書等貼付欄) (被保険者分 176,946 円) 団会計負担分 44,908円 2024年度年間の「従事内容」に基づく。 共通台帳に				

8/24

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 25 日		整理No.	7
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の7月分給与			
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	161450 円	
備 考	総額2,270,746円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担			
(領収書等貼付欄) 一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。				

8/9✓

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 26 日		整理No.	8
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の夏期一時金			
按 分 割 合	12月～5月の従事 内容による按分	政務活動費 支 出 額	115333 円	
備 考	総額2,108,800円と送金手数料1375円を按分し14人の議員で分 担			
(領収書等貼付欄)				
給与一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。				

8/26

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 7 月 31 日	整理No.	9
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担6月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	21380 円
備 考	政務調査員7人分の6月分を14人の議員で分担		
被保険者分 294,374 円 団会計負担分 1,702 円 共通台帳に領収書			

9/8 ✓

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 8 月 23 日	整理No.	10
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の8月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	134662 円
備 考	総額1,927,629円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

9/11✓

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 9 月 2 日	整理No.	11
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担7月分＋一時金分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	36450 円
備 考	政務調査員7人分の7月分と一時金分を14人の議員で分担		
被保険者分 572,454 円 団会計負担分 75,018 円 共通台帳に領収書			

10/26

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 9 月 25 日		整理No.	12
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の9月分給与			
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	134308 円	
備 考	総額1,928,736円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担			
(領収書等貼付欄)				
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。				

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 9 月 30 日	整理No.	13
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担8月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	19865 円
備 考	政務調査員6人分の8月分を14人の議員で分担		
被保険者分 276,140 円 団会計負担分 4,757 円 共通台帳に領収書			

11/50

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名

やまね智史

支出年月日	2024年 10 月 25 日	整理No.	14
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の10月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	75817 円
備 考	総額1,974,570円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

11/5v

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 10 月 31 日	整理No.	15
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担9月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	20623 円
備 考	政務調査員6人分の9月分を14人の議員で分担		
被保険者分 289,654 円 団会計負担分 7,986 円 共通台帳に領収書			

12/5 ✓

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 11 月 25 日	整理No.	16
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の11月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	136405 円
備 考	総額1,938,258円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 12 月 2 日		整理No.	17
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担10月分			
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	11130 円	
備 考	政務調査員6人分の10月分を14人の議員で分担			
被保険者分 289,654 円 団会計負担分 140,859 円 共通台帳に領収書				

1/26

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 12 月 24 日	整理No.	18
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の冬期一時金		
按 分 割 合	6月～11月の従事 内容による按分	政務活動費 支 出 額	111835 円
備 考	総額1,771,800円と送金手数料1375円を按分し14人の議員で分 担		
(領収書等貼付欄)			
給与一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

1/26

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2024年 12 月 25 日	整理No.	19
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の12月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	138933 円
備 考	総額1,955,705円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 6 日		整理No.	20
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担11月分			
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	20890 円	
備 考	政務調査員6人分の11月分を14人の議員で分担			
被保険者分 289,654 円 団会計負担分 4,235 円 共通台帳に領収書				

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 24 日		整理No.	21
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の1月分給与			
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	138004 円	
備 考	総額1,982,303円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担			
(領収書等貼付欄) 一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。				

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 1 月 31 日	整理No.	22
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担12月分と冬期一時金分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	37940 円
備 考	政務調査員6人分の12月分と冬期一時金分を14人の議員で分担		
被保険者分 550,940 円 団会計負担分 32,975 円 共通台帳に領収書			

3/6✓

支出調書（一般用）

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 2 月 25 日		整理No.	23
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の2月分給与			
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	139385 円	
備 考	総額1,984,753円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担			
(領収書等貼付欄)				
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。				

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 2 月 28 日	整理No.	24
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担1月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	20640 円
備 考	政務調査員6人分の1月分を14人の議員で分担		
被保険者分 289,654 円 団会計負担分 7,748 円 共通台帳に領収書			

25

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 3 月 25 日	整理No.	25
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	議員共同事務所の政務調査員の3月分給与		
按 分 割 合	従事内容に基づく按分	政務活動費 支 出 額	131420 円
備 考	総額2,152,409円と送金料1,375円を按分し14人の議員で分担		
(領収書等貼付欄)			
一覧と振込伝票は、共通台帳に添付。			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 3 月 31 日	整理No.	26
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担2月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	20830 円
備 考	政務調査員6人分の2月分を14人の議員で分担		
被保険者分 289,654 円 団会計負担分 4,986 円 共通台帳に領収書			

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 やまね智史

支出年月日	2025年 4 月 30 日	整理No.	27
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	共同事務所の政務調査員の社会保険料事業主負担3月分		
按 分 割 合	日報による按分	政務活動費 支 出 額	18610 円
備 考	政務調査員6人分の3月分を14人の議員で分担		
被保険者分 288,605 円 団会計負担分 35,091 円 共通台帳に領収書			